



第二鼓

祭儀ノ諸具ヲ辨備ス

第三鼓

祭主以下齋館前庭ニ列立

次參進忌火屋殿前庭祓所ニ列立祭主大宮司少宮司禰宜北上西面權禰宜宮掌辛櫃ニ副從シテ東上

先是神饌辛櫃ヲ祓所ニ昇居ウ

次權禰宜進ミテ祓ヲ修シ大麻ヲ揮リ神饌及諸員ヲ清ム宮掌相副ヒテ御鹽ヲ灑ク次第大麻ノ如シ

次祭主大宮司少宮司進ミテ豐受大神ヲ祝ヒ奉ル石疊御前ノ御贄調舎ニ就ク南上西面豐受大神宮ニ於

次神饌辛櫃ヲ昇立テ參進ス禰宜一員前行警蹕權禰宜四員副從禰宜以下從行

次神饌辛櫃ヲ御贄調舎ニ昇居ウ

次禰宜以下同舎ニ就ク禰宜南上西面權禰

次宮掌三員進ミテ次第ニ御贄御鹽ヲ取出シテ開ク宮掌辛櫃北ニ向ヒテ案上ニ安ス

次權禰宜三員案前ニ進ミテ御贄ヲ調理ス

次權禰宜一員進ミテ御贄ニ御鹽ヲ調和ス

次宮掌御贄ヲ辛櫃ニ納ム

次宮掌御門ヲ開ク

次祭主大宮司少宮司進ミテ中重ノ版ニ著ク東上北面

次神饌辛櫃ヲ昇立テ參進ス前行警蹕副從從行前儀ノ如シ

次神饌辛櫃ヲ瑞垣御門前東掖西掖ニ昇居ウ

次前行ノ禰宜退キテ中重ノ版ニ著キ北面副從ノ權禰宜瑞垣御門前ニ分候ス

次從行ノ禰宜中重ノ版ニ著ク東上北面

次伶人内玉垣御門下東掖ノ版ニ著ク北上西面豫參入ス

次宮掌二員瑞垣御門前ニ藁薦ヲ敷キ高案三ヲ設ク

次禰宜四員進ミテ案前ニ候ス

次禰宜神饌ヲ次第ニ禰宜ニ傳フ禰宜之ヲ案上ニ供シ初獻ノ神酒ヲ奠ス畢リテ禰宜版ニ復シ權禰宜中重ノ

版ニ著ク北上東面

此間伶人奏樂

次大宮司祭主ノ前ニ到リ祝詞文ヲ請ケ進ミテ瑞垣御門前ノ版ニ著キ之ヲ奏ス畢リテ版ニ復ス

次諸員奉拜八度拍手兩端

次禰宜案前ニ進ミ二獻ノ神酒ヲ奠ス畢リテ版ニ復ス

此間伶人奏樂

次諸員奉拜拍手一端

次三獻ノ神酒ヲ奠ス其ノ儀二獻ノ如シ

此間伶人奏樂

次諸員奉拜拍手一端  
次伶人終享奏樂

次禰宜神饌ヲ撤シテ禰宜ニ傳フ畢リテ版ニ復ス

此間伶人奏樂

次宮掌案薦ヲ撤ス

次神饌辛櫃ヲ撤ス

次諸員退下

次宮掌御門ヲ闔ツ

大御饌祝詞皇大神宮

度會乃宇治乃五十鈴乃川上乃下津磐根爾大宮柱太敷立高天原爾千木高知氏皇御  
孫命乃稱辭竟奉留挂萬久畏伎天照坐皇大神乃大御前乎慎敬比恐美恐毛白久高天  
原爾事始氏皇大神乃寄志左給志任爾食國天下乃公民乃取作良奧津御年乎八束穗乃  
茂穗爾成幸給登倍今年乃祈年乃祭爾齋利萬波清利萬波仕奉留禮代乃大御食大御酒海川  
山野乃種種乃物乎橫山乃如久置足氏波志進留狀乎平久安久介所聞食氏皇御孫命乃御  
命爾座世大御壽乎手長乃大御壽登湯津磐村乃如久常磐爾堅磐爾齋奉里伊賀志御

代爾幸給比阿禮座半左皇子等乎惠給比百官人等天下四方國乃公民爾至氏長久平  
久護惠美幸給登倍恐美恐毛申須

奉幣祝詞皇大神宮

度會乃宇治乃五十鈴乃川上乃下津磐根爾大宮柱太敷立高天原爾千木高知氏皇御  
孫命乃稱辭竟奉留挂萬久畏伎天照座皇大神乃大御前乎慎敬比恐美恐毛白久今年  
乃祈年乃祭爾皇御孫命乃宇豆乃大幣帛乎持齋利萬波持清利萬波奉出須天津祝詞乃太  
祝詞乎平久安久介所聞食氏皇御孫命乃御命爾座世大御壽乎手長乃大御壽登湯津磐  
村乃如久常磐爾堅磐爾齋奉利伊賀志御代爾幸給比阿禮座半左皇子等乎惠給比百官  
人等天下四方國乃公民爾至氏長久平久護惠美幸給比取作良奧津御年乎八束穗乃  
茂穗爾成幸給登倍恐美恐毛申須

明治四年以降祈年祭勅使表

年代	官位	氏名	年代	官位	氏名
明治四年	從四位	藤波言忠	明治五年	從三位	醍醐忠敬
同六年	式部助	五辻安仲	同七年	兼式部權助 兼大掌典	橋本實梁

明治八年	式部頭	坊城俊政
同十年	大屬	木本氏好
同十二年	一等掌典	丸岡莞爾
同十四年	三等掌典	岩倉具綱
同十六年	四等掌典	小西有勳
同十八年	掌典	岩倉具綱
同二十年	掌典	岩倉具綱
同二十二年	掌典長	公爵 九條道孝
同二十四年	掌典	岩倉具綱
同二十六年	掌典	園池實康
同二十八年	掌典	岩倉具綱
同三十年	掌典	宮中喪第二期中ニ付勅使參向無シ
同三十二年	掌典	公爵 九條道實
同三十四年	掌典	園池實康
同三十六年	掌典	北郷久政
明治九年	式部頭	坊城俊政
同十一年	二等掌典	橋本實梁
同十三年	三等掌典	岩倉具綱
同十五年	二等掌典	橋本實梁
同十七年	三等掌典	岩倉具綱
同十九年	掌典	小西有勳
同二十一年	掌典	岩倉具綱
同二十三年	掌典	岩倉具綱
同二十五年	掌典	子爵 竹屋光昭
同二十七年	掌典	宮地嚴夫
同二十九年	掌典	子爵 竹屋光昭
同三十一年	掌典	手塚光榮
同三十三年	掌典	園池實康
同三十五年	掌典	男爵 久我通保
同三十七年	掌典	藏田秋輔

同三十八年	掌典	佐伯有義
同四十年	掌典	子爵 前田利惣
同四十二年	掌典	佐伯有義
同四十四年	掌典	北郷久政
大正二年	掌典	子爵 前田利惣
同四年	掌典	子爵 河緒公篤
同六年	掌典	伯爵 烏丸光大
同八年	掌典	子爵 長谷信道
同十年	掌典	慈光寺仲敏
同十二年	掌典	伯爵 室町公藤
同十四年	掌典	下田義照
昭和二年	大喪中ニ付勅使參向無シ	
同三十九年	掌典	佐伯有義
同四十一年	掌典	園池實康
同四十三年	掌典	佐伯有義
同四十五年	掌典	子爵 前田利惣
大正三年	掌典	宮地嚴夫
同五年	掌典	長谷信道
同七年	掌典	佐伯有義
同九年	掌典	佐伯有義
同十一年	掌典	子爵 長谷信道
同十三年	掌典	八束清貫
同十五年	掌典	佐伯有義
昭和三年	掌典	男爵 小松行一

# 新嘗祭

## 現行祭儀

概説 當年の新穀を天皇親ら天神地祇に供へ奉り、又御親らも聞食し給ふ新嘗祭は、例年十一月二十三日宮中新嘉殿に於て行はせらるゝ最も嚴重なる御祭儀なり。當祭典は古より朝廷竝に天下の各神社に行はるゝ國家の重儀なりしかど、神宮に於ては之に先ちて神嘗祭を行ひ新穀を供進し給ふにより、更にこの祭を行はれざりしが、明治五年十一月より特に勅使を發遣して、祭典を執行せしめらるゝことゝなれり。爾來神宮の大祭として、各別宮攝末社所管社に至るまで、大御饌奉幣の祭儀を執行せられ、現時外宮にありては二十三日午前四時大御饌、午前七時奉幣、内宮にありては二十三日午前十一時大御饌、午後二時奉幣の次第にて行はる。然るに大正四年七月五日勅令第百八號を以て、大嘗祭を行はせらるゝ年には、神宮に於て新嘗祭を行はず、大嘗祭當日祭祀を行ふ、其の祭祀は之を大祭とすと規定せられ、更に同年十一月八日内務省令第十六號を以て其の祭式次第竝に祝詞を定め、同月十

四日大嘗祭當日祭儀は總て恆例新嘗祭に準據して之を執行したり。

幣帛神饌 幣帛は明治五年より二十六年迄は料金兩正宮各百圓、別宮各七圓五拾錢なりしが、明治二十七年より、兩正宮各五色繩各拾匹、白絹拾匹、錦壹端、木綿拾兩、麻拾兩、別宮各五色繩各五匹、木綿貳兩、麻貳兩となり、同四十三年より、兩正宮各五色繩各拾五匹、白絹拾五匹、錦壹端、木綿拾五兩、麻拾五兩、諸別宮各五色繩七匹、木綿參兩、麻參兩となりて現在に及べり。

神饌は其の品目竝に盛數等總べて、祈年祭神饌に同じ、但し林檎のところを梨を供進す。

祭式祝詞 大御饌奉幣とも祭式次第祈年祭に同じ。

### 大御饌祝詞 皇大神宮

度會乃宇治乃五十鈴乃川上乃下津磐根爾大宮柱太敷立高天原爾千木高知氏皇御孫命乃稱辭竟奉留挂萬久畏伎天照座皇大神乃大御前乎慎敬比恐美恐毛白左高天原爾神留座皇親神漏岐神漏美乃命以氏事寄給任爾天津御食乃長御食乃遠御食登皇御孫命乃新嘗所聞食左為故爾皇大神相宇豆奈比奉氏常磐爾堅磐爾齋奉利茂御世爾幸奉爾良牟依氏萬千秋乃長五百秋爾汁爾實毛赤丹乃穗爾所聞食氏豐

アカリ アカラヒ  
 明 爾 明 座 左 皇 御 孫 命 乃 奉 出 須 禮 代 乃 大 御 食 大 御 酒 海 川 山 野 乃 種 種 乃 物 乎 横 山 乃  
 如 久 置 足 氏 波 志 進 留 狀 乎 平 久 介 久 介 所 聞 食 氏 皇 御 孫 命 乃 大 御 世 乎 伊 賀 志 御 世 乃 足 御  
 世 爾 守 幸 給 比 阿 禮 座 左 皇 子 等 毛 乎 惠 給 比 百 官 人 等 天 下 四 方 國 乃 公 民 爾 至 氏 長 久 平  
 久 護 惠 美 幸 給 比 作 食 留 五 穀 毛 乎 豐 爾 榮 給 登 恐 美 恐 毛 申 須

奉幣祝詞

神嘗祭奉幣儀祝詞に同じ、但し神嘗を新嘗に作らる。

明治五年以降新嘗祭勅使表

年 代	官 位	氏 名	年 代	官 位	氏 名
明治五年	式部權助	橋本實梁	明治六年	式部助	五辻安仲
同 七 年	七等出仕	四辻公賀	同 八 年	式部權助	橋本實梁
同 九 年	七等出仕	松尾相永	同 十 年	式部權助	丸岡莞爾
同 十 一 年	二等掌典	鷺尾隆聚	同 十 二 年	一等掌典	丸岡莞爾
同 十 三 年	二等掌典	橋本實梁	同 十 四 年	二等掌典	國司仙吉
同 十 五 年	三等掌典	林直庸	同 十 六 年	三等掌典	林直庸

同 十 七 年	典	小西有勳	同 十 八 年	典	子爵竹屋光昭
同 十 九 年	典	男爵萬里小路正秀	同 二 十 年	典	男爵萬里小路正秀
同 二 十 一 年	典	男爵萬里小路正秀	同 二 十 二 年	典	宮地嚴夫
同 二 十 三 年	典	子爵千種有任	同 二 十 四 年	典	子爵千種有任
同 二 十 五 年	典	子爵前田利豊	同 二 十 六 年	典	小西有勳
同 二 十 七 年	典	北郷久政	同 二 十 八 年	典	宮地嚴夫
同 二 十 九 年	典	手塚光榮	同 三 十 年	典	子爵前田利豊
同 三 十 一 年	典	伯爵宗重望	同 三 十 二 年	典	北郷久政
同 三 十 三 年	典	伯爵宗重望	同 三 十 四 年	典	北郷久政
同 三 十 五 年	典	男爵久我通保	同 三 十 六 年	典	北郷久政
同 三 十 七 年	典	男爵久我通保	同 三 十 八 年	典	北郷久政
同 三 十 九 年	典	男爵久我通保	同 四 十 年	典	子爵前田利豊
同 四 十 一 年	典	北郷久政	同 四 十 二 年	典	子爵前田利豊
同 四 十 三 年	典	北郷久政	同 四 十 四 年	典	子爵前田利豊
大 正 元 年	典	北郷久政	大 正 二 年	典	子爵河越公篤

大正三年	同五年	同七年	同九年	同十一年	同十三年	同十五年	大正四年	昭和二年
掌	掌	掌	掌	掌	掌	掌	掌	掌
典	典	典	典	典	典	典	典	典
立花寛篤	北郷久政	立花寛篤	伯爵室町公藤	立花寛篤	伯爵庭田重行	伯爵室町公藤	子爵長谷信道	子爵長谷信道
大正四年	同六年	同八年	同十年	同十二年	同十四年	大喪中ニ付勅使ノ參向無シ	大正四年	昭和二年
レズ	掌	掌	掌	掌	掌	掌	掌	掌
典	典	典	典	典	典	典	典	典
子爵長谷信道	子爵長谷信道	子爵長谷信道	立花寛篤	子爵長谷信道	伯爵室町公藤	伯爵室町公藤	伯爵室町公藤	伯爵室町公藤

神宮祭典儀仗兵之件

神宮新年祭

神宮神嘗祭

神宮新嘗祭

右御祭典之節爲儀仗歩兵一中隊被差出候條爲心得及御達候也

(明治九年三月廿八日式部寮達神宮司廳)

月次祭

古儀由來

概説 神宮に於ける六月十二月の月次祭は、神嘗祭と共に三節祭、又は三祭禮とも稱し、古來神宮に最も深き由緒ある祭儀なり。而して祭儀の主要なる一は由貴大御饌を朝夕に供進するの儀にして、その次第は凡て神嘗祭由貴大御饌供進の儀に同じ。今一の儀は、神戸所進の御調の荷前絲を東寶殿に奉納するの儀にして、當日は齋内親王の御參入あり、大神宮司禰宜以下供奉、宮司祝詞を宣して奉納の儀を行ふ。十二月に奉納の儀は、以上は御鎮座以來の古儀に屬するものなりしが、後に神祇官の月次祭儀起りて、神宮には特に使中臣を遣はして幣帛を供進せらるゝに及び、官幣の供進は荷前の赤引の調絲奉納と共に行はるゝことゝなれり。但し延暦の頃は尙ほ幣帛使參入の日一定せざりしが、延喜の時代に至り豊受大神宮は十六日、皇大神宮は十七日參入奉幣の儀を行ふことゝなれり。式に見ゆる勅使參入奉幣の儀の梗概左の如し。

當日平旦齋内親王參入、板垣御門東頭ニ於テ下興齋王候殿ノ座ニ就ク、命婦ニレニ從ヒ左右ノ座ニ就ク、女孀ハ西殿ノ座ニ就ク、

次神宮司鬘木綿ヲ内親王ニ奉ル、内親王之ヲ命婦若クハヨリ受ケ鬘ヲ著ク  
 次神宮司太玉串ヲ内親王ニ奉ル、内親王之ヲ命婦ヨリ受ケ捧持シテ内玉垣御門内ノ座ニ著ク命婦若クハ女  
 次内親王進ミテ再拜兩段訖リテ太玉串ヲ瑞垣御門ノ西頭ニ立ク命婦之ヲ受ケ更ニ大物  
 次内親王還リテ本座ニ就ク  
 次禰宜明衣生大神宮司當太玉串ヲ執ル  
 次左ノ次第ヲ以テ中重ニ參入、版ニ著ク  
 禰宜字治大内人、右宮司幣雜物馬朝使  
 次使中祝詞ヲ申ス  
 次宮司祝詞ヲ宣ス  
 次物忌内人等幣帛案ヲ昇キ内院ニ參入、財殿ニ奉納ス  
 次齋内親王並衆官以下奉拜、再拜、八開手、短手、再  
 次衆官退出  
 使宮司以下荒祭宮ニ向フ。齋内親王ハ向ハズ  
 次奉拜、再拜兩段、  
 次退出

解齋殿ノ座ニ就ク直會ノ儀アリ、畢リテ外玉垣御門ニ參入、倭舞ヲ供ス。次第神宮司禰宜大内人幣帛使齋宮主神司察九以上一人舞畢ル毎ニ酒ヲ給ス  
 次ニ禰宜大内人妻倭舞ヲ供ス、次ニ齋宮女孺四人五節舞ヲ供ス、次ニ鳥子名舞ヲ供ス

官幣の品目數量は全く祈年祭に同じ。御調絲は皇大神宮四十絢、豐受大神宮三十絢にして、何れも度會郡の調進に係り、專當の郡司より郡内の百姓に至るまで各家別に、祓清めて潔齋奉製し、五月三十日大神宮司に於て卜定したる上、これを御調櫃に納れ、更に修祓を行ひて御調倉に納め、祭日に臨み郡司調書生服長等警蹕して之を神宮に進納したり。

由貴大御饌供進の儀は、全く九月神嘗祭の儀に同じきが、鎌倉時代に至りて、皇大神宮に荒蟻御饌アラカキ豐受大神宮には伊向御饌イムケと稱する神事新に加ることゝなれり。荒蟻御饌は即ち十五日の朝内宮の禰宜、贊海神事と稱して度會郡松下村なる神崎の濱に於て採取したる蟻の御贄を持歸り、これを苞に入れたるまゝ、由貴殿の東南方なる耳に奉懸し十六日の夜に及ぶ。伊向御饌は、尾張國知多郡篠嶋より貢進せる干鯛を十七日の朝之を豐受大神宮に供奠し禰宜祝詞を奏上したり。尙ほ月次祭の奉幣は、祈年祭と同じくも神祇官の祭儀に本き奉幣せらるゝものな



りと雖も、前述の如く神宮月次祭はこの奉幣以前、由貴大御饌の外に荷前の調絲奉納の儀ありしを以て、後世官幣延引等のことある場合、祈年祭は之を執行せざる慣例となりしも、月次祭は必ず定日に之を行ひ、應仁元年以後官幣全く中絶し、又神郡退轉して荷前調絲杜絶するに及びても、大神宮司に於て形の如く代品を調へ、之に式の送文を添へて進納したり。

大神宮司祝詞 度會乃宇治五十鈴乃川上 大宮柱太敷立 高天原 千木高知 天降辭竟奉 天照坐皇太神 乃大前 申進 天津祝詞乃太祝詞 神主部物忌等諸聞食止 宣、御宮内人

天皇 御命御坐、御壽乎手長乃御壽止 湯津如磐村常磐堅磐 伊賀志御世 幸信給此 阿禮坐皇子等 惠給此 百官人等天下四方國 百姓 至長平久 作食 五穀 豐 榮給此 護惠北幸給止 三郡國處處 御調絲 山貴 御酒御費 如海山 置足成天 大 中臣太玉串 隱侍天 今年六月十七日乃朝日乃豐榮登 稱申事、神主 部物忌等諸聞食止 宣、神主部 荒祭宮月讀宮 如是入申進止 宣、神主部 (延喜式)

賀海神事 毎年六月十五日、皇大神宮禰宜山向内人等を率ゐ、騎馬にて、本宮を出で、鹿海鏡宮の前にて、船に乗り、三津の湊を経て、江村の灣内より上陸し、此の神前に至り、先手水次に浦々島々の神を祭り、各潮水に浴す。夫より干汐を待ちて、芝根を、手懸し、御饌島に向ひて、三種の御費を取り奉る神事ありき。惜しきかな近年廢れたり。

建久年中行事六月十五日ノ條

次自鹿海各乘船二艘、之中、一艘禰宜等、一艘厨船也、祝等乗之 海路之間、於小朝熊前、乍乘船有、神拜到着阿原本神崎、先祭崎々、神々々、中、次假屋著、件假屋在、兩所、西方二字、先東屋著、鹽干相待、禰宜等於、神崎、種々御饌物、取、瀨瀬海松等也、禰宜等奉仕、後、祝部等預、神主歸、尙東、假屋著、有、鹽膳、次、西方、假屋著、鹽膳、相待、又有、鹽膳、件、鹽、一、禰宜、勤也、中、鹽畢之後、件、御費、船、奉、入、本宮、歸、參、於、海路、有、歌、三首、一、歌、云、

阿者良伎矢、島者七島止、申勢免母毛奈志加天天八八島奈利氣利。

此歌刀禰、如詔刀、三度申後、船人祝部等所誦歌也、江神社、祝、堅田神社、祝等所役也、次歌二首、

和加矢古久伊千乃保津々乃瀨美乃宇江二壽於千歲止云、花乃佐伊太留

和加君乃於波志萬佐牟古止者、左々禮石乃伊波保止奈利天古遣乃牟須萬天

自鹿海、船津、神主乘馬、本宮歸參、

(神都名勝誌)

伊吹神事 伊吹神事十七日、大宮の前せんらいこもんのみへ備物、一禰宜へ篠嶋方上る物ひだい内、子良館へ四十八まい、一禰宜方わたる。此時子良館へ熊野のさぐ方禰の中に柏の葉さこけを入持參申候、雨ふり候へ共、此役は不減禰の長さ三尺計也、千魚十六枚同所方持參申候。右千鯛の實所卅二切を紙五枚に五につ、み上をかうよりにて結び、上に柏の葉さこけを細にして少つ、はさみ申候、案の板一枚に紙三枚しき、其上に五包の伊吹を備著土器に箸一膳つ、五ぜん、盃土器五つ、ほうろくに遣酒を入柄杓にて子良役人らる。此後連御膳年魚菓子有。

(外宮神事次第)

### 現行祭儀

概説 皇大神に由貴の大御饌と宇豆の大幣帛とを供進して、皇祚の無窮を祝ひ、五穀の豊饒を祈り奉る月次祭は、例年六月十二月に行ふ神宮の大祭なり。古より三節祭と稱せられたる最も重き祭典にして、神嘗祭に准じて鄭重なる祭儀を行はせらる。月次祭奉幣の儀は、中世以來中絶したりしが、明治五年六月教部省達を以て、六月月次祭を再興せられ、同年八月には、又十二月月次祭奉幣も同様再興せられて、爾來恆例となれり。然れども官幣を奉納せらるゝに止まり、古儀の如く未だ勅使の参向を見ずして、現在に及べり。攝末社以下巡回祭典は、明治九年より祈年神嘗祭と共に行ひ來りしが、同二十年四月に至りて月次祭巡回は之れを廢せられ、其の後明治三十三年六月に、更に之を再興して、祈年神嘗新嘗と共に行ふことゝなれり。月次祭々儀に就ては、祭儀の準備竝に豫め興玉神祭御卜行事を行ふこと、及び朝夕由貴大御饌供進の儀は、全く神嘗祭の儀に同じきが、兩大御饌の間に御神樂奉奏の儀なく、又奉幣祭儀も大樣神嘗祭儀に同じきが、勅使の参向なきにより官幣辛櫃は神宮出仕これを昇き立て、權禰宜之に副從し、第二鳥居の修祓、四丈殿の點檢、竝に内院奉進の際に於ける勅使隨

員の行事を勤め、又當祭には幣帛は奉奠後之を東寶殿に奉納するの例なるにより、從つて正殿開閉扉の行事なく、又明治五年再興の際には度會縣權參事をして供進使に充てられしも、其後使の御差遣なきため、明治祭式にも大宮司御祭文に代はる祝詞を奏上することに定め、又この祝詞文は、幣帛とともに豫め式部職より護送せられしれも、明治二十年以後之を神宮に於て調備することゝなり今日に及べり。

#### 月次祭祝詞文中公民ヲ人民ト改ム

明治十九年十二月御回申候六月及十二月神宮月次祭之節  
皇大神宮並豐受大神宮へ奏上ノ祝詞文中公民ノ貳字ヲ自今人民ノ貳字ニ改定相成候條  
此段及御通知候也

大正二年十二月四日

神宮少宮司 木野戸勝隆殿

掌典 宮地 殿夫

幣帛神饌 幣帛は豫め宮内省より、式部職々員をして護送せしめらる。而して明治五年より二十七年迄は、金幣兩正宮各七拾圓、諸別宮各五圓なりしが、二十八年より兩正宮には、各五色絹拾匹、錦壹端、木綿拾兩、麻拾兩、諸別宮には、各絹壹匹、木綿貳兩、麻貳兩となり、同四十三年より更に御増加、兩正宮は各五色絹拾五匹、錦壹端、木綿拾五兩、麻拾五兩、諸別宮は各絹貳匹、木綿貳兩、麻參兩となりて現在に及べり。神饌は左の如し。

干	鯉	干	紫	海	大	牛	枇	干	鹽	水	飯	餅	白	黑
干	香	魚	海	松	根	芳	杷	栗					酒	酒
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	六	六	六
盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛
各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	六	六	六
盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛
各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	六	六	六
盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛
各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	六	六	六
盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛
各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各

干	干	干	乾	乾	海	鱈	鱈	乾	鯛	乾	身	玉	乾
伎	鳥	鮭	鯉	鮫	參			榮	切	身	取	貫	鯛
須	賊	鮭	鯉	鮫	參			螺	身	鮫	鮫	鮫	鯛
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛
各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛
各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛
各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛
各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各

月六月次祭神饌品目並盛數(朝夕二度)

品目 宮別  
皇大神宮 東相殿神 豐受大神宮 西相殿神 荒祭宮 多賀宮 月讀宮以下

品目	乾	海	鯉	鯽	野	水	青	海	大	胡	香	乾	鹽	水	飯
宮別	鮫	參	鯉	鯽	鳥	鳥	苔	松	根	苧	橙	柿			
皇大神宮	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	六
東相殿神	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各六盛
西相殿神	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	六
豐受大神宮	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	六
東相殿神	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各六盛
西相殿神	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	六
荒祭宮	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	六
多賀宮	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	六
月讀宮以下	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各六盛
三所土宮以下	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	六

品目	乾	鯛	鯨	鰻	鱈	鰻	鯨	鯛	乾	乾
宮別	鯛	鯨	鰻	鱈	鰻	鯨	鯛	乾	乾	鯨
皇大神宮	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
東相殿神	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛
西相殿神	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
豐受大神宮	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛
東相殿神	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛
西相殿神	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
荒祭宮	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛
多賀宮	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
月讀宮以下	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛	各二盛
三所土宮以下	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

十二月次祭神饌品目並盛數(朝夕二度)

品目	醴酒	清酒
皇大神宮	六盛	六盛
東相殿神	各六盛	各六盛
西相殿神	六	六
豐受大神宮	盛	盛
東相殿神	各六盛	各六盛
西相殿神	六	六
荒祭宮	盛	盛
多賀宮	六	六
月讀宮以下	各六盛	各六盛
三所土宮以下	六	六

餅	白	黑	醴	清
酒	酒	酒	酒	酒
六	六	六	六	六
盛	盛	盛	盛	盛
各六盛	各六盛	各六盛	各六盛	各六盛
六	六	六	六	六
盛	盛	盛	盛	盛
各六盛	各六盛	各六盛	各六盛	各六盛
六	六	六	六	六
盛	盛	盛	盛	盛
各六盛	各六盛	各六盛	各六盛	各六盛
六	六	六	六	六
盛	盛	盛	盛	盛
各六盛	各六盛	各六盛	各六盛	各六盛
六	六	六	六	六
盛	盛	盛	盛	盛
各六盛	各六盛	各六盛	各六盛	各六盛

祭式祝詞 祭式は大要神嘗祭々式に同じきことは前に述べたり。

大御饌祝詞皇大神宮

度會乃宇治乃五十鈴乃川上乃下津磐根爾大宮柱太敷立高天原爾千木高知氏皇御  
 孫命乃稱辭竟奉留挂萬久畏伎天照座皇大神乃大御前乎慎敬比恐美恐毛白左常毛  
 進留六月乃十六日乎以氏齋利萬波清利萬波仕奉留月次乃由貴乃夕乃大御食乎百取乃  
 机代爾備奉氏白酒黑酒乃大御酒波甕上高知豐腹滿竝倍倍廣物緒狹物與津藻菜邊  
 津藻菜甘菜辛菜爾至萬氏横山乃如久置足波志進留狀乎平久安久所聞食氏皇御孫命  
 乃御命爾座世大御壽乎手長乃大御壽登湯津磐村乃如久常磐爾堅磐爾齋奉里伊賀  
 志御代爾幸給比阿禮座左皇子等乎惠給比百官人等天下四方國乃公民爾至萬長久

平久護惠美幸給比作食留五穀毛豐爾榮米給登恐美恐毛申須

奉幣祝詞皇大神宮

挂卷母恐伎伊勢乃度會乃五十鈴乃河上乃下津磐根爾大宮柱太敷立高天原爾千木  
 高知且稱辭竟奉留天照坐皇大神乃大前爾神宮大宮司官位勳功爾氏名恐美恐母  
 白左今年六月乃月次乃祭爾宇豆乃御幣帛奉出志給布事乎平久良氣安久良氣開食且天  
 皇乃大御代乎安御代乃足御代爾幸倍給比仕奉留百官人等天下四方國乃人民爾至  
 留萬伊加志夜具波延乃如久立榮志給止倍須事乎聞食登世恐美恐母白須又別宮止座  
 須荒祭宮月讀宮月讀荒御魂宮伊佐奈岐宮伊佐奈彌宮瀧原宮瀧原竝宮伊雜宮風日  
 祈宮倭姬宮十所乃御前母御幣帛奉出志給布事乎聞食止恐美恐母白須

右は御祭文に代はる祝詞にして大宮司之を奏上す。少宮司奏上の祝詞は神嘗祭奉幣祝詞に同じ。

祭典ノ節正殿開扉ノ件(明治二〇年四月)

神宮諸祭節五月八月風日祈祭ノ外ハ正殿開扉奉仕候處右ハ神宮御改正後ノ儀式ニテ神  
 宮ノ舊儀ニ無之且屢開扉候ハ却テ不敬ノ恐モ有之追々祭儀舊式ニ被復度見込ニ付自今  
 祈年神嘗新嘗ノ三祭勅使參向幣帛御奉納ノ節ニ限リ開扉シ其餘ノ諸祭ハ總テ閉扉ノ儘  
 奉仕候様致度此段相伺候也

追テ本文之通知正相成候上ハ五月十月神御衣及六月十二月月次祭幣帛ハ舊儀ニ依リ正殿へ奉奠後東  
 寶殿へ奉納候様致度此殿申添候也

指令(明治二〇年四月二三日宮内大臣) 伺之通

### 神御衣祭

#### 古儀由來

概説 神御衣祭は神嘗祭と共に神宮に特別の由緒ある祭典にして、既に神祇令に於て孟夏季秋の祭として國家の常祀に列す。即ち皇大神宮竝に荒祭宮に對し四月と九月との兩度に於て大御神の神衣を奉獻する祭事にして、御衣には和妙絹と荒妙麻とあり。和妙は古來神宮所屬の神部たる神服部氏、荒妙は同じく神部たる神麻績氏、その調進のことに預る。蓋し神衣の奉獻は天宮の御例に淵源し、兩神部の氏族其の儀を傳へて神宮に奉仕するに至れりと云ふ。又その神衣奉獻の殿舎等のことは、所管社神服織機殿神社神麻績機殿神社の條に述べたり。

祭日は古より四月・九月の十四日に定まり、前月の晦日離宮院に宮司禰宜參集、祓を修し、當日兩神部各其の織女八人を率ゐ、御衣を捧持して參入、宮司禰宜内人共に内院に進みて奉納の儀を行へり。式に見ゆる御衣竝に附屬品目の數量左の如し。

皇大神宮	和妙衣 二十四匹 廣一尺二寸八匹 廣一尺 八匹 韓櫃一合ニ納ム	荒妙衣 十二匹 韓櫃一合
	髮絲。頸玉。手玉。 足玉ノ緒。俗襪緒。長各五尺 各十六條 筥一合ニ納ム	同 上 各八條 筥一合
	縫 絲 尺長五 六十四條 韓櫃一合ニ納ム	同 上 四十條 韓櫃一合
	長 刀 子 一枚	同 上 各八枚
	短刀子。錐針。鉾鋒 各十六枚	同 上 一枚
	著 絲 玉 串 二枚	同 上 一枚
	荒妙衣 八十匹 廣一尺六寸 四十匹 廣一尺 四十匹 韓櫃一合ニ納ム	荒妙衣 四十匹 韓櫃一合
	刀 子 針 各二十枚	同 上 各十二枚

祭儀は帳式及び其の後を通じ變遷する所なきが如く、今中古行はれたる式次第の梗

概を擧ぐれば左の如し。

御門御垣等ニ櫛ヲ奉飾シ八重櫛ヲ差シ奉ル

次兩神部織子(女人面男等御衣唐櫃各ニ合テ奉ジ參入ス途申檢非遣使二

次河原殿西祓所ニ於テ修祓畢リテ酒

次宮司禰宜以下神部等ヲ具シ列參唐櫃ヲ御鹽湯所石壺ニ昇居ウ

次一禰宜御衣送文ヲ披見ス

次一禰宜祇承ノ檢非遣使ニ對シ神部織子等職數ニ任セ參ルヤヲ問ヒ祇承コレニ答フ

次宮司木綿鬘ヲ著ケ太玉串ヲ執ル禰宜以下神部織子等同ジク太玉串ヲ執ル

次次第ヲ以テ中重ニ參入石壺ニ着ク御唐櫃ハ八重櫛ノ東方ニ昇居ウ

次宮司進ミテ祝詞ヲ奏ス

次宮司禰宜以下太玉串ヲ奉進ス

次宮司禰宜大内人等内院ニ參入東寶殿ニ御衣ヲ奉納ス

次中重ニ於テ奉拜八度

次宮司ハ南御門禰宜以下西御門ヨリ退出ス

次荒祭宮拜所ニ於テ奉拜八度

豫メ荒祭宮御料唐櫃ニ合テ拜所ニ昇居ウ

次玉串大内人荒祭宮内人物忌等神部等ト共ニ御唐櫃ヲ奉シ荒祭宮ニ參入シ玉串大内人祝詞ヲ讀進シ御衣ヲ奉納ス

次宮司以下一殿直會ノ座ニ著キ饗膳ノ儀アリテ退出ス

然るに當祭儀も應仁の大亂以後祈年月次の諸祭と共に廢絶し、漸く元祿十二年に至りて再興せられたるも、神衣御料の調進全く備るに至らずして、僅に絹絲を奉獻するに止りたり。

大神宮司祝詞 四月神衣祭祝詞九月

度會乃宇治乃五十鈴乃川上田大宮柱太敷立天高天原千木高知天稱辭竟天照坐皇大神乃大前申入

服織麻績乃人等乃常毛奉仕留和妙荒妙乃織乃御衣乎進事乎申給止申荒祭宮如是申天進止宣宣立内

### 現行祭儀

概説 神御衣祭は、神服織機殿にて奉織の和妙、神麻績機殿にて奉織の荒妙の御衣を天祖大御神に奉る祭にして、皇大神宮及び荒祭宮に限りて行はるゝ神宮の大祭なり。此の祭日は往代より例年四月九月の十四日に行はれ來りしが、明治十三年より五月

十月の十四日に行ふことに改定せられたり。

元祿十二年四月に神服織神麻績兩機殿を再建し、祭儀を復興せられしも、和妙荒妙の織立奉納の事無く、僅に形代として些少の絲を調進せるのみにて、未だ復古の全備を見るに及ばざりしが、明治七年五月に至り神宮大宮司の稟申に本き、始めて和妙荒妙の御料調進を復興せらる。然れども其の奉進員數は猶舊例に及ばず、漸く古代員數(延喜式)の約十分の二の割を以て奉進せられ、又神官等、神服織機殿神社及び神麻績機殿神社に參向して、神御衣奉織始祭、同鎮謝祭を執行し奉織の式を行ひしも、其の和妙荒妙は商人に織立てしめたるものを購入し、之を當月一日より十三日間兩機殿神社内八尋殿に奉安し、當日之を正宮に護送して供進したり。

其の後明治三十三年に至り、同年五月の神御衣祭より奉進員數を全く舊儀に復して奉奠することとなり、且亦其の織立に就きても當業者に特命し、荒妙は明治三十四年十月より奈良縣山邊郡福住村に、又昭和三年五月よりは奈良縣添上郡月瀬村に、和妙は明治四十三年十月より愛知縣葉栗郡木曾川町大字外割田に、各特別工場を設置せしめ、其工場に於て織立てたるものを納入せしめ來りしが、大正三年五月に至り兩機殿神社内八尋殿に於て和妙荒妙各宮各壹匹づゝの奉織を行ひ、漸く舊儀奉織の一端

を實現するに至れり。而して其の奉織を行ふに方り、神宮權禰宜一員、宮掌一員、兩機殿神社に參向して神御衣奉織始祭を行ひ、權禰宜は神服織機殿に於て和妙を、宮掌は神麻績機殿に於て荒妙を織り奉り、十三日神御衣奉織鎮謝祭を行ふ。而して其の織工は當初、愛知縣及び奈良縣の工場主より派遣せしめしも、大正五年五月よりは、兩機殿神社所在地村民の請願に依り、往古神服織連、神麻績連等神御衣奉織の由緒を以て、所在地青年に従事せしむることに定めたり。又愛知縣木曾川町にて織立たる和妙、奈良縣月瀬村にて織りたる荒妙は、各神服織神麻績機殿内八尋殿に當月一日より十三日まで奉安して、兩機殿にて奉織せる御衣と共に十四日内宮齋館に護送し供進することゝなれり。

和妙荒妙數量 明治七年六月に舊儀を再興して和妙荒妙衣を調進せらる。其の奉進員數は左の如し。

皇大神宮 五月神御衣祭  
十月之二同ジ

和妙御衣

貳匹

長各四丈弘  
壹尺五寸

同

貳匹

長各四丈弘  
壹尺貳寸

同

貳匹

長各四丈  
弘壹尺



御筥壹合ニ納ム

長壹尺七寸、弘七寸、高四寸五分、蓋長壹尺七寸五分、弘七寸五分、板厚貳分

御髻絲

四條

長各五尺

御頸玉緒

四條

同上

御手玉緒

四條

同上

御足玉緒

四條

同上

御袋襪緒

四條

同上

御縫絲

拾參條

同上

御針

四枚

長各壹寸五分

御筥壹合ニ納ム

長壹尺七寸、弘六寸九分、高貳寸、蓋長壹尺七寸五分、弘七寸五分、板厚貳分

荒妙御衣

八匹

長各四丈、弘壹尺六寸

御筥壹合ニ納ム

長壹尺八寸、弘壹尺壹寸五分、高六寸、蓋長壹尺八寸五分、弘壹尺貳寸五分、板厚貳分

荒妙御衣

八匹

長各四丈、弘壹尺

御針

五枚

長各壹寸五分

御筥壹合ニ納ム

長壹尺八寸、弘壹尺壹寸五分、高六寸、蓋長壹尺八寸五分、弘壹尺貳寸五分、板厚貳分

以上辛櫃貳合ニ納ム

長各參尺、弘貳尺、高壹尺四寸、蓋長參尺壹寸、弘貳尺壹寸五分、高參寸五分、板厚五分、足長壹尺七寸、各金銅金物、鑲雨皮等有

初

貳枝

長各七尺、徑貳寸

白布結緒

四條

長各壹丈七尺、弘壹尺貳寸

荒祭宮 五月神御衣祭 十月之二同シ

和妙御衣

壹匹

長四丈、弘壹尺五寸

同

壹匹

長四丈、弘壹尺貳寸

同

壹匹

長四丈、弘壹尺

御筥壹合ニ納ム

長壹尺七寸、弘六寸、高貳寸五分、蓋長壹尺七寸五分、弘六寸五分、板厚貳分

御髻絲

貳條

長各五尺

御頸玉緒

貳條

同上

御手玉緒

貳條

同上

御足玉緒

貳條

同上

御袋襪緒

貳條

同上

御縫絲

八條

同上

御針

貳枚

長各壹寸五分

御筥壹合ニ納ム

長壹尺七寸、弘四寸、高貳寸、蓋長壹尺七寸五分、弘四寸五分、板厚貳分

荒妙御衣 四匹 長各四丈弘  
 御宮壹合ニ納ム 長壹尺八寸弘壹尺壹寸五分高四寸蓋長壹尺八寸五分弘壹尺貳寸壹分板厚貳分  
 荒妙御衣 四匹 長各四丈  
 弘壹尺  
 御針 參枚 長各壹寸五分  
 御宮壹合ニ納ム 長壹尺八寸弘壹尺壹寸五分高四寸蓋長壹尺八寸五分弘壹尺貳寸壹分板厚貳分  
 以上辛櫃貳合ニ納ム 寸尺等皇大神宮御料ニ同シ  
 初 貳枝 同上  
 白布結緒 四條 同上

明治三十三年五月に至り員數を全く延喜式所載の舊儀に復す。其の數量左の如し。

皇大神宮 五月神御衣祭 十月之二同シ

和妙御衣 八匹 寸尺等從前ノ如シ  
 同 八匹 同上  
 同 八匹 同上  
 御宮貳合ニ納ム 同上  
 御髻絲 拾六條 寸尺等從前ノ如シ

御頸玉緒 拾六條 同上  
 御手玉緒 拾六條 同上  
 御足玉緒 拾六條 同上  
 御袴襪緒 拾六條 同上  
 御縫絲 六拾四條 同上  
 御針 拾六條 同上  
 御宮壹合ニ納ム 同上  
 荒妙御衣 四拾匹 寸尺從前ノ如シ  
 御宮四合ニ納ム 同上  
 荒妙御衣 四拾匹 寸尺從前ノ如シ  
 御針 貳拾枚 同上  
 御宮四合ニ納ム 同上  
 以上辛櫃五合ニ納ム 寸尺等從前ノ如シ  
 初 五枝 同上  
 白布結緒 拾條 同上

荒祭宮 五月神御衣祭  
十月之ニ同シ

- 和妙御衣 五匹 寸尺等從前ノ如シ
- 同 四匹 同上
- 同 四匹 同上
- 御宮壹合ニ納ム 同上
- 御髻絲 八條 寸尺從前ノ如シ
- 御頸玉緒 八條 同上
- 御手玉緒 八條 同上
- 御足玉緒 八條 同上
- 御俗襪緒 八條 同上
- 御縫絲 四拾條 同上
- 御針 八枚 同上
- 御宮壹合ニ納ム 同上
- 荒妙御衣 貳拾匹 寸尺從前ノ如シ
- 御宮貳合ニ納ム 同上

- 荒妙御衣 貳拾匹 寸尺從前ノ如シ
- 御針 貳拾枚 同上
- 御宮貳合ニ納ム 同上
- 以上辛櫃參合ニ納ム 寸尺從前ノ如シ
- 初 參枝 同上
- 白布結緒 六條 同上

### 兩機殿神社祭儀

神御衣奉織始祭 八尋殿に於て和妙荒妙を奉織するに先ちて、五月一日午前八時（十月之に同シ）兩機殿神社に於て神御衣奉織始祭を行ふ。時刻權禰宜宮掌參進して、先づ祓所にて祓を修し御絲辛櫃及び神饌辛櫃を清め、神服織機殿神社の御前に進みて神饌を供し、祝詞を奏して御祭を奉仕し、次に八尋殿に參進して、御扉を開き御絲を納めて、權禰宜御衣を織り始むる式を行ふ。而して神服織機殿神社祭儀畢りて神麻績機殿神社に至り、同様の祭典を行ふ。其の式次第左の如し。

祭式 神麻績機殿神社ノ異ナル所ハ  
□ヲ以テ別ツ、以下之ニ倣フ。

權禰宜宮掌<sup>織工</sup>神服織機殿神社齋館ニ參集  
祭儀ノ諸具ヲ辨備ス

權禰宜宮掌<sup>織工</sup>齋館前庭ニ列立

次參進祓所ニ列立

先是和妙御絲辛櫃荒妙御絲辛櫃神饌辛櫃ヲ祓所ニ昇居ウ

次權禰宜祓ヲ修シ大麻ヲ揮リ宮掌御鹽ヲ灑キテ御絲神饌ヲ清ム

次御絲辛櫃神饌辛櫃ヲ昇立テ參進ス權禰宜宮掌副從<sup>織工</sup>

次御絲辛櫃神饌辛櫃ヲ機殿神社御門前ニ昇居ウ御絲辛櫃東掖<sup>神饌辛櫃西掖</sup>

次各御門前ノ版ニ著ク權禰宜宮掌東上北<sup>面織工北上東面</sup>

次宮掌御門ヲ開ク

次宮掌御門前ニ案薦ヲ設ク

次權禰宜案前ニ候ス

次宮掌神饌ヲ次第ニ權禰宜ニ傳フ權禰宜之ヲ案上ニ供シ神酒ヲ奠ス

次權禰宜御門前ノ版ニ著キ祝詞ヲ奏ス

次各奉拜八度拍手兩端

次權禰宜神饌ヲ撤シテ宮掌ニ傳フ

次宮掌案薦ヲ撤ス

次神饌辛櫃ヲ撤ス

次宮掌御門ヲ闔ツ

次御絲辛櫃ヲ昇立テ八尋殿ニ參進ス權禰宜副從宮掌<sup>織工</sup>從行

次御絲辛櫃ヲ同殿階下東掖ニ昇居ウ

先是御門ヲ開ク

次各御門前ノ版ニ著ク權禰宜宮掌東上北<sup>面織工北上東面</sup>

次宮掌御鹽ヲ權禰宜ニ進ム

次權禰宜御扉ヲ開キテ御鹽ハ御殿内ニ候ス<sup>床ニ安ス</sup>

次宮掌御鹽ヲ執リテ殿内ヲ清ム

次宮掌賢木ヲ殿外四隅ノ柱ニ副樹ツ

次權禰宜宮掌御絲辛櫃ヲ殿内ニ納ル<sup>織工階下ニ候</sup>シテ傳進ス

次宮掌御絲ヲ取出シテ權禰宜ニ傳フ權禰宜之ヲ案上ニ安ス

次權禰宜高機ニ御絲ヲ具シテ御衣ヲ奉織シ始ム

次權禰宜御扉ヲ闔ツ

次權禰宜版ニ復シテ御鹽ヲ宮掌ニ授ク

次宮掌御門ヲ闔ツ

次各退下

神服織機殿神社祭儀畢リテ後荒妙御絲辛櫃神饌辛櫃ヲ昇立テ神麻績機殿神社ニ參向ス  
神饌品目並盛數

五月奉織始祭											十月奉織始祭										
饅	乾	乾	荒	落	乾	鹽	水	飯	醴	清	饅	乾	乾	鹿	枝	鹽	水	飯	醴	清	
	魚	鯉	海		栗						尾	魚	鯉	尾	菜	柿					
一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	三	三	
盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	

各々御箸一雙ヲ添フ

神饌は外宮忌火屋殿にて調理し各折櫃一合に入れ辛櫃に納めて祭典前日護送す。

祝詞 神服織機殿神社

多氣乃流田爾座氏天照座皇大神乃神服織機殿平守座須大神乃前爾白久高天原爾  
 事始給志例乃任爾天照座皇大神荒祭皇大神二所乃神御衣仕奉此乃神服織乃  
 八尋殿爾五百機立氏齋利萬波清利萬波仕奉留官官乃人等乃手躡足躡爲須米捧進牟和  
 妙乃御衣乎清爾良加織米良志給登倍大御酒海川山野乃種種乃物乎置足波志進久  
 乎相宇豆奈比護惠美幸給登恐美恐申須

神麻績機殿神社之に同じ、但し「多氣乃流田」を「飯野乃麻績」に「神服織」を「神麻績」に「和妙」を「荒妙」に作る。

神御衣奉織鎮謝祭 神御衣の織立全く畢りて、五月十三日午前八時(十月之に同じ)兩機殿神社に幣帛を奉りて奉織鎮謝祭を行ふ。其の次第左の如し。

祭式

- 權禰宜宮掌 織工 神服織機殿神社齋館ニ參集
- 祭儀ノ諸具ヲ辨備ス
- 權禰宜宮掌 織工 齋館前庭ニ列立
- 次參進祓所ニ列立

先是幣帛辛櫃ヲ祓所ニ昇居ウ

次權禰宜祓ヲ修シ大麻ヲ揮リ宮掌御鹽ヲ灑キテ幣帛ヲ清ム

次幣帛辛櫃ヲ昇立テ參進ス權禰宜副從宮掌織工從行

次幣帛辛櫃ヲ機殿神社御門前東掖ニ昇居ウ

次各御門前ノ版ニ著ク權禰宜宮掌東上北面  
織工北上東面

次一拜畢リテ八尋殿御門前ノ版ニ著ク權禰宜宮掌東上北面  
織工北上東面

次宮掌御門ヲ開ク

次宮掌御鑰ヲ權禰宜ニ進ム

次權禰宜御扉ヲ開キテ御鑰ハ御殿内ニ候ス  
床ニ安ス

次宮掌殿内ニ候ス

次權禰宜高機ニ就キテ御衣ヲ奉織シ畢ル

次宮掌御鹽ヲ執リテ御衣ヲ清ム

次權禰宜宮掌神御衣ヲ辛櫃ニ納ム

次權禰宜宮掌神御衣辛櫃ヲ昇出ス織工辛櫃ヲ御門  
前東掖ニ安ス

次權禰宜御扉ヲ闔ツ

次權禰宜版ニ復シテ御鑰ヲ宮掌ニ授ク

次宮掌御門ヲ闔ツ

次神御衣辛櫃ヲ昇立テ祓所ニ安ス權禰宜副從宮掌織工從行

次各機殿神社御門前ノ版ニ著ク權禰宜宮掌東上北面  
織工北上東面

次宮掌御門ヲ開ク

次宮掌御鑰ヲ權禰宜ニ進ム

次權禰宜御扉ヲ開キテ御鑰ハ御床ニ候ス  
床ニ安ス

次宮掌案薦ヲ權禰宜ニ傳フ權禰宜之ヲ御床ニ設ク

次宮掌幣帛ヲ權禰宜ニ傳フ權禰宜之ヲ案上ニ奠ス辛櫃ヲ  
撤ス

次權禰宜御門前ノ版ニ著キ祝詞ヲ奏ス

次權禰宜幣帛ヲ殿内ニ納ム

次權禰宜案薦ヲ撤シテ宮掌ニ傳フ

次權禰宜御扉ヲ闔ツ

次權禰宜版ニ復シテ御鑰ヲ宮掌ニ授ク

次各奉拜八度拍手兩端

次宮掌御門ヲ闔ツ

次各退下

神服織機殿神社祭儀畢リテ後和妙神御衣辛櫃ヲ昇立テ神麻續機殿神社ニ參向ス

幣帛

五色絹 五卷長三尺各 倭文白布 壹卷長三尺 太布 壹卷長一丈  
 白絹絲 拾總 眞綿 四枚 木綿 壹結  
 麻 壹卷

祝詞 神服織機殿神社

多氣乃流田爾座氏天照座皇大神乃神服織機殿乎守座須大神乃前爾白左高天原爾  
 事始給志例乃任爾天照座皇大神荒祭皇大神二所乃神御衣仕奉氏登志此乃神服織乃  
 八尋殿爾五百機立氏日爾異爾齋爾波清波仕奉留和妙乃御衣乎清爾良加織良志給  
 志賽乃禮代登進留字豆乃御幣帛乎平久安久所聞食登恐美恐毛申須

神御衣護送 當月十四日早旦神麻績機殿神社祓所に於て權禰宜祓を修し大麻を揮り宮掌御鹽を灑きて和妙荒妙の御衣を清め畢りて護送準備を整へ辛櫃二合に納めたる神御衣を人夫に舁かしめ衛士二員前行し權禰宜宮掌副從して皇大神宮に護送す。

皇大神宮祭儀

前述せる如く當祭は皇大神宮同別宮荒祭宮に限りて行はるゝ祭典にして當月十四

日午前十一時祭主以下參進第一鳥居内祓所に至りて祓を修し神御衣及び諸員を清め次に四丈殿に至り辛櫃より神御衣を取出し高案に安し權禰宜之を捧げて内院階下に分候し諸員著版次に禰宜神御衣を大床に奉奠し大宮司祝詞を奏し禰宜東寶殿の御扉を開きて神御衣を殿内に奉納次に祭主以下中重の版に著きて太玉串を奉奠諸員奉拜八度拍手兩端して退下す。其の次第左の如し。

神御衣祭

- 第一鼓 祭主以下參集
- 第二鼓 祭儀ノ諸具ヲ辨備ス
- 第三鼓 祭主以下齋館前庭ニ列立
- 次參進第一鳥居内祓所ニ列立祭主大宮司少宮司禰宜西上北面權禰宜宮掌西上南面
- 先是神御衣辛櫃ヲ祓所ニ舁居ウ
- 次權禰宜進ミテ祓ヲ修シ大麻ヲ揮リ神御衣及諸員ヲ清ム宮掌相副ヒテ御鹽ヲ灑ク次第大麻ノ如シ
- 次神御衣辛櫃ヲ舁立テ參進ス權禰宜四員副從
- 次神御衣辛櫃ヲ四丈殿南ノ戸ヨニ舁居ウ權禰宜進列西上北面

次祭主以下同殿西ノ戸ヨニ進列祭主以下北東上面權  
 次權禰宜二員進ミテ神御衣ヲ取出シ宮掌辛櫃案上ニ安ス畢リテ各列ニ復ス出仕辛櫃ヲ撤シ  
 次宮掌重々御門ヲ開ク  
 次權禰宜四員神御衣ノ高案ヲ捧ケ北ノ戸ヲ出ツ此際重々御門ヲ經テ參進階下ニ安ス畢リテ階下ニ分候ス  
 次祭主以下北ノ戸内院ノ版ニ著ク東上北面  
 次禰宜二員階ノ第一級ニ候ス權禰宜葉薦幣案脚ヲ禰宜ニ傳フ禰宜階ヲ昇リ之ヲ大床ニ設ク畢リテ各階下ニ分候ス  
 次禰宜二員階ヲ昇リ案前ニ候シ二員階ノ第一級ニ候ス  
 次權禰宜神御衣ヲ捧ケ禰宜ニ傳フ禰宜階ヲ昇リ禰宜ニ傳ヘ禰宜之ヲ案上ニ奠ス此際宮掌階下  
 次禰宜階ヲ降り版ニ復シ權禰宜内院ノ版ニ著ク二員北上西面  
 次大宮司祭主ノ前ニ到リ祝詞文ヲ請ケ進ミテ階下ノ版ニ著キ之ヲ奏ス畢リテ版ニ復ス  
 次禰宜四員階ヲ昇リ二員案前ニ候シ二員大床ニ候ス  
 次禰宜神御衣ヲ撤シテ禰宜ニ傳ヘ禰宜之ヲ權禰宜ニ傳フ權禰宜之ヲ東寶殿前ノ案上ニ移シテ側ニ候ス  
 次禰宜二員階ヲ降り版ニ復シ二員階下ニ分候ス  
 次禰宜二員階ヲ昇リ案薦ヲ撤シテ權禰宜ニ傳フ畢リテ各版ニ復ス  
 次禰宜二員權禰宜二員東寶殿前ノ版ニ著ク禰宜北上西面  
 次宮掌東寶殿ノ御鑰ヲ禰宜ニ進ム豫御鑰辛櫃ヲ同殿前西掖ニ昇居ウ

次禰宜一員階ヲ昇リ御扉ヲ開キテ御鑰ハ御殿内ニ候ス  
 次禰宜一員階ヲ昇リ御床ニ候ス  
 次權禰宜二員神御衣ヲ捧ケ禰宜ニ傳フ禰宜之ヲ殿内ノ禰宜ニ傳ヘ禰宜之ヲ納ム畢リテ禰宜一員權禰宜各版ニ復ス  
 次禰宜御扉ヲ開ツ  
 次禰宜階ヲ降り版ニ復シテ御鑰ヲ宮掌ニ授ク  
 次禰宜權禰宜各内院ノ版ニ復ス  
 次祭主以下中重ノ版ニ著ク祭主以下東上北面權  
 次宮掌二員内玉垣御門下ニ葉薦ヲ敷キ小案ヲ設ク  
 次宮掌太玉串ヲ祭主大宮司少宮司禰宜ニ進ム  
 次祭主以下次第ニ進ミテ太玉串ヲ御門下ノ案上ニ奠ス畢リテ版ニ復ス  
 次諸員奉拜八度拍手兩端  
 次宮掌重々御門ヲ開ツ  
 次諸員退下

荒祭宮の祭儀は第一鳥居内修祓畢りて後神御衣辛櫃を昇立て、參進同宮瑞垣御門前東掖に昇居、正宮の祭儀畢りて祭主以下參進して御門前の版に著き、權禰宜辛櫃より神御衣を取出して高案に安し、之を階下東西掖に移す。次に禰宜御扉を開き權



禰宜大床に案薦を設け禰宜神御衣を案上に奉奠次に少宮司祝詞を奏し禰宜神御衣を殿内に納めて御扉を闔づ次に祭主大宮司少宮司禰宜太玉串を奠し諸員奉拜八度拍手兩端して退下す。

祝 詞 皇大神宮

度會乃宇治乃五十鈴乃川上乃下津磐根爾大宮柱太敷立高天原爾千木高知氏皇御孫命乃稱辭竟奉留掛毛萬久畏伎天照座皇大神乃大御前平慎敬比恐美恐毛白左高天原爾事始氏神服織神麻績乃二所乃機殿爾齋機立氏齋波清利萬波仕奉留和妙荒妙乃御衣平進留狀乎平久安久介所聞食氏皇御孫命乃御命爾座世大御壽乎手長乃大御壽登湯津磐村乃如久常磐爾堅磐爾齋奉利伊賀志御代爾幸給比阿禮座乎皇子等惠給比百官人等天下四方國乃公民爾至氏長久平久護惠美幸給比勤志奉留養蠶紡績乃態毛彌益爾豐爾產出久護幸給倍恐美恐毛申須

荒祭宮祝詞皇大神宮に同じ但し天照座皇大神乃大御前乎慎敬比恐美恐毛白左を荒祭皇大神乃御前爾恐美恐毛白左に作る。

歲旦祭

概説 歲旦祭は新しき年の始を祝ひで寶祚の無窮を祈り奉る宮中を始め奉り、全國各神社に行はるゝ歲首第一の祭典なり。抑神宮に於ける歲旦祭は其の起源極めて遠く古より五節の一たる一月一日に御饌御酒を供進し來れるに由來するものにして所謂白散御饌と稱せしもの是なり。明治六年五節供の制は廢止せられしも、一月一日の御饌供進の儀は繼續せられ、明治十年神宮より上進せる神宮明治祭式に至り始めて歲旦祭と稱し、以後現今に至るまで中祭として行ひ來れり。

神饌品目 正宮竝に別宮の神饌は左の如し。

品目	宮別	皇大神宮	東相殿神	豐受大神宮	西相殿神	荒祭宮	多賀宮	月讀宮以下三所土宮
鰻	皇大神宮	一	各一盛	一	各一盛	一	一	各一盛
鰕	東相殿神	一	各一盛	一	各一盛	一	一	各一盛
鰯	豐受大神宮	一	各一盛	一	各一盛	一	一	各一盛
鯛	西相殿神	一	各一盛	一	各一盛	一	一	各一盛
鯛	荒祭宮	一	各一盛	一	各一盛	一	一	各一盛
鯛	多賀宮	一	各一盛	一	各一盛	一	一	各一盛
鯛	月讀宮以下三所土宮	一	各一盛	一	各一盛	一	一	各一盛
乾鰹	皇大神宮	一	各一盛	一	各一盛	一	一	各一盛
鯛	東相殿神	一	各一盛	一	各一盛	一	一	各一盛
鰻	豐受大神宮	一	各一盛	一	各一盛	一	一	各一盛
鰕	西相殿神	一	各一盛	一	各一盛	一	一	各一盛
鰯	荒祭宮	一	各一盛	一	各一盛	一	一	各一盛
鯛	多賀宮	一	各一盛	一	各一盛	一	一	各一盛
鯛	月讀宮以下三所土宮	一	各一盛	一	各一盛	一	一	各一盛



## 元始祭

概説 元始祭は一月三日宮中賢所皇靈殿神前にて、御親祭を行はせ給ひ、歳首に天津日嗣の本始を祝ひ奉る祭典なり。此の日神宮にては中祭として大御饌供進の祭儀を行ふ。抑此の祭典の儀は、明治三年正月三日神祇官に於て、天神地祇及び歴代の皇靈を鎮祭して皇位の元始を祝ひ奉る御典を行はせられたるに始まり、翌四年正月三日にも神祇官に行幸御親祭あらせられたり。かくて五年正月三日よりは元始祭の御名稱を用ひさせ給ふ事となりて、年々の御例となり、且同年十一月二十三日太政官より其の式を頒布して、官國幣社以下府縣鄉村社に至るまで皆この祭を行はしめらるゝとともに、曩に神宮大宮司より教部卿宛に上申せる主旨に本づき、同十一月二十七日、祭式祝詞神饌等を定められ、翌六年一月三日始めて神宮の大祭として祭典を行はれたり。其の後明治二十七年神宮の祭祀を大祭、公式祭に區別するに當り之を公式祭と改定し、大正三年神宮祭祀令を發布せらるゝに際し、中祭と規定せられて現在に至れり。

神饌品目 正宮並に別宮の神饌は左の如し。

品目	宮別	皇大神宮	西東相殿神	豐受大神宮	西東相殿神	荒祭宮	多賀宮	所土宮以下三
鯉		一	各一盛	一	各一盛	一	一	各一盛
海參		一	一	一	一	一	一	一
鳥賊		一	一	一	一	一	一	一
乾菜		一	各一盛	一	各一盛	一	一	各一盛
蛤螺		一	一	一	一	一	一	一
蠣		一	一	一	一	一	一	一
乾鮭		一	各一盛	一	各一盛	一	一	各一盛
乾鯉		一	各一盛	一	各一盛	一	一	各一盛
鱈		一	各一盛	一	各一盛	一	一	各一盛
鱒		一	各一盛	一	各一盛	一	一	各一盛
鯛 <small>尺五寸切身</small>		一	各一盛	一	各一盛	一	一	各一盛
鰻		一	各一盛	一	各一盛	一	一	各一盛
鰻		一	各一盛	一	各一盛	一	一	各一盛

清	醴	餅	飯	水	鹽	香	乾	薯	山	青	昆	水	野	鯽
酒	酒					橙	柿	蒟	葵	苔	布	鳥	鳥	
三	三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛
各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各
三	三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛
各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各
三	三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛
各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各
三	三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛
各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各
三	三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛
各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各
三	三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛
各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各	各

以上各宮共御箸一双ヲ添フ

祭式祝詞 祭式次第、祈年祭、大御饌儀に同じ。但し攝末社以下の巡回祭典を行はず、  
内宮は五丈殿、外宮は九丈殿に於て合祭す。

祝詞 皇大神宮

度會乃宇治乃五十鈴乃川上乃下津磐根爾大宮柱太敷立高天原爾千木高知氏皇御  
孫命乃稱辭竟奉留挂萬久畏後天照座皇大神乃大御前乎慎敬比恐美恐毛白久新玉  
乃年乃始爾天津日嗣乃元始乎祝比奉留禮代乃大御食大御酒海川山野乃種種乃物  
乎横山乃如久置足波志進留狀乎平久安久所聞食氏天津日嗣所知食須皇御孫命乃  
御命爾座世大御壽乎手長乃大御壽登湯津磐村乃如久常磐爾堅磐爾齋奉利伊賀志  
御代爾幸給比阿禮座半皇子等乎惠給比百官人等天下四方國乃公民爾至氏萬長久平  
久夜守日守爾護惠美幸給登恐美恐毛申須

神宮大祭並公式祭祀ノ制定

- 第一條 皇大神宮及豐受大神宮ノ大祭ハ左ノ通心得ベシ
- 一 神嘗祭 二 祈年祭 三 神御衣祭 (皇大神宮及荒) 四月次祭 (六月及) 五 新嘗祭 六 臨時奉幣式 七 正遷宮
- 第二條 皇大神宮及豐受大神宮ノ公式ノ祭祀ハ左ノ通心得ベシ
- 一 元始祭 二 紀元節 三 天長節 四 歲旦 五 風日祈祭 六 遙拜式 七 大祓

(明治二十七年五月九日内務省訓令第三七七號)

### 紀元節祭

概説 神武天皇中洲を平定して、畝傍の橿原宮に始めて御即位の禮を行はせられたる日を記念し、我が建國の創始を祝ひ奉る國家の大祝日に方り、宮中にては皇靈殿の大前に於て御親祭を行はせられ、神宮にては中祭式により大御饌供進の祭儀を行ふ。當祭典の起源は、明治五年十一月十五日第一月二十九日神武天皇御即位相當候付祝日ト被定例年御祭典被執行候事ト布告せられたるに始まり、翌六年一月四日五節を廢して天長節と共に祝日と定められ、同年三月七日紀元節と稱せらるゝこととなりたり。神宮に於ては六年一月二十九日に大御饌供進の儀を行ひ、翌七年以後は太陽曆に換算せる二月十一日を以て紀元節祭となし、元始祭式に准じて祭典を行ひ來れり。

神饌品目 其の品目竝に數量は元始祭神饌に同じ、但し元始祭神饌の昆布青海苔を若海布荒海布に、蓍蕘香橙を胡蘿蔔金柑となす。

祭式祝詞 祭式次第、祈年祭大御饌儀に同じ。但し攝末社以下の巡回祭典を行はず、内宮は五丈殿、外宮は九丈殿にて合祭す。

### 祝詞 皇大神宮

度會乃宇治乃五十鈴乃川上乃下津磐根爾大宮柱太敷立高天原爾千木高知氏皇御孫命乃稱辭竟奉留挂毛萬久畏俊天照座皇大神乃大御前平慎敬比恐美恐毛白久高天原爾神留座皇親神漏岐神漏瀰乃命以氏皇御孫命乃御世御世大八洲將知次登天津神乃御子隨毛三種乃神寶乎授給比言壽給志任爾畝火乃橿原乃宮爾天下所知志皇乃始氏帝位所知食志今日乃生日乃足日爾禮代乃大御食大御酒海川山野乃種種乃物乎横山乃如久置足波志進留狀乎平久安久所開食氏皇御孫命乃御命爾座世大御壽乎手長乃大御壽登湯津磐村乃如久常磐爾堅磐爾齋奉利伊賀志御代爾幸給比阿禮座左皇子等毛惠給比百官人等天下四方國乃公民爾至長久平久夜守日守爾護惠美幸給登恐美恐毛申須

### 紀元節の創定

今般改曆ニ付人日上巳端午七夕重陽ノ五節ヲ廢シ、神武天皇即位日、天長節ノ兩日ヲ以テ自今祝日ト被定候事

神武天皇御即位日紀元節ト被稱候事

(明治六年一月四日太政官布告第一號)

(明治六年三月七日太政官布告第九十一號)



清	醴	餅	飯
酒	酒		
三	三	三	三
盛	盛	盛	盛
各三盛	各三盛	各三盛	各三盛
三	三	三	三
盛	盛	盛	盛
各三盛	各三盛	各三盛	各三盛
三	三	三	三
盛	盛	盛	盛
各三盛	各三盛	各二盛	各三盛

以上各宮共御箸一双ヲ添フ

祭式祝詞 祭式次第大要祈年祭大御饌儀に同じ。其の異なるところは歳旦祭の條に述ぶるが如し。

祝詞 皇大神宮

度會乃宇治乃五十鈴乃川上乃下津磐根爾大宮柱太敷立高天原爾千木高知氏皇御  
 孫命乃稱辭竟奉留挂萬久畏伎天照座皇大神乃大御前乎慎敬比恐美恐毛白久高天  
 原爾神留座皇親神漏岐神漏彌乃命以氏皇御孫命波豐葦原乃瑞穗乃國乎安國登平  
 介所聞食登事寄志左奉給志任爾天地乃共無窮爾所聞食來留天津高御座乃業登此乃  
 大御世乎彌高爾彌弘爾所知食須皇御孫命乃聖誕乃日乎祝奉氏登志今日乃生日乃足  
 日爾進留禮代乃大御食大御酒海川山野乃種種乃物乎横山乃如久置足波志進留狀

乎平久安久介所聞食氏皇御孫命乃御命爾座世大御壽乎手長乃大御壽登湯津磐村乃  
 如久常磐爾堅磐爾齋奉利伊賀志御代爾幸給比阿禮座乎皇子等乎惠給比百官人等  
 天下四方國乃公民爾至氏長久平久夜守日守爾護惠美幸給登恐美恐毛申須

天長節の御再興

九月二十二日ハ聖上御誕辰相當ニ付毎年此辰ヲ以テ群臣ニ醴宴ヲ賜ヒ天長節御執行相成天下ノ刑戮被ニ差停候。偏ニ衆庶ト御慶福ヲ共ニ被レ遊候思召ニ候間於庶民一モ一同御嘉節ヲ奉祀候様被ニ仰出候事

(明治元年八月二十六日太政官布告第六百七十九號)

太陽曆ニ掲載ノ御祭日御祝日等ハ追テ確定スヘキ旨壬申第三百六十號布告候處今般歴世皇靈以下御祭日及御祝日等月日相當推歩相成本月廿四日ヨリ別紙ノ通被レ改候條此旨布告候事(中略)

十一月三日

天長節

(明治六年七月二十日太政官布告第二百五十八號)

## 風日祈祭

## 古儀由來

概説 風日祈祭は神宮に古き由緒ある祭儀にして、兩正宮を始め別宮攝末社等神宮の所管社に對し、大神宮司より幣帛を供進して、風雨の災なく天下百姓の五穀の豊熟せんことを祈りたる神事なり。

この神事は、儀式帳時代には四月と七八月の兩度に分れ、四月には神御衣祭の當日、即ち十四日に笠縫内人が御笠と御蓑を供進し、七月朔日より八月晦日に至るまで五十九日間、日祈内人が宮司の奉る幣を獻じて、日毎朝夕に年穀の豊熟を祈りたり。蓋し神宮には上古二月祈年の祭は、これなかりしものゝ如くなるも、祈年の神事としては右の如く孟夏と仲秋より季秋に互りてこれを行ひ、殊にこの神事を專掌せしむるために、日祈内人竝に御笠縫内人を置かれたるなど、以て其の緣由の古きを知るに足る。たゞに日祈内人の年穀を祈るは七八月兩月に止まらず、六月月次祭の夜も、禰宜大内人竝に日祈内人が自家にて飼へる蠶絲を供進し、以て天下百姓の五穀の豊熟を

祈請したること、皇大神宮儀式帳に見えたり。然るにこの日祈内人の神事は次第に集約せられて、既に延喜の時代には七月中の神事となり、更に鎌倉の初期に於ては七月四日の行事として、これを二宮共に風日祈祭と稱するに至れり。然れども尙、笠縫内人の神事は單に御笠行事として四月十四日に御蓑御笠を供進するに止りしが、其の後この行事に日祈内人も關與することゝなり、遂に寛正の頃に至りては、この神事も七月と同じく風日祈祭と稱することゝなり、其の儀式も兩者殆ど同一となるに至れり。蓋し神宮に蓑笠を供進することの緣由に就ては古來種々の説あれども、これを神宮御遷幸當初に於ける笠縫邑の宮號に稽へ、又職掌人として古より兩宮に内人を設けられたるに徴し、神宮に最も深き緣由を有することは明かにして、且この行事が古より四月の神御衣奉納と共に行はれたるを見れば、或は當初は神御衣奉納行事の一部たりしやも知るべからず。

中古の祭式の概要を擧ぐれば左の如し。

## 四月ノ儀

諸員衣冠參進中重ノ版ニ著ク

次日祈内人ハ御櫛三司本幣笠縫内人ハ御蓑笠櫛三本ヲ捧持シ參進中重ニ參入八重櫛ノ東ニ跪侍ス



次禰宜一進テ詔刀ヲ奏ス

コノ間内宮ニ於テハ遠江國神戸貢進ノ種蠶ヲ供進スル行事アリ

次御禰御笠ヲ玉串御門御幣ハ東ニ奉納ス

次奉拜拍手

次退下

忌火屋殿前ニ於テ別宮諸社ノ御幣御笠ヲ陳シ祝詞ヲ奏シタル後兩内人コレヲ各宮社ニ奉納ス

次直會ノ儀ヲ行フ

七月の儀は全く四月の儀に同じく、たゞ御糞笠の供進竝に内宮に於て種蠶供進のことなし。但し近世外宮に於ては正宮中重の行事終りたる後、風宮に參向し、大小銚矢、神を奉り、禰宜ニ座祝詞を申して祭事を行ひたり。

又中世以來この七月の神事を柏流と稱することあり。度會行忠の神名祕書に、柏葉を洗し以て年の豊凶を卜せしと云ふも、其の緣由詳かならざるのみならず、又その行事一も史籍に徴すべきものなし。糞笠は式によるに、大神宮は各三具、度會宮各八具、以下伊佐奈伎宮、月讀宮、瀧原宮、小朝熊社に各二具、其の他の宮社何れも一具を供進し、幣帛は大神宮絹五尺、木綿麻各三斤、度會宮絹五尺、木綿麻各二斤、其の他荒祭宮、月讀宮、荒御魂伊佐奈伎、伊佐奈彌、瀧原、小朝熊、多賀、久具、風神の十座に各絹三尺、同十座の神に

木綿麻四斤、度會郡四十座の神には木綿麻各二兩二分を供進することゝなれり。而して糞笠の原料たる菅は中古度會郡内瀬村より、後齋田村より貢進したるを、笠縫内人宿館に於て、これを糞笠に調製したり。

皇大神宮祝詞 度會、宇治、五十鈴、河上、下津、磐根、大宮、柱、太敷、立高、天原、千木、高知、皇御麻命、稱辭、定奉、掛畏、天照坐皇大神廣前、恐恐申、今年四月十四日、今時、以宮司常奉風日祈、御幣竝御笠、糞、日祈内人姓名、令捧持奉狀、平安聞食、朝廷寶位、无動、常石、堅石、夜守、日守、護幸奉給、阿禮坐皇子達、慈給、百官仕奉人等、天下四方國人民、作食、五穀、雨、甘、風、和、年、穀、豐饒、恤幸給、恐恐申。

申、今年四月十四日、今時、以月讀伊佐奈伎瀧原竝伊雜瀧祭皇大神廣前、恐恐申、宮司常奉風日祈、御幣竝御笠、御糞等、奉狀、平安聞食、朝廷寶位、无動、常石、堅石、夜守、日守、護幸奉給、阿禮坐皇子達、慈給、百官仕奉人等、天下四方國人民、作食、五穀、雨、甘、風、和、年、穀、豐饒、恤幸給、恐恐申。天都神國津神如此申奉。

(建久年中行事)

### 現行祭儀

概説 風日祈祭は例年五月に御幣及び糞笠を、八月に御幣を供進して、風雨の災害なく、五穀の豊熟せんことを祈りたてまつる特別の由緒ある祭典なれば、神宮祭祀令に

中祭と定められ、兩宮攝末社以下に至るまで嚴肅なる祭典を執行せらる。當祭は從來四月と七月とに行ひ來りしが、明治十二年九月より五月十四日・八月四日に行ふことに改定せられたり。

御幣囊笠 御幣は神に麻を取垂れて奉奠し來りしが、明治十年七月十八日より舊儀の如く正宮別宮には神に白絹木綿麻を取垂れて奉奠し、諸社には幣紙を以て白絹に換へ奉奠することに定められ、同三十三年よりは攝末社以下神社の幣紙を白絹に改められたり。猶亦白絹は正宮別宮瀧祭神は曲尺にて三尺、攝社朝熊神社以下は二尺なりしが、大正二年五月二十三日より延喜式の舊儀に則り、三尺の箇所を五尺に、二尺の箇所を三尺に増進せられたり。囊笠は菰トモセを以て調製す。現在は多氣郡明星村大字葦村居住、田端源十郎に命じて謹製せしむ。其數量は左の如し。

五月風日祈祭御幣並に囊笠數量

數量	宮別		
	兩正宮	別宮	攝末社以下
御幣	六	一四	一一七
御囊	六	一四	一一七
御笠	六	一四	一一七

八月風日祈祭御幣數量之に同じ。

祭式祝詞 正宮の御儀、重々御門御垣等の賢木並に内宮中重の八重神の取替、奉飾大床の御掃除等、神嘗祭の條に述べたるが如し。祭儀は五月は内宮は十四日午前九時、外宮は同日午後三時、八月は内宮は四日午前七時、外宮は同日午十二時、時刻祭主以下神官參進して、先づ忌火屋殿前庭祓所に於て權禰宜祓を修し、御幣御笠御裳及び諸員を清め、次に禰宜警蹕前行進みて内院の版に著き、禰宜大床に案薦を設けて御幣御笠御裳を奉奠し、大宮司祭主の前に到りて祝詞文を請け、進みて階下の版に著き、恭しくこれを奏し、次に諸員奉拜八度拍手兩端、畢つて御幣御笠御裳を撤して一同退下す。荒祭宮多賀宮は、正宮祭儀畢りて祭主大宮司少宮司禰宜以下參進して、瑞垣御門前の版に著き、禰宜御幣御笠御裳を奉奠し、少宮司祝詞を奏して、御祭を奉仕し、月讀宮以下別宮は、當日權禰宜宮掌參向して祭儀を行ふ。皇大神宮攝社朝熊神社以下三所、豐受大神宮攝社草奈伎神社並に皇大神宮所管社與玉神以下六所、祓所神八百萬神豐受大神宮所管社御酒殿神以下二所に於ては、正宮祭儀畢りて權禰宜宮掌御前に參進して御祭を奉仕し、其の他の攝末社所管社にては、内宮は五丈殿、外宮は九丈殿に於て遙祀す。皇大神宮の祭式次第左の如し。

祭式 五月皇大神宮

第一鼓

祭主以下參集

第二鼓

祭儀ノ諸具ヲ辨備ス

第三鼓

祭主以下齋館前庭ニ列立

次參進忌火屋殿前庭祓所ニ列立祭主大宮司少宮司禰宜北上西面禰宜宮掌辛櫃ニ副  
先是御幣御笠御蓑辛櫃ヲ祓所ニ昇居ウ

次權禰宜進ミテ祓ヲ修シ大麻ヲ揮リ御幣御笠御蓑及諸員ヲ清ム宮掌相副ヒテ御鹽ヲ澀ク次第大麻ノ如シ

次宮掌重々御門ヲ開ク

次祭主大宮司少宮司進ミテ内院ノ版ニ著ク東上北面

次御幣御笠御蓑辛櫃ヲ昇立テ參進ス禰宜一員前行警蹕禰宜四員副從禰宜以下從行

次御幣御笠御蓑辛櫃ヲ階下東掖西掖ニ昇居ウ

次前行ノ禰宜内院ノ版ニ著キ北面副從ノ權禰宜階下ニ分候ス

次從行ノ禰宜内院ノ版ニ著ク東上北面

次宮掌二員階下ニ葉薦ヲ敷キ高案三脚ヲ設ク

次權禰宜二員進ミテ御幣御笠御蓑ヲ取出シ宮掌辛櫃ヲ開ク案上ニ安ス畢リテ階下ニ分候ス

次禰宜二員階ノ第一級ニ候ス權禰宜二員葉薦幣案三脚ヲ禰宜ニ傳フ禰宜階ヲ昇リテ之ヲ大床ニ設ク畢リテ

各階下ニ分候ス

次禰宜二員階ヲ昇リ案前ニ候シ二員階ノ第一級ニ候ス

次權禰宜御幣御笠御蓑ヲ捧ケ禰宜ニ傳フ禰宜階ヲ昇リ禰宜ニ傳フ禰宜之ヲ案上ニ奠ス此際宮掌階下

次禰宜階ヲ降り版ニ復シ權禰宜内院ノ版ニ著ク二員北上西面

次大宮司祭主ノ前ニ到リ祝詞文ヲ請ケ進ミテ階下ノ版ニ著キ之ヲ奏ス畢リテ版ニ復ス

次諸員奉拜八度拍手兩端

次禰宜四員階ヲ昇リ二員案前ニ候シ二員大床ニ候ス

次禰宜御幣御笠御蓑ヲ撤シテ禰宜ニ傳ヘ禰宜之ヲ權禰宜ニ傳フ畢リテ禰宜二員階ヲ降りテ版ニ復シ二員

階下ニ分候ス

次禰宜二員階ヲ昇リ案薦ヲ撤シテ權禰宜ニ傳フ畢リテ各版ニ復ス

次御幣御笠御蓑辛櫃ヲ撤ス

次諸員退下

次宮掌重々御門ヲ闔ツ





乃高御座タカミイマス爾坐ニカ志食國天下シキクニテンノシタ乃大御業オホミノノ平恢給ヒラヒカスル比皇大御國ヒミミオホミノクニ乃大御隆オホミノノ乎進給ヒラヒカスル比明治天皇  
 乃高タカ伎大御德オホミノノ乎尊奉ヒラヒカスル利嚴リカ大御世オホミノノ乎仰奉ヒラヒカスル登齋定給ノボリイハヒサマシク留倍ルベ今日乃生ケノヒ日乃足ヒノタリ日爾禮代ヒノニレノ乃  
 大御食オホミノ大御酒オホミノ海川山野ウミカハノヤマノ乃種種ノシロシロ乃物乎横山ノモノハヨコヤマ乃如久置足ノヨシキウチシ波志進留狀ハシシノボリイハヒサマシク乎平久安久聞食ヒラヒカスル  
 志皇御孫命シミミコノミコト乃大御世オホミノノ乎伊賀志御世ヒカシノミコト乃足御世ノタリシノミコト爾守幸給ニモリヤキハシ比阿禮坐ヒアレノ乎左皇子等ヒラヒカスル母惠給ハハシ比  
 百官人等ヒヤククワンニノ天下四方國テンノシタノモクニ乃公民爾オホミノタカラ至イタル萬長久平マンナガヒラ久護惠美幸給ヒラヒカスル比阿禮坐ヒアレノ乎左皇子等ヒラヒカスル母惠給ハハシ比

明治節御制定

朕カ皇祖考明治天皇盛徳大業夙ニ曠古ノ隆運ヲ啓カセタマヘシ茲ニ十一月三日ヲ明治節ト定メ臣民ト共ニ永ク天皇ノ遺徳ヲ仰キ明治ノ昭代ヲ追憶スル所アラムトス

御名御璽

昭和二年三月三日

内閣總理大臣 若槻禮次郎

日別朝夕大御饌祭

古儀由來

概説 明治以前までは、朝御饌、夕御饌或は單に御供とも稱したり。毎日朝夕に豊受大神宮の御饌殿に於て、兩宮の大御神に大御饌を供進する御儀なり。この御儀は、即ち長くも外宮の御鎮座に關する神勅に本くものにして、爾來連綿として一日も絶ゆることなく嚴儀を奉仕して今日に及べり。實に本儀は三節祭に於ける由貴大御饌と、もに最も嚴重なる神宮の式典なるが故に、制度も既く整備せられて、御料品の調備、奉仕の職掌等委かに延曆の儀式帳に登載せらる。古儀の大概を拜するに、御饌殿に於ける神座は三座ありて、天祖大御神の御座は東方に、豊受大神の御座は西方に、御伴神たる豊受宮相殿神三柱の御座は下がりて西方に奉安せらる。而して兩大神の御座は土代麻席の上に御床を居る、上に調布と調絹とを重ねたるが、相殿神には御床なくして、土代の上に調布調絹を重ねて御座にしつらへたり。又御饌を供ふる料として、兩大神は御机に食薦と食單布を重ね、相殿神には御机なく食薦に食單布を重ね

ねたり。

大御饌の品目は、御水と御飯と御鹽との三種にして、御贄は時に臨みて之を供進せしもの、如く、又節日に方りては、正月七日には新蔬菜の羹、十五日には御粥、三月三日には新草餅を供へ奉るなど、所謂節供の御饌を供進したり。延暦儀式帳に見ゆる御水、御飯、御鹽の數量は左の如し。

天照坐皇大神御前	御水四毛比	御飯十六具	御鹽四杯
止由氣大神御前	御水四毛比	御飯十六具	御鹽四杯
相殿神參前	御水六毛比	御飯二十四具	御鹽六杯

御水は即ち天忍石井の御水、御飯は大物忌父が働れる拔穂田の御稻、御鹽は御鹽焼物忌の御鹽殿にて謹製したる御堅鹽なり。調理は忌火屋殿に於て、大物忌竝に御炊物忌に、同父相副ひて奉仕したるを、禰宜大内人等警蹕して之を御饌殿の御前に昇き入れ、大物忌御炊物忌の童女二人、明衣に木綿襪をかけ前垂して、天の押比かうぶりて、手を洗ひ干さずして、殿内に入り肅敬奉仕したり。後世の式も大様古の如く、調進の役人としては禰宜一人、子良一人、大物忌父一人、御炊物忌父一人、御鹽焼物忌父一人、副物忌一人、都合六人奉仕、副物忌忌火屋殿にて御饌を炊き、御鹽焼、御鹽湯を漉きて祓ひ清

め、御炊、御饌机を昇き、大物忌父之に副ひ、禰宜先行警蹕して參進、子良昇殿して供撤に奉仕す。又式日に際しては、禰宜物忌總出仕して之に奉仕し、特に之を總御饌又は連御饌と稱したり。

大御饌奉仕起源 大同二年二月十日大神宮司二宮禰宜等本記十四ヶ條内、朝夕御饌條云、皇太神宮、倭姫命戴奉天、度會乃宇治乃五十鈴宮、令入坐々、鎮給時、大若子命乎大神主止定給、其女子兄比女子物忌定給、天宮内、御饌殿乎造立天、其殿、爲天拔穂田稻乎令拔穂、拔天、大物忌大字禰奈止共爲、天令春炊供奉始、又御酒殿乎造立、處々、神戸、人夫進神田以稻神酒作、天、先大神供奉、次倭姫命奉、殘者仕奉物部人等給、其時御船乘給、御膳御贄處定、幸行島國、國崎島鷓倉、榎柄等島、朝御饌夕御饌止、詔而由貴潛女等定給、還坐時神界定給、戸島志波崎佐加太伎島定給、而伊波戸居而朝御饌夕御饌處定奉、然倭姫命御船留而鱈廣魚鱈狹魚貝滿物息津毛邊津毛、依來爾海鹽相和而淡在、其故淡海浦止、伊波戸居島名、戸島號支、波刺處名、柴前號、從其以西乃海中、在七箇島、從其以南海鹽淡甘、其島乎淡良伎之島止、其鹽淡滿浦名乎伊氣浦、號、其處參相、天御饌仕奉神乎淡海子神止、號、久社定給、其處乎朝御饌夕御饌島定、還行幸、其御船泊留、志、津長原止、號、其處、津長社定給、自爾以來太神主、仕奉氏人等以女子乃未夫婚物忌止、爲、天令供奉、是後雄略天皇御夢、皇太神乃教覺給、久、高天原坐、我見志末岐之宮處、鎮理坐、天後經年、問、吾一所耳坐、御饌安不聞食、吾高天原在時、素戔鳴尊帶十握劍、索取、三段、打折爲所生三女神乎、葦原中國宇佐島降、居道中奉助天孫、而爲天孫所參、止、祭、恐、詔之、神、今丹波國與佐乃比治乃眞井坐、道主王子乎止女乃齋奉、御饌都神止、由居乃神乎、吾坐國、欲誨覺給、爾時天皇驚、給度會神主等先祖大佐々命召、天、差使布理奉止、宣、仍退往布理奉、是豐受太神也、即度會乃山田原乃荒御魂宮和

御魂宮造奉<sup>天</sup>令鎮理定理坐其宮之内長角御饌殿<sup>天</sup>造立<sup>天</sup>其殿内<sup>天</sup>天照坐皇大神御坐奉東方止由居大神御坐奉西方又御伴神三前御座下奉<sup>天</sup>大佐々命乃定奉拔穗田<sup>天</sup>從春始神主等勞作<sup>天</sup>拔穗<sup>天</sup>拔<sup>天</sup>神主乃女子等未夫婚<sup>天</sup>手物忌<sup>天</sup>定令春炊戴持神主御前追<sup>天</sup>物忌子<sup>天</sup>御饌殿奉入<sup>天</sup>土師物忌之造進御器<sup>天</sup>令盛奉<sup>天</sup>奉了<sup>天</sup>物忌去出神主物忌<sup>天</sup>率其殿前侍祈禱白久朝庭天皇常石堅石<sup>天</sup>護幸<sup>天</sup>江奉賜<sup>天</sup>百官<sup>天</sup>仕奉人及天下四方國人民平<sup>天</sup>怒給<sup>天</sup>止申拜奉天照坐皇大神八度止由居大神八度御伴神八度每日朝夕<sup>天</sup>供奉又三時祭<sup>天</sup>每宮夕朝供奉此<sup>天</sup>由貴奉夜止號也、

(神宮雜例集)

## 現行祭儀

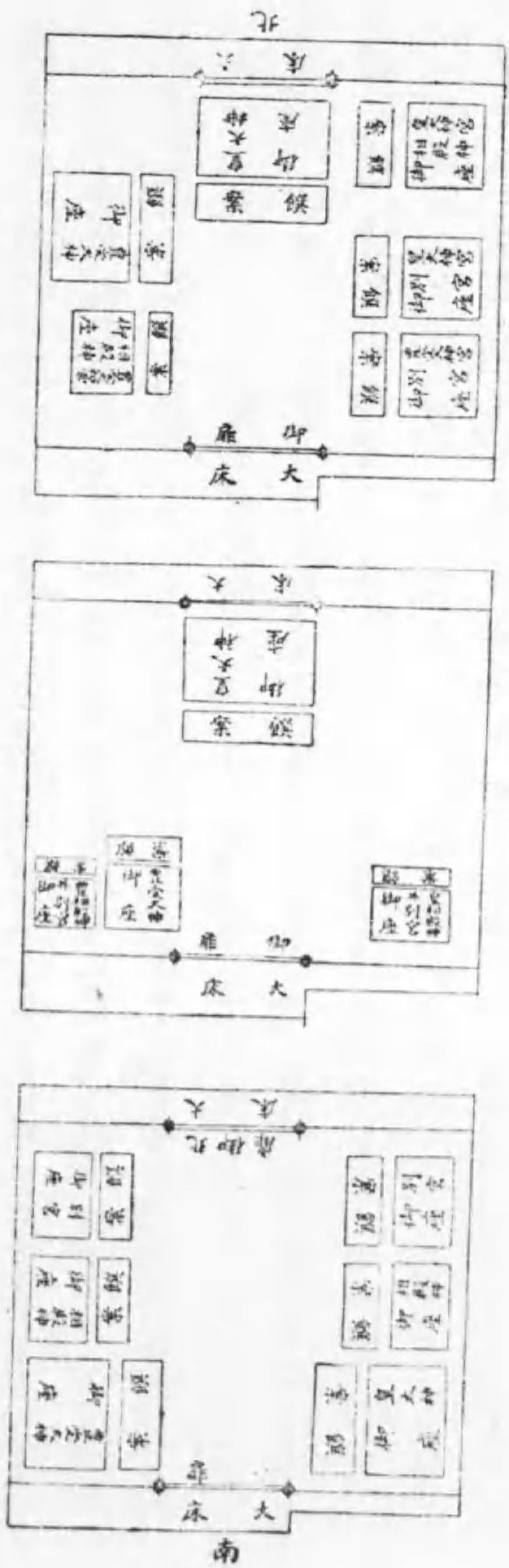
概説 日別朝夕大御饌祭は、外宮御饌殿に於て兩正宮相殿神竝に各別宮に日別朝夕の大御饌を奉奠する祭にして、皇大神の御饌津神として豊受大神を丹波國より迎へ奉れるに由來せる、最も意義深き祭儀なれば、神宮祭祀令に中祭として規定せられ、毎日朝夕兩度に御饌供進の祭典を行ふ。朝夕御饌供進の時刻は、從來日の長短に依りて時刻を定めて奉仕し來りしが、明治二十四年四月一日より朝八時夕四時に改定し、同二十六年十二月十二日以後又時刻を改め、自四月至九月初八時夕五時に、自十月至三月初九時夕四時に定め、同四十三年五月八日以後は自四月至九月初八時夕四時

に、自十月至三月初九時夕三時と改定して現在に及べり。御饌殿には古來皇大神豊受大神竝に御伴神三前の御神座のみを設けて奉奠し來りしが、明治五年十一月八日より皇大神宮相殿神及び兩宮別宮の御座を設けて、爾後本宮以下諸別宮に至るまで總て御饌殿に於て供進することとなり、從來別宮に於て常典御饌と稱し、毎月六度行ひ來りし御饌供進の儀は爾來廢止せられたり。而して神座の位置は皇大神を北扉口中央に南面とし、豊受大神を西方に東面とし、同相殿神を西方南に東面とし、皇大神宮相殿神は東北隅に西面とし、皇大神宮別宮豊受大神宮別宮は其の南に西面として設け、各神座の上に厚疊を敷きたり。然るに明治七年九月十一日に至りて相殿神竝に別宮御座四脚を二脚に減じ、御床上の厚疊を撤却して生絹御被に相改め、而してその神座の位置は、皇大神は先例の如く北扉口中央に南面し、豊受大神は南扉口西に北面とし、同相殿神竝に別宮は其の西に北面とし、皇大神宮相殿神竝に別宮は東南隅に北面として設けたり。斯く御床四脚を二脚として別宮の朝夕御饌は相殿神の神座竝に饌案を以て相嘗に供進し來りしが、明治四十三年四月二十八日に御鄭重を期するの理由を以て、別宮の神座として御床二脚を設けて、明治五年十一月の先例に復し、且各神座の位置を改めて皇大神は東南隅より西面とし、同相殿神同別宮は其の北に



並びて西面とし、豊受大神は西南隅より東面として、皇大神と相對し、同相殿神・同別宮の御座は其の北に並びて東面として設けたり。神座の位置はその後變更することなく現在に至れり。猶御饌殿御屋根修理等の場合は外幣殿内に神座並びに饌案を設けて御饌を供進する例なり。

- 一、御饌殿御座之圖 (明治五年十一月)
- 二、同上 (明治七年九月)
- 三、同上 (明治四十三年四月)



東

西

**神饌調理品目** 神饌調理は權禰宜宮掌出仕各一員前一夜齋宿し、外宮忌火屋殿に於て奉仕す。即ち權禰宜は御火を鑽り朝夕の御饌を調理し、宮掌これを扶け、出仕は御竈に御火を焚き神饌及び器具を洗淨する等、各其の定まれる所役を勤む。古より神宮に於ては特に忌火を尊重し、その取扱嚴重にして、神饌及び神官參籠中の食物は總て忌火を以てこれを炊きたり。而して此の忌火とは忌火屋殿に於て火鑽具を以て採み出したる火にして、常典御饌には、毎朝權禰宜御火を鑽りその淨火を以て飯を炊ぐ、火を尊重すると共に、又水を重すること極めて厚く、常典御饌に進る御水は、毎朝宮掌出仕を率ゐて上御井神社に參向し神水を奉汲してこれを供進す。而して上御井神社に差支あるときは下御井神社の神水を奉汲す。○所管社上御井神社の條參照 神饌中、御飯は神田にて收穫せる御料米を收納し、これを臼に入れて手にて搗き、御竈にて炊き、御水は前述せる如く上御井神社より神水を奉汲し、御鹽は二見の御鹽濱にて取れる鹽水を御鹽殿にて焼き、清淨なる堅鹽となし、其の他神酒、乾魚、海菜、野菜等を供進す。大正五年五月一日神宮費増額により神饌の數量を増し生魚等をも進つることゝなれり。其の品目左の如し。

神饌品目

品目	宮別	皇大神	豐受大神	皇大神宮	豐受大神宮	皇大神宮別宮	豐受大神宮
飯		三	三	三	三	三	三
鹽		一	一	一	一	一	一
水		一	一	一	一	一	一
清酒		三	三	三	三	三	三
乾經		一	一	一	一	一	一
生魚 (代干魚)		一	一	一	一	一	一
海菜		一	一	一	一	一	一
野菜		一	一	一	一	一	一
菓物		一	一	一	一	一	一

各御箸一雙ヲ添フ

前表の生魚は季節(四月より十月まで)により干魚を供進す。

右の神饌は蚯蚓灰の葉を敷きたる素焼の土器に盛り、折櫃六合に入れ、辛櫃一合に納

む。而して御箸以下土器は一日毎に取換へて供進し來りしが、明治三十一年一月より御鄭重を期する爲め、一度限り取換ふることに改定し、其の他折櫃は年三回、辛櫃は年二回之を新にすることゝ定められたり。

祭式祝詞 朝夕とも齋宿の禰宜權禰宜宮掌各一員齋服を著して參進、衛士一員前駈、警衛し、忌火屋殿前庭祓所に至りて、宮掌御鹽を執りて神饌及び諸員を清め、畢りて出仕二員神饌辛櫃を昇立て、禰宜警蹕前行御饌殿に參進禰宜以下著版し、次に禰宜昇階南北の御扉を開き、正宮竝に相殿神に神饌を奉奠し、權禰宜別宮に神饌を供進、次に降階、禰宜祝詞を奏上し、諸員奉拜八度拍手兩端畢りて神饌を撤し、御扉を閉ちて退下す。

日別朝夕大御饌祭

時刻禰宜權禰宜宮掌御鑰ヲ各一員齋館西庭ニ列立

次參進豐受大神宮忌火屋殿前庭祓所ニ列立 禰宜西面權禰宜宮掌北上東面

先是神饌辛櫃ヲ祓所ニ昇居ウ

次宮掌御鹽ヲ執リテ神饌及諸員ヲ清ム 此間權禰宜御鑰ヲ奉ス

次神饌辛櫃ヲ昇立テ板垣北御門ヨリ參進ス 禰宜前行警蹕權禰宜副從宮掌從行

次神饌辛櫃ヲ御饌殿前西掖ニ昇居ウ

次諸員同殿前ノ版ニ著ク 東上北面

次宮掌御鑰ヲ福宜ニ進ム

次福宜階ヲ昇リ南北ノ御扉ヲ開キ床ニ安ス御幌ヲ襲上シテ殿内ニ候ス

次福宜皇大神宮御料ノ案前ニ候ス

次福宜階ヲ昇リ殿内ニ候ス

次宮掌階ヲ昇リ大床ニ候ス

次福宜神饌ヲ福宜ニ傳フ福宜之ヲ皇大神宮御料ノ案上ニ供シ神酒ヲ奠ス

次福宜豐受大神宮御料ノ案前ニ候シ神饌ヲ供シ神酒ヲ奠スルコト前儀ノ如シ

次福宜皇大神宮相殿神御料ノ案前ニ候シ神饌ヲ供シ神酒ヲ奠スルコト前儀ノ如シ

次福宜豐受大神宮相殿神御料ノ案前ニ候シ神饌ヲ供シ神酒ヲ奠スルコト前儀ノ如シ畢リテ福宜大床ニ候ス

次福宜皇大神宮別宮御料ノ案前ニ候シ宮掌傳進神饌ヲ供シ神酒ヲ奠スルコト前儀ノ如シ

次福宜豐受大神宮別宮ノ御料ノ案前ニ候シ神饌ヲ供シ神酒ヲ奠スルコト前儀ノ如シ

次諸員階ヲ降りテ版ニ復ス

次福宜進ミテ階下ノ版ニ著キ祝詞ヲ奏ス畢リテ版ニ復ス

次諸員奉拜八度拍手兩端

次福宜宮掌階ヲ昇リ福宜神饌ヲ撤シテ宮掌ニ傳フ

次福宜階ヲ昇リ神饌ヲ撤シテ福宜ニ傳フ畢リテ福宜宮掌版ニ復ス

次福宜南北ノ御幌ヲ整理シテ御屏ヲ圍ツ

次福宜階ヲ降りテ版ニ復シテ御鑰ヲ宮掌ニ授ク

次神饌辛櫃ヲ撤ス

次諸員退下

祝詞 朝大御饌儀、夕大御饌儀之

度會乃宇治乃五十鈴乃川上乃下津磐根爾大宮柱太敷立高天原爾千木高知氏皇御  
孫命乃稱辭竟奉留挂萬久畏俊天照座皇大神乃嚴乃神床乃大御前平慎敬比恐美恐  
美白左皇大神乃大御心志泊瀬乃朝倉宮爾天下所知食志皇御孫命乃大御夢爾吾  
一所耳座波世甚苦志然乃美奈大御食毛安久所開食須左座故爾丹波國比治乃真奈井原  
爾座須我御饌都神豐受大神乎我許爾欲登教悟志給志任爾此乃山田原爾大神乃宮  
造利齋奉氏皇大神乃大御食仕奉俊故今毛去前毛日別爾仕奉留今日乃朝乃大御食  
大御酒海川山野乃種種乃物乎置定波志進留狀乎平久安久所開食氏皇御孫命乃御  
命爾座世大御壽乎手長乃大御壽登湯津磐村乃如久常磐爾堅磐爾齋奉利伊賀志御  
代爾幸給比阿禮座平皇子等乎惠給比百官人等天下四方國乃公民爾至氏長久平久  
護惠美幸給比作食留五穀乎豐爾榮米給登恐美恐毛申須

又相殿爾座須大神別宮爾座須十所乃大神爾大御食大御酒進平良久介安久所聞食  
氏護惠美幸給登恐美恐毛申須  
度會乃山田原乃下津磐根爾大宮柱太敷立高天原爾千木高知氏皇御孫命乃稱辭竟  
奉白挂毛萬久畏伎豐受大神乃殿乃神床乃御前爾恐美恐毛白左天照座皇大神乃大御  
心氏登志泊瀬乃朝倉宮爾天下所知食志皇御孫命乃大御夢爾教悟志給志任爾此乃山  
田原爾大神乃宮造利齋奉氏皇大神乃大御食仕奉伎故今毛去前毛日別爾仕奉留相  
嘗乃今日乃朝乃大御食大御酒海川山野乃種種乃物乎置足氏波志進留狀乎平久安久  
所聞食氏皇御孫命乃御命爾座世大御壽乎手長乃大御壽登湯津磐村乃如久常磐爾  
堅磐爾齋奉利伊賀志御代爾幸給比阿禮座平左皇子等毛惠給比百官人等天下四方國  
乃公民爾至氏萬長久平久護惠美幸給比作食留五穀乎豐爾榮米志給登恐美恐毛申  
須

### 十一日御饌

#### 古儀由來

概説 この祭は古は十二月十八日に行はれたり。其の起源明かならざるが、既に神宮雜例集所收年中行事に見えれば、平安朝の末頃より行はれたること明かなり。皇大神宮の神事にして、板垣南御門前なる豊受大神拜所石疊の西方に於て、兩正宮竝に相殿神及び内宮七所別宮、四至神達等の楮棚を設け、田邊神田の初穂竝に神酒御贄等を供進したり。而して本祭は古より皇大神宮の一禰宜一人、物忌父を率ゐて奉仕するの例なるにより、これを私御饌とも稱したり。神饌は、御飯神酒の外に御贄として、懸魚(鯛)海老、鱈魚、栗柿、柑子、橘を供進せり。建久年中行事によりて、その次第を記せば、

豫メ宇治郷居住下部八人御山ニテ柵木ヲ伐採、榊梅山柿ヲ除クシ、第四御門外豊受大神拜所石疊ノ西方ニ柵ヲ搔ク、大神宮御料ハ北方東ニ南向、左右相殿神ヲ加フ、弘四尺五寸許、相殿神ハ五寸許下ク、其西方南向ニ内宮所屬七所別宮瀧祭神御料高五尺、弘一尺五寸許、豊受宮御料ハ大神宮御料ノ南方西向、相殿神ハ其左右ニ、天津神國津神四十四所、四至八百萬神達御料ハ南方川岸ニ設ク

物忌父等衣冠御饌ヲ御棚ニ奉奠ス

次一福宜衣冠案内ニヨリ參進著座北ニ向ク

次物忌父神酒ヲ獻ス

次一福宜本宮御棚ニ進テ祝詞ヲ奏ス豐受宮竝ニ別宮祝詞之ニ同ジ

次大神宮奉拜八度拍手兩端

次豐受宮奉拜八度拍手兩端

次諸別宮奉拜八度拍手兩端

次一福宜本座ニ著ク

次物忌父二獻ヲ奠ス

次大神宮豐受宮諸別宮奉拜前ノ如シ

次物忌父三獻ヲ奠ス

次大神宮豐受宮諸別宮奉拜前ノ如シ

次一福宜進テ四至神祝詞ヲ奏ス

右畢リテ直會饗膳アリ

正宮祝詞

度會ノ宇治ノ五十鈴ノ河上ノ下津石根ニ大宮柱太敷立ヲ高天原ニ千木高知ヲ皇御麻命ノ稱辭定奉ル掛畏  
\*天照座皇大神ノ廣前ニ恐ミ恐ミ申常モ奉ル今年ノ十二月十八日今時以田邊ノ御神田ノ茹ノ上分竝御

神酒御費等調奉狀ヲ平ク安ク開食ヲ朝廷寶位無動常石堅石ニ夜守日守ニ護奉給ヒ阿禮座皇子達ヲモ慰  
給ヒ百官奉仕人等モ天下四方國ノ人民作食五穀豐饒ニ恤幸給ト恐ミ恐ミ申

現行祭儀

概説 明治四年神宮御改正に際し私御饌の名稱を廢止せられて神宮明治祭式にはこれを一月十一日御饌と記せり。明治六年以後十二月十八日の祭日を一月十一日に改め祭場も四丈殿に移し殿内北方に兩正宮竝に相殿神各別宮及び諸神の御料を設けて御饌を奉奠せり。而して七年八月祭典課伺定の上御饌供進後五丈殿に於て舞樂を奏行することゝなし翌年よりこれを行ひたり。當祭の費用は古來長官福宜一に於て支辨し來りしを明治七年より神宮社入金を以て支辨することに改められ又神宮改正後一時黒木の高案を白木の案に変更せしを同十四年より古儀に復し黒木案を用うることゝなし以て現在に及べり。神饌品目は、鰯・鯛・乾鮭・昆布・荒海布・胡蘿蔔・芹蜜柑餅・飯・醴酒・清酒・鹽水等にして各素焼の土器に盛り折櫃五十五合に入れ辛櫃十合に納む。當祭は現行神宮祭祀令に於ける唯一の小祭とす。

祭式祝詞 當日平旦祭庭を辨備し四丈殿内北側正中に皇大神の御料を其の左右に

相殿神の御料を設け、其の次東より南方曲折に十所別宮の御料を設く。豊受大神の御料は皇大神の次西の方に設け、左右に相殿神の御料を設く。又其の次西より南の方に曲折に四所別宮及び瀧祭神、兩宮諸神の御料を設く。(御料は各  
栞案一脚)  
午前九時祭主以下參進忌火屋殿前庭祓所にて修祓の儀ありて、四丈殿に參入著版す。次禰宜以下兩正宮竝に各別宮諸神に神饌を奉奠すれば、大少宮司兩宮の案前に進みて祝詞を奏し畢りて復版、諸員奉拜す。次二獻三獻の神酒を奠し、奉拜して神饌を撤す。斯くて四丈殿の祭儀畢りて諸員五丈殿に著き、伶人の舞樂奉奏ありて退下す。

一月十一日御饌

第一鼓

祭主以下參集

第二鼓

祭儀ノ諸具ヲ辨備ス

第三鼓

祭主以下齋館前庭ニ列立

次參進皇大神宮忌火屋殿前庭祓所ニ列立祭主大宮司少宮司禰宜北上西面權禰宜宮掌辛櫃ニ副  
從シテ東上南面大庭御鹽所役權禰宜宮掌北上東面  
先是神饌辛櫃ヲ祓所ニ昇居ウ

次權禰宜進ミテ祓ヲ修シ大庭ヲ揮リ神饌及諸員ヲ清ム宮掌相副ヒテ御鹽ヲ灑ク次第大庭ノ如シ

次祭主大宮司少宮司進ミテ四丈殿南ノ戸ヨリ參入ノ版ニ著ク東上  
北面

次神饌辛櫃ヲ昇立テ參進ス禰宜一員前行警蹕權禰宜四員副從禰宜以下從行

次神饌辛櫃ヲ中重ノ幄舎ニ昇居ウ

次諸員四丈殿南ノ戸ヨリ參入ノ版ニ著ク東上  
北面

先是殿内ニ栞案ヲ設ク

次禰宜二員進ミテ一員皇大神宮御料ノ案前ニ一員豊受大神宮御料ノ案前ニ候ス

次權禰宜二員進ミテ各一員神饌ヲ次第ニ禰宜ニ傳フ禰宜之ヲ正宮及相殿神御料ノ案上ニ供シ初獻ノ神酒

ヲ奠ス畢リテ各版ニ復ス

次禰宜權禰宜各二員進ミテ禰宜一員荒祭宮御料ノ案前ニ一員多賀宮御料ノ案前ニ候シ權禰宜各一員傳進

神饌ヲ供シ神酒ヲ奠ス畢リテ各版ニ復ス

次權禰宜宮掌各三員進ミテ權禰宜一員月讀宮月讀荒御魂宮伊佐奈岐宮伊佐奈瀨宮御料ノ案前ニ一員瀧原

宮瀧原竝宮伊雜宮風日祈宮倭姬宮御料ノ案前ニ一員土宮月夜見宮風宮瀧祭神皇大神宮諸神豊受大神宮

諸神御料ノ案前ニ候シ宮掌各一員傳進次第ニ神饌ヲ供シ神酒ヲ奠ス畢リテ各版ニ復ス

次大宮司祭主ノ前ニ到リ祝詞文ヲ請ケ進ミテ皇大神宮御料案前ノ版ニ著キ之ヲ奏ス畢リテ版ニ復ス

次少宮司豊受大神宮御料案前ノ版ニ著キ祝詞ヲ奏ス前儀ノ如シ

次諸員奉拜八度拍手兩端

次禰宜案前ニ進ミ禰宜傳進ニ獻ノ神酒ヲ奠ス其儀初獻ノ如シ  
次禰宜案前ニ進ミ宮掌傳進ニ獻ノ神酒ヲ奠ス其儀初獻ノ如シ  
次諸員奉拜拍手一端

次三獻ノ神酒ヲ奠ス其儀二獻ノ如シ

次諸員奉拜拍手一端

次權禰宜神饌ヲ撤シテ宮掌ニ傳フ畢リテ各版ニ復ス

次禰宜神饌ヲ撤シテ權禰宜ニ傳フ畢リテ各版ニ復ス

次神饌辛櫃ヲ撤ス

次諸員退キテ五丈殿ニ著ク順次南北ニ分レ東上  
南面東上北面ニ著座

先是伶人同殿北方ノ唄舍ニ著ク

次伶人同殿ニ於テ舞樂ヲ奏ス

次諸員退下

祝詞

皇大神宮竝相殿神  
諸別宮諸社諸神

度會乃宇治乃五十鈴乃川上乃下津磐根爾大宮柱太敷立高天原爾千木高知氏皇御  
孫命乃稱辭竟奉留挂毛萬久長俊天照座皇大神乃大御前平慎敬比恐美恐毛白左常毛  
進留禮代乃大御食大御酒海川山野乃種種乃物乎横山乃如久置足波志進留狀乎平

久安介所聞食氏皇御孫命乃御命爾座世大御壽乎手長乃大御壽登湯津磐村乃如久  
常磐爾堅磐爾齋奉利伊賀志御代爾幸給比阿禮座半左皇子等乎惠給比百官人等天下  
四方國乃公民爾至氏萬長久平久護惠美幸給比作食留五穀乎豐爾榮米給登恐美  
恐毛申須  
又相殿爾座須大神別宮爾座須十所乃大神瀧祭大神攝社末社所管社爾座須大神等  
爾大御食大御酒進乎久平久安介所聞食氏護惠美幸給登恐美恐毛申須

近世私御饌供進次第

同夜○十二月私御饌供進一禰宜東家子禰宜冠衣政所衣家司紋大三色物忌父一鷹衣冠山向  
內人出納內人張各白鋪設青襖於第四御門之下豐受宮拜所之西以黑木造御饌棚大神宮之御  
料者北方向南其左右構兩相殿之御料次其西方別宮之御料向南次大神宮御料之東南向  
西而構豐受宮之御料其左右三坐相殿之御料次南方天津神國津神竝四至四十四坐神拜及  
八百萬神之御料次於同所西南方調備御饌次山向內人告知次參進自一鳥居次石壺神拜  
次降第四御門而着坐御饌棚之前東上北面其西方三色物忌父上北面東次御饌酒供進  
次一禰宜進本宮御料之前讀進詔刀復坐手兩端次豐受宮次別宮各詔刀開手同上次御酒  
二獻之時進本宮御料之前拜八度復坐手兩端次豐受宮次別宮拜手同上次三獻同上次天  
津神國津神四至神八百萬神之御前詔刀拍手  
(皇大神宮年中行事當時勤行次第)

神宮舊年中行事概表

月 日	皇 大 神 宮	豐 受 大 神 宮
正月 元 日	大御饌 <small>瑞垣御門</small> 四方拜 番交替 宮司參宮半夜宿直 神明白散 一禰宜齋館吉書始 子良母良參 賀 一禰宜出始	鮎饗 <small>玉串御門</small> 四方拜 總御饌 <small>御井</small> 番交替 御稻奉下 御歸 物忌 父參館 番長見參 司對面 擬 禰宜修祓 夕御饌 神明白散 社參 番長見參 內宮參 番長見參
正月 二 日	外宮參	一禰宜社參 番長見參
正月 三 日		
正月 五 日	新菜御饌 御稻奉下	新蔬菜御饌
正月 六 日	新菜御饌 <small>御內</small>	番長見參
正月 七 日		御饌殿掃除
正月 八 日		
正月 十 日		

正月 十一 日	旬神拜並番交替 祓始	物忌退番 旬參番文奉下 司對面 祓始 番長見參
正月 十二 日		子良物忌父列饗
正月上卯日以前	卯杖	卯杖削
正月初卯日	奉採水量柱	嫡子節事 吉書始
正月 十三 日	粥御饌御稻奉下 御竈木調製	御竈木削 番長見參
正月 十四 日	奉立水量柱	
正月 十五 日	粥御饌 御竈木	御竈木 粥御饌 <small>御饌殿</small>
正月 十七 日		番長見參
正月 二十 日		御饌殿掃除
正月 二十一 日	旬神拜番交替	旬參番文奉下 司對面 番長見參
正月 二十四 日		番長見參
正月 二十七 日		番長見參



正月晦日  
二月朔日  
二月九日  
二月十一日  
二月十二日  
二月上亥日  
二月上子日  
二月上旬日  
二月二十一日  
二月中申日  
三月朔日  
三月二日  
三月三日  
三月十一日  
三月二十一日

鉾山神事 旬神拜番交替  
祈年祭  
旬神拜番交替 春季神態  
次日神態  
旬神拜交替番文  
旬神拜交替番文  
桃花御饌御稻奉下  
桃花御饌  
旬神拜交替  
旬神拜交替

御饌殿掃除  
旬參番文奉下 司對面 列禊  
祈年祭  
旬參番文奉下 司對面  
鉾山祭  
鉾山祭  
初午  
旬參番文奉下 司對面  
氏神神事  
旬參番文奉下 司對面 列禊  
草餅搗  
新草餅御饌御饌殿  
旬參番文奉下 司對面  
旬參番文奉下 司對面

四月朔日  
四月十一日  
四月十三日  
四月上申日  
四月十四日  
四月二十一日  
五月朔日  
五月三日  
五月四日  
五月五日  
五月十一日  
五月二十一日  
五月中下旬之內  
五月下旬之內

旬神拜交替  
旬神拜交替 御內御掃除  
氏神祭  
御笠神事 神御衣祭  
旬神拜交替  
旬神拜番文  
葛蒲御饌御稻奉下  
葛蒲御饌  
旬神拜交替  
旬神拜交替  
大御田祭

旬參番文奉下 司對面 列禊  
旬參番文奉下 司對面  
御笠笠作  
御笠縫 宮司禰宜對拜  
旬參番文奉下 司對面  
旬參番文奉下 司對面 列禊  
御川  
草整  
葛蒲御饌玉串門前 擬禰宜修禊 應  
舍饗應  
旬參番文奉下 司對面  
旬參番文奉下 司對面  
大御田祭

六月朔日	旬神拜交替	旬參番文奉下 司對面 列禊
六月十一日	旬神拜交替 御內御掃除	御內御掃除 旬參番文奉下 司對面
六月十五日	贊海神事 與玉神事 御占神事	鳥居御門供神 由貴御饌
六月十六日	御門鳥居御神奉替 河原祓竝御稻奉下 由貴御饌 <small>宵</small> 瀧祭神態 櫻宮神態	月次祭 同饗膳 同御遊 同後遊
六月十七日	月次祭 同饗膳 同御遊	伊吹神事
六月十八日	宮比矢乃波々木神態	旬參番文奉下 司對面
六月十九日	瀧祭神事	名越祓
六月二十一日	旬神拜交替	旬參番文奉下 司對面 列禊
六月晦日	輪越神事	御矢作
七月朔日	旬神拜交替	風日祈神事
七月三日		
七月四日	風日祈神態	

七月十一日	旬神拜交替	旬參番文奉下 司對面
七月二十一日	旬神拜交替	旬參番文奉下 司對面
八月朔日	宮務始 宮司參宮	旬參番文奉下 司對面 列禊
八月十一日	旬神拜交替	旬參番文奉下 司對面
八月二十一日	旬神拜交替	旬參番文奉下 司對面
九月朔日	旬神拜交替	旬參番文奉下 司對面 列禊
九月八日	菊花御饌	菊花御饌 <small>御饌殿</small>
九月十一日	旬神拜交替 御內掃除	旬參番文奉下 御內掃除 司對面
九月十三日	拔穗神事 處々神替御幌掛 神御衣祭	濱出神事 軸木削
九月十四日		宮司禰宜對拜
九月十五日	贊海神事 與玉神事 御占神事	懸稅 鳥居御門御神替 由貴御饌 新饗

九月十六日	河原祓 御稻奉下 由貴御饌 <small>宵</small>	拔穂 御内内見 神嘗祭 同饗
九月十七日	瀧祭神態 櫻宮神態	膳 同御遊 同後遊
九月十八日	神嘗祭 同饗膳 同御遊	伊吹神事
九月十九日	宮比矢乃波々木神事	
九月二十一日	瀧祭神事	
十月朔日	旬神事交替	旬參番文奉下 司對面
十月十一日	旬神拜交替	旬參番文奉下 司對面 列候
十月十一日	旬神拜交替	旬參番文奉下 司對面
十月二十一日	旬神拜交替	旬參番文奉下 司對面
十一月朔日	旬神拜交替	旬參番文奉下 司對面 列候
十一月十一日	冬季神態	
十一月十二日	次日神態	
十一月上申日	氏神祭	
十一月二十一日	旬神拜交替	旬參番文奉下 司對面

十一月中酉日	旬神拜交替	氏神祭
十二月朔日	旬神拜交替	旬參番文奉下 司對面 列候
十二月十一日	旬神拜交替	旬參番文奉下 司對面
十二月十五日	贊海神事 與玉神事 御占神事	鳥居御門神替 由貴御饌
十二月十六日	鳥居御門神替 河原祓 御稻奉	月次祭 同饗膳 同御遊 同後遊
	下 由貴御饌 <small>宵</small> 瀧祭神事 櫻	
	宮神事	
十二月十七日	月次 祭同饗膳 同御遊	伊吹總御饌
十二月十八日	宮比矢乃波々木神態 私御饌	
十二月二十一日	旬神拜交替	旬參番文奉下 司對面
十二月晦日	元日御饌御稻奉下 破立燈油	燈油神事 一禰宜御倉參
合計	百二十回	百七十五回

備考 皇大神宮ハ内宮年中行事豐受大神宮ハ同宮年中行事今式ニ據リテ調製ス。此ノ表ノ外兩宮朝夕常典アリ豐受大神宮御饌殿ニテ同宮禰宜日日之ヲ勤行ス。

## 臨時祭

四五六

### 明治以前臨時奉幣

#### 總說

年中恆例の奉幣、即ち祈年月次神嘗の四度の奉幣使の外に、皇室又は國家及び神宮に重大事ある場合、或は特殊の神寶幣物等を奉獻せらるゝ場合に、幣使を發遣せらる。之を臨時奉幣と云ひ、その神宮に限らるゝ場合を一社奉幣と稱したり。而して臨時の幣帛は延喜内藏寮式に九月神嘗祭の幣帛に同じとあるが、古くは杜谷樹八尋梓根を大寶二年に、鳳凰鏡窠子錦を慶雲元年に、男女神服を神護景雲三年に、又延喜以後に於ても、長曆三年に金銀獅子狛犬を、永久六年に金銀幣を、永曆二年には劔弓錦蓋御鏡、宮御幣、玉佩、宮作花宮、火取玉、麻桶線柱、鳳宮、白唐綾御裝束、彫馬等を獻らるゝなど、各種の神寶裝束の類を單獨に若くは例幣物に副へて獻進せられたり。使には例幣と同じく王中臣忌部卜部の四姓使を充てらるゝ例なるが、特に事の重大なる場合には、

三位以上若くは參議を以て之に充て、四姓使を副へらるゝことあり。之を公卿勅使と稱す。

奉幣使發遣の儀は、八省建禮門若くは神祇官に於て行はる。その儀は九月例幣の儀に同じ。當日諸社に奉幣のことあれば、天皇還御の後、上卿陣頭に就て之を頒つ。蓋し大神宮のことは、諸社に異なるが故なり。神宮に於ける行事は、大略神嘗祭に同じ。但し錦綾は之を東寶殿に納め、使直會殿より直に退出して御遊酒立の儀なし。公卿勅使は聖武天皇天平十年五月右大臣正三位橘宿禰諸兄神祇伯中臣朝臣名代右少辨紀朝臣宇美陰陽頭高麥太を遣はして神寶を奉り、遣唐使の渡海平安ならむことを祈らしめ給へるを初見とし、靈元天皇天和二年に至るまで、其數凡そ一百十五箇度に及びり。公卿勅使の發遣に當り、八省院の行事は例幣に異ならざるが、この場合には特に天皇、公卿勅使を召して宣命を給はり、能く申して進れど勅語あり、又重事には特に天皇御書の宣命を用ゐらる。之を宸筆宣命といふ。若し天皇御幼冲の時は、攝政代りて勅語を傳へ、宣命も亦之を代書す。一條天皇の寛弘二年内裏の燒亡の事を祈禱せしめられし時の宣命を以て、宸筆宣命の始とす。又宣命を書する紙は、普通は標紙を用ゐらるゝ定なるも、宸筆の宣命に限り白紙を用ゐらるゝの例なり。又宣命の草

案は中世以來高辻家より作進の例なるも、正保天和度の如きは、後光明天皇靈元天皇の宸作に成りたり。而して今一通の内記起草の宣命は、勅使、上卿より請けて之を中臣に授けらる。發遣の儀終れば、勅使宿所に歸りて裝束を改め、束帶を脱し、衣冠に改む。馬に騎して白河に至り、襖を修す。然る後初めて路に就く。會坂の關を出づれば、近江國の祇承來り迎ふ。かくて第一日は勢田驛に宿す。第二日は野洲河に祇承して、甲賀驛に宿す。第三日、外白河の祇承あり、伊勢の祇承山中に迎へ、近江の祇承辭し去る。此の日鈴鹿驛に宿す。第四日、鈴鹿川を涉ること二回、安濃川を涉ること三瀬、更に雲出川を渡りて、壹志驛に宿す。第五日、下樋小川見橋に至りて伊勢の祇承去り、榑田川を渡りて神宮の檢非違使三人來り迎ふ。此の地、國領と神領との境なるが故なり。下樋小川は、今、飯南郡松坂町の東を流るゝ金剛川の下流是れなり。但し伊勢に於ける古驛路は、一志郡六軒驛以南、多氣郡齋宮との間に於て、今道の東方一里内外の地を通過し、古今路線を異にす。其の今道に改れるは、天正中蒲生氏郷の松坂城を築きしより以後の事にかゝる。下樋小川は所謂神の遠塚にして、驛使の此の所に至れば、鈴口を塞ぎて其の音を止む。かくて多氣川の祇承を經、離宮院祇殿に到着す。それより宮司三人先行し、宮川に於て祇承あり、豐受大神宮に參向し、尋で皇大神宮に參向

して幣帛を奉る。其の儀臨時奉幣の時の如く、尤も嚴重を極む。中臣先づ宣命を讀み奉り、勅使更に宸筆の宣命を讀み奉り、畢れば、禰宜之を執り裂きて火に投ず。其の宣命は發遣前豫め口勅ありて、之を焼却せしめ給ふなり。官幣は之を正殿に納め奉る。事畢れば直會殿に於て酒肴あり。禰宜以下各衣服を賜ひ、勅使離宮院に歸る。歸京に際しては、檢非違使二人送りて榑田川に至り、途上三日を經て入洛復命す。其の發遣の日より奉幣の日に至るまで、天皇毎夜、清涼殿東庭に出御して、神宮を拜し給ふを例とす。後醍醐天皇の嘉暦三年九月、權大納言萬里小路宣房が公卿勅使たりしより後、本使發遣のこと久しく中絶せしが、後光明天皇の正保四年九月、例幣再興の時、參議廣橋綏光を遣され、天和元年皇大神宮の炎上により、同二年正月參議左大辨中御門宗顯を遣して祈謝せしめられしより、國家重事の場合復、公卿勅使を發遣せらるゝことゝなれり。

### 皇室の大事に關する奉幣

概説 皇室の御大事に就て行はれし臨時奉幣の事例を按ずるに、先づ御即位並に大嘗祭に關する奉幣あり、即ち期日御奉告の由奉幣を始め、大嘗會につき諸國大祓後に

差遣せらるゝ大奉幣及び御即位後神寶を奉納せらるゝ所謂一代一度の大神寶なむも  
大奉幣等あり。又天皇御元服を行はせらるゝに就きての由奉幣天皇皇太子等の御  
 不例に就ての奉幣帝都又は内裏の造營遷都等に就きての奉幣あり。今一々其の事  
 例を列記し難きにより、史上に著しき二三の場合に就いて其の概要を左に掲記する  
 こととせり。

**御即位由奉幣** 御即位の期日本告に關する奉幣は古來由奉幣と稱し來れり。本幣  
 は之を事前に於て行はるゝを本則とすれども、朝廷の御事情により醍醐天皇の御宇  
 の如く、稀には事後に於て行はれしこともなきにあらず。或は仁明天皇鳥羽天皇の  
 御宇の如く、御即位由奉幣と大嘗會由奉幣とを別々に行はれしこともありき。御即  
 位由奉幣は、淳仁天皇天平寶字二年八月十九日、左大舍人頭河内王散位中臣朝臣池守  
 忌部宿禰人成を遣はされしを以て初見とし、大嘗會由奉幣は、仁明天皇天長十年十一  
 月八日の奉幣に初まれり。中古以來大嘗會に就ての奉幣は二度行はれ、一は前述の由  
 奉幣にして、一は大奉幣なり。此の由奉幣はもと伊勢神宮に限りて行はれしが、後石  
 清水賀茂を加へて三社となり、後世大奉幣の典廢するに及びても、此の奉幣のみは行  
 はれたり。大奉幣のことは、延喜の踐祚大嘗祭式に、凡そ大祓使發し訖らば、幣帛を天

神地祇に供ふるの使を差遣せよ、太神宮諸王五位以上一人、中臣一人、忌部一人、卜部一  
 人、五畿内一人、七道各一人、中臣、忌部兩氏之を供ふと記せり。此の事また貞觀儀式に  
 見ゆ。而して神宮に奉幣のことの史上に現はるゝは、平城天皇大同三年十一月に初  
 まる。奉幣の次第、臨時奉幣の時に異らず。但し御神寶は之を正殿に納め奉る。後  
 世戦亂相踵ぎ、後土御門天皇の文正以後は、本幣久しく中絶して行はれず。東山天皇  
 の貞享四年、之を再興せられしが、中御門天皇の時再び中絶し、櫻町天皇の元文三年、更  
 に復興を見るに至りてより、爾來復斷絶なし。

**御即位後大神寶奉納** 天皇御即位の後使を伊勢以下五畿七道の諸社五十三所に遣  
 はして、神寶幣帛を奉らる。之を大神寶使と稱す。又一代一度大神寶とも大奉幣とも  
 云ふ。彼の神祇令義解に、金の水桶金の線柱等を神宮に奉らるゝことを記せるは、蓋  
 し此の大神寶を指すならん。發遣の日、天皇沐浴して神寶神馬を御覽あり、伊勢宇佐  
 の幣帛を拜し給ふ。伊勢の使は常の如し。發遣の次第は、江家次第等に詳かなり。  
 此の使發遣の史に見ゆる始は、清和天皇貞觀元年なるが、伊勢奉幣の明文あるは、陽成  
 天皇の元慶二年三月なり。而してこれを一代一度大神寶と稱することは、日本紀略、  
 朱雀天皇承平二年條の記事を以て最も古しとす。發遣の年月に至りては、もと一定

せず。或は大嘗祭の前なることあり、又後なることありしが、三條天皇以後、多くは其次年に於てせらるゝの例となれり。神寶の品目も時代によりて多少の相異なるが、今堀河天皇の寛治四年度の神寶御装束を擧ぐれば、大神宮御料として金御幣二枚、銀御幣二枚、尺御鏡一面、玉佩一流、錦蓋一枚、筋劔一腰、御弓一張、御箭八筋、御鉾一柄、作花三枚、火取玉一顆、麻桶一口、線柱一本、御幣串四枚、唐錦一段、唐綾一段、御装束一具、御袍一領、御半臂一領、御單衣一領、表御袴一腰、御大口一腰、御帶一筋、錦御襪一足、御扇一枚、大帷一條、御裏一條、彫馬一疋、この外に神馬二疋及び中持一合あり。豊受宮御料は右の中、御装束のみ省かれたり。

文永六年度大神寶奉納宣命 天皇詔旨止掛長支伊勢乃度會乃山田原及下都石根大宮柱廣立天、高天原  
七千木高知也稱定奉豐受皇太神乃廣前豐恐美恐美申給波久止申久、先乃御代乃例即位之後神寶  
造飭天奉出給信利故是以吉日良辰乎擇定天錦蓋弓箭劔鉾並御服玉佩寶鏡等乃種々乃神寶深久妙令造  
飭天王散位從五位下兼邦王、中臣從五位上行神祇權少副大中臣朝臣永基等乎差使天忌部散位正六位上齋部  
宿禰親宣加弱肩大福取懸弓金銀乃御幣禮代乃大幣帛乎相副天持齋利令捧持天奉出給布但雖非舊貫止  
也近代乃例依天御馬一疋乎所奉進奉此狀乎神奈加良也聞食天天皇朝廷乎常磐堅磐夜守日守風雨  
順時比五穀豐登奈良本々災難永斷天萬民平安爾惠給信止恐美恐美申賜波久止申、  
辭別天申久異國者雖通遠傷止也類三韓天永爲西藩之臣也々殊俗者爾致欽戴天隔萬里天皆爲東秋之民也

夫吾朝者神國也故神、神明乃靈靈不違、四海者王土也故王法乃聖運先恙也、因茲天朕者繼子堯之德也、  
神者護百王之世利太爾、就中去七月之比、三星合影天、數日呈變、候臺所奏、長途多愆、權理運、天可來  
也、不祥奈利止也、縱非時爾、天可至矣、孽奈利止也、皇太神此狀乎聞食天、未兆拂退給比天、玉體安穩、亦無先  
爲、護幸給信止恐美恐美申賜波久止申、

文永六年八月廿三日

(文永六年大神寶宣命送文記)

御元服由奉幣 由奉幣には、御即位由奉幣大嘗會由奉幣の外、御元服由奉幣あり。天皇の御元服に際し、其の由を奉告あらせらるゝ奉幣なり。新儀式に、其の前一年執政の大臣藏人頭に命じ、内藏寮作物所をして諸調度を準備せしめ、十餘日前吉日を定め、使を神宮竝に陵廟に遣して、明年正月元服を加へ給ふべき由を告げ奉らしめらるゝこと見えたり。其の伊勢遣使のことの見ゆるは、貞觀五年十二月六日、散位從五位上内宗王以下を遣はされしを初見とし、陽成圓融一條、後一條堀河鳥羽近衛後鳥羽土御門、後堀河四條、後深草、後小松、後花園諸帝の御宇に又此の事ありき。御不例祈願 皇室の御不例に就ての奉幣の初見は、既く太上天皇<sup>○聖武</sup>不豫のため、天平勝寶七年十一月奉幣あり。尋で嵯峨天皇不豫によりて弘仁元年七月、又皇太

子の御不例のために寶龜九年三月奉幣せられたり。

皇居造營奉告 帝都内裏の事に關して既く奉幣のことの見えたるは、藤原京の造營にして、持統天皇の六年五月、次で奈良京の造營は元明天皇の和銅元年十月、恭仁京の遷都は聖武天皇の天平十三年正月、平安京遷都は桓武天皇の延暦十二年三月に奉幣あり。應天門の焼亡に就ては清和天皇の貞觀八年七月に、又大極殿の造營竝に竣功に就ては陽成天皇の元慶元年四月、同四年二月に奉幣あらせられたり。爾來此等の事例によりて皇室に御大事ある場合、その都度臨時に奉幣を行はれたりき。

### 國家の大事に關する奉幣

概説 その事例數多きも、今その重なる場合に於ける史上初見の例を擧ぐれば、改元に際しては稱徳天皇の神護景雲元年八月に、改錢に際しては桓武天皇の延暦十五年十一月に、瑞祥(黄金)の出現のために聖武天皇の天平感寶元年四月に、又天地異變ある場合、祈雨のためには桓武天皇の延暦七年五月、止雨のためには嵯峨天皇の弘仁六年八月、風雨地震等のためには光仁天皇の寶龜六年十月、疫厲のためには嵯峨天皇の弘仁九年九月、蝗害のためには清和天皇の貞觀十六年八月奉幣のこと見えたり。

又當時に於ける外國との國交關係に就ては、はやく文武天皇の慶雲三年閏正月に新羅調の奉納あり。嵯峨天皇の大同二年八月に唐國の信物を進られ、或は孝謙天皇の天平勝寶三年四月には遣唐使の平安を祈られ、聖武天皇の天平九年四月には新羅國の亡狀を告げられ、次で淳仁天皇の天平寶字六年十一月及び清和天皇の貞觀十一年十二月には新羅征討及び桓武天皇の延暦八年三月には征蝦夷のことを奉告あらせられたり。

尙神宮の大事に關し奉幣あることは、神宮の御造營を始め、神宮の異變及び齋宮寮の異狀、若くは齋内親王の卜定退下等の場合にして、その事例はやく史上に屢見す。委細は本書各條に説きたるにより此に省略せり。

凡常祀之外須向諸社供幣帛者皆取五位以上卜食者充、唯伊勢神宮常祀亦同、

(神祇令)

右大臣宣、奉勅、今月十二日可奉臨時幣帛於伊勢大神宮、宜三五位已上者依例令卜、中臣使用、次使、忌部者別令差奉者、

延喜十六年六月九日

大外記伴宿禰久永奉

(頭聚符宣抄)



伊勢公卿勅使表

歷朝	發遣年月	宣命	主	旨	勅使	備考
聖武	天平十年五月		遣唐使平安		右大臣橘諸兄	公卿勅使ノ初見
同	同廿一年(天平勝寶元年)四月		黃金產出		民部卿紀麻路	諸書本條ヲ公卿勅使ノ例ニ算セサレトモ公卿補任ノ麻路ヲ參議トナス依テ茲ニ列記セリ
孝謙	天平勝寶三年四月		遣唐使平安		參議石川年足	
淳仁	天平寶字三年十月		神堺變更		民部卿從三位巨勢關麿	
同	同六年十一月		新羅征討		御史大夫文屋淨三	
稱德	神護景雲元年八月		五色瑞雲		中納言藤原卿	本條、續日本紀伊勢勅使部類所見ナシ、姑ク神宮諸雜事記ニ據テ疑テ存ス
同	同四年(寶龜元年)八月		(或皇儲擁立)		參議藤原繼繩	
桓武	延曆十年八月		皇大神宮炎上		參議紀古佐美	
同	同十一年三月		遷都		參議壹志濃王	
仁明	承和六年十二月		齋宮燒亡		參議文室秋津	
光孝	仁和三年四月				參議源是忠	
字多	寬平					

朱雀	天慶三年正月		賊亂平定		參議伴保平	
一條	長德三年四月		內裏炎上		參議源俊賢	
同	寬弘二年十二月	宸筆	御眼疾		參議藤原行成	宸筆宣命ノ初見
三條	長和四年九月		天變怪異		權中納言藤原懷平	
後一條	長元三年九月		齊宮寮頭藤原相通配流		權中納言藤原經通	
同	同四年八月		流星變		參議源經賴	
後朱雀	長曆元年九月		祭主解任		參議藤原良賴	
同	同三年五月	宸筆	豐受大神宮顛倒辭別		參議藤原經任	
同	同四年(長久元年)九月	宸筆	內裏炎上		參議藤原良賴	
後冷泉	永承七年十一月		天變日蝕		參議源經成	
同	同康平元年十一月		天變地異		參議藤原經季	
同	同八年(治曆元年)四月		三合天變地異、御乘、明年以後御儀		參議源隆俊	
同	治曆二年十一月		神事違例、感應御儀		參議藤原泰憲	
後三條	延久元年十一月		神嘗祭幣外宮正殿不開奉納東寶殿		參議藤原良基	
白河	同六年(承保元年)六月	宸筆	三合厄天變地異辭別皇后安産		參議源經信	

諸書所見無シ、北山抄六天慶三年正月廿一日奉幣條ニ據リテ之ヲ載セ姑ク疑テ存ス



鳥羽	同	十一月	宸筆	神宮怪異天變外宮假殿遷宮	權中納言源能俊
同	同	五年三月	宸筆	天變御慎	右大臣源雅實
同	同	元永元年四月	宸筆	三合厄星變疾疫辛酉革命	中納言源顯通
同	同	保安元年四月	宸筆	庚子御慎	大納言藤原家忠
同	同	二年八月	宸筆	天變地妖怪異夢想御不豫	權中納言源能俊
同	同	三年十二月	宸筆	臨時御祈・御慎	參議藤原實行
崇德	同	天承元年二月	宸筆	天變疾疫飢饉大風洪水	權中納言藤原實能
同	同	二年(長承)四月	宸筆	辛酉御祈聖體不豫	中納言源雅定
同	同	保延二年八月	宸筆	天變地震甲子革命	權大納言藤原實能
同	同	五年二月	宸筆	明年三合歲厄今年閏月天變	參議藤原公能
同	同	七年(永治)三月	宸筆	元年以後使度々延引出怪異	權中納言藤原成通
近衛	同	康治二年十二月	宸筆	心御柱願倒辭別齋王退	權大納言源雅定
同	同	天養三年(久安)二月	宸筆		權中納言藤原公教
同	同	久安四年四月	宸筆		中納言藤原公教
同	同	六年五月	宸筆		

同上

同	同	仁平元年三月	宸筆	妖變	右大臣源雅定
同	同	二年正月	宸筆	變異妖怪	權中納言藤原清隆
同	同	久壽元年十一月	宸筆	天變怪異	中納言藤原重通
同	同	保元三年三月	宸筆	天變地妖	權大納言藤原經宗
二條	同	永曆二年(應保)四月	宸筆	同上	參議平清盛
同	同	應保元年十二月	宸筆	明年正朔三合神宮訴訟	權大納言藤原光賴
同	同	長寬元年六月	宸筆	御慎神宮神事依穰延引	權中納言平清盛
同	同	十一月	宸筆	明年三合今年御慎天變神宮社諸社怪異	同上
同	同	三年(永萬)五月	宸筆	聖體不豫	參議平重盛
高倉	同	仁安三年十二月	宸筆	內宮炎上辭別地震	參議源雅賴
同	同	四年(嘉應)正月	宸筆	炎上內宮遷宮辭別地震	權中納言平時忠
同	同	嘉應二年十二月	宸筆	天變怪異明年辛卯御慎	權中納言藤原邦綱
同	同	承安二年六月	宸筆	明年三合厄天變諸社怪異	內大臣源雅通
同	同	四年十一月	宸筆	今年御慎天變地震	權大納言藤原實國
同	同	治承元年九月	宸筆	御慎・天變怪異	權大納言藤原實房

高倉	治承二年八月	宸筆	中宮安産	權大納言藤原邦綱
同	同三年九月	宸筆	御爲太上法皇之御祈禱	權大納言藤原實國
安徳	壽永二年四月	宸筆	關東北陸兵革	參議源通親
同	同九年	宸筆	平氏追討	參議藤原修範
後鳥羽	文治二年十二月	宸筆	天下靜謐	大納言藤原實房
同	同五年三月	宸筆	外宮正殿御扉不開	權大納言藤原實家
同	建久元年八月	宸筆	內宮假殿遷宮	權大納言藤原賴實
同	同二年三月	宸筆		權大納言藤原實宗
同	同三年正月	宸筆	法皇御惱	太上天皇使中納言源通親
同	同六年二月	宸筆	東大寺供養	權大納言藤原良經
土御門	正治元年八月	宸筆	法皇御惱	權大納言源通資
同	建仁元年十二月	宸筆	辛酉御祈	權中納言藤原公繼
同	元久元年八月	宸筆	甲子御祈	權大納言藤原公房
同	承元二年九月	宸筆	明年三合歲厄	權中納言藤原隆衡
順徳	建曆三年(建保元年)七月	宸筆		權大納言藤原師經

幼帝、宸筆代書  
白河法皇ノ御使トアリ

宸筆右大臣兼雅代筆

同	建保四年二月	宸筆	東寺佛舍利紛失	院使權中納言藤原光親
同	同七年(承久)三月	宸筆		內大臣源通光
後堀河	嘉祿三年(安貞)二月	宸筆		權大納言藤原實宣
同	寬喜三年十月	宸筆		權中納言藤原隆親
四條	嘉禎二年三月	宸筆		權大納言藤原實基
同	延應二年(仁治)三月	宸筆	彗星	權大納言藤原公相
同	仁治元年十二月	宸筆	皇大神宮外院炎上	參議藤原忠高
後嵯峨	寬元二年三月	宸筆	御代始	權中納言源顯親
後深草	建長二年三月	宸筆		權中納言源通成
龜山	弘長元年十二月	宸筆	辛酉革命	權中納言藤原隆行
同	文永五年四月	宸筆	外患	權大納言藤原通雅
同	同八年十二月	宸筆	外患怪異	權中納言藤原公守
後宇多	同十二年(建治)四月	宸筆	國難	內大臣藤原師繼
同	弘安四年閏七月	宸筆	外寇天變地妖	權大納言藤原經任
伏見	正應六年(永仁)七月	宸筆		權中納言藤原爲兼

百鍊抄、宸筆有リトス  
シ、仁治元年太神宮司  
神事供奉記宸筆無シト  
ス、今姑ク後者ニ從フ

後醍醐	嘉曆三年九月	宸筆		權大納言藤原宣房
後光明	正保四年九月		例幣復舊	參議藤原綏光
靈元	天和二年正月	宸筆		參議藤原宗顯
櫻町	天文五年三月	宸筆		參議廣田重熙
光格	享和元年三月	宸筆	辛酉革命	權大納言花山院愛德
仁孝	文政三年 <small>(天保元年)</small> 五月		荒祭宮炎上	參議葉室顯孝
孝明	安政五年六月	宸筆	外患	權大納言德大寺公純
同	文久元年五月	宸筆	辛酉御愼	權大納言廣幡忠禮

凡臨時幣帛使者給祿、四位相十二正從者五位十正從者六位已下中臣忌部各六正從者相二正  
六位已下卜部准神嘗祭、祇承國司同上

(大神宮式)

### 明治以降臨時祭

#### 總說

臨時祭は、恆例諸祭典の外に臨時に行はるゝ祭儀を總稱す。而して神宮の臨時祭は、もとより其の都度大權の發動によりて仰出さるゝものなるが、その場合は皇室國家に重大なる事あるに際し、事前若くは事後に於て大御神に事の由を告げ奉られ、或は神助を仰ぎ、或は神恩に奉養せらるゝを例とす、古來の臨時奉幣即ち是なり。明治以後行はれたる臨時祭に、法令を以て豫め定められたるものと、全く臨時の仰出に本づくものとあり。法令は即ち皇室令たる登極令立儲令皇室成年式令皇室親族令等にして、登極令には(一)即位禮及び大嘗祭を行ふ期日を定められたる時、(二)大嘗祭を行はせらるゝ當日、立儲令には(三)立太子禮を行はせらるゝ當日、(四)立皇太孫の禮を行はせらるゝ時、皇室成年式令には(五)天皇御成年式を行はせらるゝ當日、皇室親族令には(六)大婚の約を成し給ふ當日、(七)皇太子皇太孫の御結婚成約の當日、勅使を遣はして奉幣せしめらるゝことに規定せらる。右法令は何れも明治四十二年以後の御制定にか

り、その都度奉幣ありたるも、皇室の御大事に就ては、既に明治四年に大嘗祭の御奉告、同二十七年に御成婚滿二十五年御奉告、同三十三年には皇太子妃冊立御奉告等のことありき。

國家の大事を臨時に御奉告せられし事例は、明治天皇御治世には既に明治元年に奥羽平定御奉告を始め、十年には勳章の御制定、二十二年には皇室典範及び帝國憲法の御制定、尋で日清日露役の宣戰並に平和克復、及び韓國の併合、皇室典範條章増補の御奉告等ありき。大正天皇御治世には、大正三年に日獨戰役の宣戰、同七年に皇室典範増補、同九年に日獨平和克復、同十二年に震害並に復興、同十三年に十二年十二月事件、同十五年には長慶天皇皇代加列の御奉告ありき。

右臨時奉幣には、幣帛の外神饌料を供進せられ、祭式はその都度内務大臣之を定むることゝなれるが、多くは新年・新嘗の大祭式に準據する例となれり。なほ幣帛は明治の御世には多く金幣の御例なりしが、大正の御世よりは凡べて恆例祭に準據して奉納あらせらるゝことゝなれり。

### 臨時祭事例

臨時奉幣祭は、明治初年以來今日に至るまで、御親謁行幸啓及び神宮御造營並に倭姫宮御鎮座に關する諸祭を除き三十一回行はせられたり。而して今その中特に著しき事例の二三を左に掲ぐ。

**皇室典範及憲法制定御奉告** 明治二十二年二月十一日の紀元節の當日兩宮に於て執行せらる。此の日明治天皇陛下は午前九時三十分賢所に出御、憲法發布の奉告文を奏し給ひ、午前十時より大典發布の式を舉行せられたり。神宮への勅使は掌典長公爵九條道孝にして、同月七日齋館たる尾上町十五樓に到着、當日に至り紀元節祭の大御饌奉仕後、勅使參入あり、宮司鹿島則文は皇大神宮權宮司福原公亮は豐受宮に分かれ奉仕せり。幣帛、神饌は兩正宮始め各別宮に供進あらせらる。當日勅使奏上の御祭文左の如し。

天皇乃大命爾坐世挂卷母恐支伊勢乃度會乃五十鈴乃河上乃(度會乃山田原)下津磐根爾大宮柱太敷立高天原爾千木高知且稱辭竟奉留天照坐皇大御神(豐受大御神)乃大前爾掌典長從一位勳一等公爵九條道孝乎使止爲且白給止波久白左天壤無窮乃大御詔爾循比惟神留寶祚乎承繼給比舊圖乎保持且失墜知給布事無乎今志世局乃進運爾膺利人文乃發達爾隨比皇大御神皇大神御代御代乃天皇乃遺訓乎明徵志典憲

乎成立且其條章乎昭示志内波皇子乃繼々率由給布所止爲志給比外波臣民庶翼贊  
 乃道乎廣米給比永遠爾遵行米志彌益々爾大朝廷乃丕基乎鞏固米大八洲國乃民生乃  
 慶福乎增進米給布茲爾廷臣等止俱爾皇室典範凡且十二章六十二條憲法凡且七章  
 七十六條乎制定米給布是皆皇大神(皇大神)御代御代乃天皇乃後裔爾貽志給倍統  
 治倍洪範乎紹述爾外須止思食須此大伎御法乎天皇乃大御代爾逮且比時勢止俱爾舉  
 行志良給波洵爾皇大神(皇大神)御代御代乃天皇乃大御靈及前天皇乃威伎大御靈爾  
 倚藉曾止奈母乃思食須故皇大神(皇大神)御代御代乃天皇乃大御靈及前天皇乃大御  
 靈乃神祐乎祈請美給比併且世現在止將來乃臣民爾率先且此乃憲章乎履行給且比懲利  
 給波左事乎誓比給止爲且宇豆乃御幣帛奉出給布事乎平久良氣安久良氣聞食且天皇乃  
 大御代乎安御代乃足御代爾守幸倍波給比仕奉爾百官人等天下四方國乃公民爾至萬  
 爾且伊加志夜具波延乃如久立榮米志給倍止白給布天皇乃大命乎聞食止世恐美恐母白須又  
 別宮止坐須荒祭宮月讀宮月讀荒御魂宮伊佐奈岐宮伊佐奈彌宮瀧原宮瀧原竝宮伊  
 雜宮風日祈宮九所乃御前爾御幣帛奉出給布事乎聞食止世恐美恐母白須(多賀宮土  
 宮月夜見宮風宮四所乃御前爾御幣帛奉出給布事乎聞食止世恐美恐母白須)  
 明治二十二年二月十一日

日清平和克復御奉告 曩に二十七年八月十一日に宣戰の御奉告あらせられ、二十八  
 年四月媾和條約成り、皇軍總て凱旋す。茲に於て同二十九年四月一日勅使掌典長公  
 爵九條道孝を遣はして御奉告の儀を行はしめらる。當日の祭儀は凡て祈年祭に准  
 じて舉行、宮司鹿島則文、權宮司岡部讓以下奉仕したり。  
 當日勅使の皇大神宮に奏上せられたる御祭文左の如し。

天皇乃大命爾坐世挂卷母恐支伊勢乃度會乃五十鈴乃河上乃下津磐根爾大宮柱太  
 敷立高天原爾千木高知且稱辭竟奉留天照座皇大神乃大前爾掌典長從一位勳一  
 等公爵九條道孝乎使止爲且白給止波久白久左曩爾清國止戰乎開支大御靈乎廣島爾進  
 米給與比志海爾陸爾戰倍勝知攻波禮取利遂爾媾和條約乃訂結爾依利其我領土爾臺灣  
 島母大御國乃版圖止成利事平爾加定利如斯猛久雄雄支志大御稜威乎天下爾輝志加給留  
 波專廣久高支恩賴母止奈最母恐美尊美思志保食須故此由乎告奉志留且宇豆乃御幣帛奉  
 出給布事乎平久良氣安久良氣聞食且天皇乃大御代乎常石爾堅石爾守幸倍波給止白給布  
 天皇乃大命乎聞食止世恐美恐母白須又別宮止坐須荒祭宮月讀宮月讀荒御魂宮伊佐  
 奈岐宮伊佐奈彌宮瀧原宮瀧原竝宮伊雜宮風日祈宮九所乃御前爾御幣帛奉出給布  
 事乎聞食止世恐美恐母白須

明治二十九年四月一日

御即位後御神寶奉納 古來御即位に際し神宮始め國內の諸社へ神寶幣帛を奉納の例ありて之を一代一度の大神寶と稱したりしが中世以後中絶したりしに大正天皇の御世に當り特に思召を以て御鏡壹面御劍壹振御玉壹個御弓四張御箭八筋御鉾四竿御楯四枚の七種の品目を兩宮に御奉納の旨仰出され大正六年十月二十九日勅使掌典次長子爵園池實康を遣はされて御奉納の儀を行はせられたり。當日豫め大御饌供進の儀を行ひ神寶奉納の儀は總て幣帛奉納の儀に准じ修祓點檢開扉奉奠御祭文祝詞の奏上奉納閉扉太玉串奉奠の順序に執行せられき。臨時神宮祭主多嘉王殿下を始め大宮司子爵三室戸和光少宮司今井清彦以下奉仕せり。當日宮司奏上の祝詞左の如し。

度會乃宇治乃五十鈴乃川上(度會乃山田原)乃下都磐根爾大宮柱太敷立氏高天原爾千木高知氏稱辭竟奉留掛麻久畏伎天照座皇大御神(豐受大御神)乃大御前爾恐美恐母白左高天原爾神留坐須皇親神漏岐神漏美乃命以氏知皇御孫命波豐葦原乃瑞穗國乎安國登知食登世事依志奉賜比隨爾遠皇祖乃御代乎始氏皇賀御代彌繼繼爾承繼賜比神隨母天都日嗣乃高御座爾坐志食國天乃下乃政乎彌高爾彌廣爾知食

爾須依里種種乃神寶乎妙爾麗久志作備氏閉今日乃生日乃足日爾掌典正四位勳五等子爵園池實康乎奉遣志賜比此乃大御前爾獻奉良志賜乎波久平久安久聞食氏天皇命乃大御代乎手長乃御代乃嚴御代登常磐爾堅磐爾齋奉里幸奉里賜比親王等諸王等乎始氏天乃下乃國民爾至留麻五十櫃八桑枝乃如久立榮米衣志賜登閉恐美恐母美白須

大正六年十一月四日

御奉納神寶調書

御鏡 皇大神宮御料圓形八花形 貳面

徑七寸唐鳥唐花文 附緋組 入帷白小菱文唐綾 宮 塵地螺鈿唐花文折立赤

地錦

辛櫃朱塗金銅金物折立綠精好 覆表綠地七寶文錦裏白生絹 荷緒緋布 雨皮 御劍 貳振

長三尺五寸五分柄銀鮫卷鞘塵地螺鈿唐花文金銅金物唐花透彫簀玉水晶琥珀瑪瑙 附露緒及足緒赤地唐花文

平緒 皇大神宮御料淺縹色 唐組唐花文

袋表赤地唐花唐錦裏緋小葵文固地綾 附伏組緋村濃平組



辛櫃、朱漆金銅金物、折立綠精好 覆、表綠地七寶文錦、裏白生絹 荷緒、緋布 雨皮、御玉 貳顆

徑二寸、水晶 入帷、小葵文唐綾 筥、塵地螺鈿唐花文、折立赤地錦 納御鏡辛櫃

御弓 八張

長六尺五寸、朱塗金銅金物、弓束卷赤地唐花文錦、搦緒厚細組皇大神宮御料、縹系、厚細 組、豐受大神宮御料、縹系、厚細

絃、麻緒色絲卷皇大神宮御料、縹系、厚細 袋、表赤地唐花文唐錦、裏綠小葵文固地綾 附伏組、緋村濃平組

辛櫃、朱塗金銅金物、折立綠精好 覆、表綠地七寶文錦、裏白生絹 荷緒、緋布 雨皮、御矢 拾六筋

筥、長二尺五寸、八筋、雁股筥朱漆、羽鷹中黑及山鳥、八筋、引目筥素地鶴元白 納御弓辛櫃

御鉞 八竿

長九尺身、鏞及桶尻金銅柄黑漆平文、比禮赤地唐草文錦、巴金銅附緋組、縹

長櫃附置臺、黑漆

御楯 八枚

長二尺六寸、黑漆巴金銅

長櫃附置臺、黑漆

### 明治以降臨時祭表

事	由	年	月	勅	使	摘要
御元服由奉幣	明治元年正月	同	同	從二位祭主神祇大副	藤波 教忠	兩正宮
王政復古御奉告	同 元年七月	同	同	內大臣	廣幡忠禮	兩正宮及荒祭宮
御即位由奉幣	同 元年八月	同	同	從二位祭主神祇大副	藤波 教忠	兩正宮
奧羽平定奉告	同 元年十二月	同	同	內大臣正二位	廣幡忠禮	兩正宮
大嘗祭由奉幣	同 四年十月	同	同	正二位	三條西季知	兩正宮 <small>二十七日 由奉幣 二十八日 大奉幣</small>
勳章制定御奉納	同 十年二月 <small>(新年祭同日)</small>	同	同	式部頭從三位	坊城俊政	兩正宮
東海道御巡幸御代拜	同 十一年十一月	同	同	宮內卿	德大寺實則	兩正宮以下攝末社

皇室典範及憲法制定奉告	明治二十二年二月	掌典長從一位勳一等公爵九條道孝	祈年祭ニ准ズ但兩正宮各別宮朝熊章奈伎及宮中所管社
御成婚滿廿五年奉告	同 二十七年二月	勅使參向無シ	御饗ハ祈年祭ニ、奉幣ハ月次祭ニ准ズ但攝社以下合祭
明治廿七八年戰役宣戰奉告	同 二十七年八月	掌典長從一位勳一等公爵九條道孝	祈年祭ニ准ズ
明治廿七八年戰役平和克復奉告	同 二十九年四月	同上	祈年祭ニ准ズ
勳章御奉納	同 二十九年四月	同上	兩正宮
皇太子妃冊立奉告	同 三十三年二月	掌典從四位 園池實康	祈年祭ニ准ズ
明治三十七八年戰役宣戰奉告	同 三十七年二月	掌典長正二位勳三等 岩倉具綱	祈年祭ニ准ズ 但攝社以下合祭
皇室典範條章增補奉告	同 四十年二月	掌典正三位子爵 前田利鸞	祈年祭ニ准ズ兩正宮各別宮朝熊章奈伎宮中所管社
韓國併合奉告	同 四十三年九月	掌典次長公爵 九條道實	新嘗祭ニ准ズ
即位禮及大嘗祭期日奉告	大正三年正月	同上	祈年祭ニ准ズ
即位禮及大嘗祭期日延期奉告	同 三年四月	大御饗供進ノミニシテ奉幣無シ	祈年祭ニ准ズ 兩正宮各別宮攝末社合祭
日獨戰役宣戰奉告	同 三年八月	掌典次長公爵 九條道實	新嘗祭ニ准ズ
即位禮及大嘗祭期日奉告	同 四年四月	同上	祈年祭ニ准ズ
大嘗祭當日	同 四年十一月	掌典男爵 久我通保	別式ヲ以テ定ム
立太子禮	同 五年十一月	掌典子爵 河蟠公篤	別式(書命) 兩正宮以下攝末社

神寶奉納	同 六年十一月	掌典子爵 園池實康	別式ヲ以テ定ム 兩正宮
皇室典範增補制定奉告	同 七年十一月	掌典子爵 河蟠公篤	別式ヲ以テ定ム 兩正宮以下攝末社
日獨戰役平和克復奉告	同 九年七月	御親告御名代 貞愛親王	別式ヲ以テ定ム 兩正宮以下攝末社
皇太子殿下御結婚成約奉告	同 十一年九月	掌典子爵 長谷信道	別式ヲ以テ定ム 兩正宮以下攝末社
震害竝復興奉告	同 十二年十二月	掌典長公爵 九條道實	祈年祭ニ准ズ 兩正宮・荒祭・多賀兩別宮
大正十二年十二月廿七日事件奉告	同 十三年正月	掌典次長子爵 園池實康	祈年祭ニ准ズ 兩正宮・荒祭・多賀兩別宮
御成婚滿廿五年奉告	同 十四年五月	勅使參向無シ	大御饗ハ祈年祭ニ奉幣ハ月次祭ニ准ズ、兩正宮
長慶天皇皇代加列奉告	同 十五年十月	掌典次長子爵 園池實康	新嘗祭ニ准ズ 兩正宮荒祭多賀兩別宮
即位禮及大嘗祭期日奉告	昭和三年一月	掌典次長子爵 本多正復	新嘗祭ニ准ズ

慶筆ノ宣命ヲ燒キ奉ル

奉納神寶之後、列庭中、以南爲上、外、又次第事畢後、子目一禰宜忠元、進來座前、給宸筆宣命、仰云可燒、忠元逆取宣命、以面取成裏、縷寄奥方、給內人、於座前燒、內人取、

(中右記)

# 恆例式

## 總說

神宮恆例式は、大正三年内務省訓令第二號昭和三年七月を以て、春季皇靈祭遙拜、神武天皇祭遙拜、秋季皇靈祭遙拜、大正天皇祭遙拜、大祓の五式とし、同年内務省訓令第三號を以て、その式次第は當分の内仍従前の例に依ることには定められたり。恆例式以外臨時に屬するものに神馬牽進式あり、便宜この條下に附記したり。

# 大祓

## 古儀由來

概説 神宮に於ては、上代より三節祭の前月晦日、度會川に臨みて大祓を修したり。即ち五月八月十一月の晦日にして翌月の大祭に供奉するため之を行ふ。兩宮儀式帳によるに、當日兩宮の禰宜、内人等悉く大神宮司に參集してこれに供奉し、畢りて宮司の應即ち御厨に於て大饗に預りたり。大神宮式にも、この三度の祓を規定し其

の用途として馬一疋、鍛十三口、麻十三斤、商布一段祝史を擧ぐ。この外大神宮式に、神衣祭に奉仕する爲に、三月並に八月晦日の祓を記す。八月は三節祭の大祓、兼行せしなるべし。但しこの三月の祓は内宮のみにして外宮これに預らず。然るに中世以後この祓も粗略になりて、當日大神宮司と兩宮の禰宜の代表各一人のみ奉仕することとなりしを、之も室町時代に入り離宮院の衰微と共に遂に廢絶したり。右の行事は廢したれども、中世以後六月祓として輪越神事行はるゝこととなり以て近世に及べり。蓋し輪越は古く平安朝中期頃に起り、其の始は宮廷に於ける六月祓に附屬したる菅貫スガツカの一行事たりしが、次第に變化して獨立の行事となるに及び、遂に神宮に於ても之を模するに至りしなるべし。

輪越神事次第 各衣冠着、先一鳥居前河端岸上、以南爲上、西向列居、例所瀧祭西淵端、日陰相待列參、南上西向着座、于時宮家司布衣麻木綿付、南方河端立置於彼本、取持之御祓動仕散供升、木綿麻自、于時一同手兩端、其後件麻家司捧持、自一座奉振懸之後、於南方越輪、件輪出納一長官下行、紙少、家司輪、人形、捧持北向候、于時一座沓テ進寄、人形取持、家司向三度越、藤作進、紙少、家司輪、人形、捧持北向候、于時一座沓テ進寄、人形取持、家司向三度越、みな月の名越の祓する人は千年の命のぶとこそきけ、度別申、其後人形睡懸、家司返渡禮、本座歸著、各同前越畢、出納役人兄部、件輪給於瀧祭松下、良母良物忌父等越後各退出、略中、其後於宮廳宿館之庭、家子侍越之、出納勤之、其後於傍中間

以下越之其後出納長官里宿持參、女中公達以下井家來僕從等越、但於女中公達者、家司越之、  
(建久年中行事)

### 現行式

概説 中世以來六月に行ひ來りし輪越神事は、明治に至りても皇大神宮は手水遣場西の川岸に於て、豐受大神宮は大麻所竝に御炊屋大杉の下に於て行ひ、而して此の神事には茅にて作れる輪(徑四尺、太サ五寸許)を用ゐたるにより茅輪チガハの神事とも稱せしを、明治五年教部省達を以て、天下一般に六月十二月の大祓を修行す可き旨達せられ、式次第、祓詞等をも頒布せられたるに依り、神宮に於ても六月十二月の兩度に、内宮にては第一鳥居内祓所に於て、外宮にては、大場に於て行ふこととせしも、式次第等は教部省達に據らず、猶神宮古來の式に准據して、修祓の後、茅の輪フサヒトカサ、菟形の行事を行ひしが、次で翌六年に大祭前月晦日の大祓を再興し、祈年神御衣、月次神嘗、新嘗の前月に、六月十二月の大祓を加へて年中八箇度となし、又式次第を改めて茅の輪、菟形の行事を廢し、又豐受大神宮大祓を合併して皇大神宮に於てのみ行ふこととせり。其の後神宮明治祭式の編纂せらるゝに及び、式次第を改定して今日に及べり。

式次第 大祓の參進時刻は、十月より翌四月までは午後三時、五月より九月までは午後四時にして、是より先、皇大神宮第一鳥居内祓所の正中に高案を設け、祓物木綿晒布各二尺を置き、又同所に大麻を樹て修祓の具錢切を設く。時刻祭主以下祓所に參進して左の如き式次第により之を行ふ。

第一鼓

祭主以下參集

第二鼓

行事ノ諸具ヲ辨備ス

第三鼓

祭主以下齋館前庭ニ列立

次參進皇大神宮第一鳥居内祓所ノ版ニ著ク北上西面所役權福宜宮掌西上南面

先是賢木祓物辛櫃ヲ祓所ニ昇居ウ

次宮掌二員進ミテ賢木ヲ取出シ祭主以下ニ頌ツ

次權禰宜進ミテ祓ヲ修シ大麻ヲ揮リ諸員ヲ清ム

次諸員賢木ニ氣息ヲ吹移ス

次諸員奉拜拍手ニ

次宮掌祭主以下ノ賢木ヲ受ク

次宮掌祓物及修祓ノ具ヲ撤ス

次賢木祓物辛櫃ヲ昇立テ宮掌二員副從河邊ニ到リ之ヲ河流ニ投ス

次諸員退下

### 春季皇靈祭遙拜

### 神武天皇祭遙拜

### 秋季皇靈祭遙拜

### 大正天皇祭遙拜

**概説** 神武天皇祭遙拜 神武天皇崩御の日なる四月三日宮中皇靈殿の大前に於て御親祭を行はせ給ふが故に、神宮竝に全國官國幣社以下神社に於て遙拜の式を行ふ。其の起源は明治四年三月七日神祇官より「神武天皇御祭典の儀、海内一同遵行被仰出候條、毎年三月十一日各地方官において遙拜式可執行事」と布告せられたるに由來するものにして、神宮に於ては同年四月十五日始めて勤行せる旨、貞董卿當用録に見えたり。而して翌年は三月十一日に行はれ、改曆以後四月三日に執行せらるること。

なれり。遙拜の場所は始め五丈殿の南庭に高案を設けて行ひたりしが、六年より皇大神宮第一鳥居内祓所に改められたり。

**春秋皇靈祭遙拜** 毎年春秋二季春分の日、宮中皇靈殿に於て、歴代の天皇皇后皇妃皇親等の神靈を祀り、天皇御親ら祭典を行はせ給ふが故に、神宮竝に全國各神社に於て遙拜式を行ふ。明治十一年七月式部寮より、本年皇靈祭被仰出たるに付、神社祭式に遙拜式を増加せる旨通知に接し、同年九月二十二日始めて之を行ひしが、翌十二年よりは執行に及ばざる旨、式部頭より通達ありて、一時中止せられたり。其の後大正三年四月に至りて恆例式として再興せられ現在に及べり。

**大正天皇祭遙拜** 皇室祭祀令には先帝祭を大祭と規定せられて、毎年崩御の當日、宮中皇靈殿に於て御親祭を行はせらるゝが故に、神宮竝に全國官國幣社以下神社に於て、此の日遙拜式を行ふ。本式の由來を尋ぬるに、明治五年十一月太政官達を以て、孝明天皇祭遙拜を定められたるに始まり、其の後大正三年三月恆例式として明治天皇祭遙拜を定められ、昭和三年七月内務省訓令を以て明治天皇祭遙拜を削りて大正天皇祭遙拜を恆例式中に加へられたり。大正天皇崩御の日なる十二月二十五日に行ふ。

式次第 遙拜式制定の當初は式を行ふに先ちて、大宮司以下正宮中重の版に著き奉拜、次に荒祭宮を遙拜し、又式中宮司遙拜詞を奏せるものゝ如くなるも、神宮明治祭式の制定せらるゝに及びて現行の如く改められたり。即ち當日午前八時祭主以下參進して第一鳥居内祓所の版に著き、左の如き式次第によりて之を行ふ。

第一鼓

祭主以下參集

第二鼓

行事ノ諸具ヲ辨備ス

第三鼓

祭主以下齋館前庭ニ列立

次參進遙拜所皇大神宮第一ノ版ニ著ク北上面所役權編  
宜宮掌西上面

先是太玉串辛櫃ヲ遙拜所ニ昇居ウ

次福宜一員進ミテ案前ノ版ニ著ク

次權福宜進ミテ太玉串ヲ取出シ宮掌辛櫃  
開ク福宜ニ傳フ福宜之ヲ案上ニ奠ス畢リテ各版ニ復ス

次祭主大宮司少宮司進ミテ案前ノ版ニ著ク北上面

次諸員奉拜八度拍手兩端

次祭主大宮司少宮司版ニ復ス

次福宜太玉串ヲ撒シテ燒却場ノ版ニ著ク西面

次權福宜同所ノ版ニ著キ南宮掌側ニ候ス  
東面

次權福宜炬火ヲ燃シ福宜太玉串ヲ燒却ス宮掌土場  
畢リテ各版ニ復ス  
蓋フ

次諸員退下

### 御馬牽進

牽進の由來 御馬には古來野飼とうまが懸飼との二様あり、宮中に飼養するを懸飼若くは板立と稱す、即ち野飼に對する稱呼にして、延喜大神宮式に「凡二所太神宮懸飼御馬各二疋、簡幣馬内恆令飼養、自外馬皆放神牧」とありて、幣馬は年中恆例として祈年祭に一疋、六月十二月月次祭に一疋づゝ、神嘗祭に二疋合計五疋を牽進せられ、此の外臨時祭にも亦牽進せらるゝものなれば、その中二匹宛を簡びて懸飼とし、自餘は神牧を度會郡佐八村に設けて飼養せらるゝ定なりき。但し幣馬牽進の事實は早く續日本紀寶龜元年八月の條に見え、又御馬飼内人をして御厩に飼養せしめたること延曆儀式帳に見えたるが、鎌倉時代の末頃より久しく中絶せしを、江戸時代に至り正保四年徳川氏より内宮に御馬一匹を牽進し之を中御厩に飼養し、尋で延寶五年姫路城主松平氏、

貞享二年名古屋城主徳川氏よりも牽進したることありしが、承應前後より田丸城主久野氏より退落毎に御馬を牽進することとなり、一匹は中御厩、一匹は外御厩に飼養したり。

外宮に於ては中絶後久しく御馬の牽進なく、木馬を造り之を外の御厩に置きたりしが、弘化三年に至り徳川氏より新に神馬一匹を牽進したるにより、之を外御厩に懸飼せり。然るに慶應元年神嘗祭奉幣に幣馬を牽進せられ、其の中の一疋づつを兩宮に飼養することとなり、更に明治二年祈年祭に幣馬を牽進せらるゝに及びて、内宮は久野氏牽進の御馬を加へて四匹、外宮は徳川氏牽進の御馬を加へて三匹となり、之を内宮に於ては、内御厩に朝廷牽進の幣馬二頭、中御厩と外御厩に武家牽進の御馬各一頭、外宮は内御厩に幣馬二頭、外御厩に武家牽進の御馬一頭を飼養することとなりしが、明治七年一月外宮外御厩神馬病斃せるを以て、木馬を獻進することとし、同年五月敎部省伺定の上之を執行ひしが、同二十三年に木馬を取除き内御厩神馬二頭の内一頭を收納せり、因りて外宮御馬は二頭に減じたり。内宮にては明治十八年六月二十二日、中御厩御馬病斃せしにより内御厩の神馬二頭を交替に立置くこととし、一頭減じて三頭となりたり。

其の後明治四十三年に至りて内宮中御厩を廢止して、内御厩に二頭外御厩に一頭を飼養することとし、外宮内御厩を外御厩に合併して二頭收納して、現今に及べり。而して明治二年以後は御馬退落毎に宮内省より新に牽進せらるゝ御例となり、内宮は明治十七年、外宮は同十六年に始めて立替の御馬を牽進せられたり。

式次第 御馬退落すれば宮内省より立替の御馬を牽進せらるゝ御例にして、宮内省式部職掌典補之を護送して神宮に到れば、直に御馬牽進式を行ふ。其の次第の概要は、時刻禰宜以下參進(齋館出門の際宮掌御鹽を灑ぐ)禰宜は中重に著版し、權禰宜宮掌は第一鳥居内に列立す、次に御馬を第一鳥居前より牽立て、掌典補並に權禰宜宮掌從行して第二鳥居内正中に至れば、權禰宜大麻を揮り宮掌御鹽を灑ぎて御馬並に掌典補を清む、次に御馬を内玉垣御門前に牽き進む、掌典補御馬の南方に著き、權禰宜以下掌典補の南方に列立す、次に權禰宜送文を掌典補より受けて禰宜に進め、禰宜之を披見して權禰宜に授け、内玉垣御門下に進みて祝詞を奏し畢りて掌典補に一揖して復版す、次に權禰宜宮掌從行御馬を御厩に奉牽し、諸員退下す。

御馬飼養 御馬飼養に關しては深甚に注意し、内宮に三人、外宮に二人の飼丁を置き、御馬一頭に一人の割にて之が飼養に當らしめ、毎日飼料として、燕麥、藪干草、大豆、鹽並

に飲料水等を供し、神馬運動場に於て適當の運動をなさしむ。  
 而して毎月一日、十一日、二十一日には御馬に馬衣を儀裝し、飼丁白張にて牽立て、衛士一員先驅し儀式課員従行して、内宮は御前石階下、外宮は御前板垣御門下にて見參せしむ。又御馬退落すれば迅速に神域外に搬出し、日没を待ちて埋葬す。而して神馬埋場は、内宮にては俗に御馬の森と云ひて宇治山田市大字館町に所在し、段別二段十六步あり、外宮の埋場は宇治山田市大字一之木町に在り、段別二段十一步なり。

近世皇大神宮御馬牽進表

牽進年月日	馬名	退落年月日
文久元年九月十一日	翁嶽	明治十六年十二月二十九日
同 元年七月十一日	驪圓	同 十八年六月二十二日
慶應元年九月十七日	初花	同 二十三年九月四日
明治二年三月十六日	星月	同 十九年七月二十一日
同 十七年二月十六日	成澄	同 四十三年三月二十一日
同 十九年十月五日	仲春	同 二十五年五月十九日

近世豐受大神宮御馬牽進表

同二十三年十月	翁嶽	同三十九年三月二日
同二十五年十月七日	驪圓	同四十一年九月二十四日
同三十九年五月十二日	初花	大正十三年九月二十七日
同四十一年十月二十九日	星月	同四年一月十七日
同四十三年四月二十四日	成澄	同五年十二月六日
大正四年五月二十二日	幸敏	
同六年一月二十五日	深雪	昭和三年八月二十三日
同十三年十一月二十二日	朝千鳥	
昭和三年九月二十一日	三欣	

牽進年月日	馬名	退落年月日
萬延元年十一月朔日		明治七年一月二十三日



慶應元年九月十六日	明治二年三月十六日	同十六年十月三日	同二十一年二月十六日	同二十八年十月十三日	同三十四年六月二十七日	同三十六年六月六日	同四十二年六月十四日	大正六年十二月二十五日	同十年十二月二十七日	同十三年二月十八日
櫻川	百石	初城	眞龍	白雲	大白雲	大櫻	蝦夷	大櫻	藤夷	進風
明治十六年八月二日	同二十年十月十一日	同三十四年四月二十四日	同二十八年四月十七日	大正六年十一月二十八日	明治三十六年五月十四日	同四十二年五月二十三日	大正十年十一月十八日	同十二年十二月七日		

御馬飼内人外從七位上禮部清人

右人始卜食定。補任之日後家雜罪事祓清供奉。并上下番以御馬飼丁二番別御馬令飼。并宿直之掌忌慎供奉。

御馬飼内人無位神豐繼

右人行事。卜定任日後家雜罪事祓清。常板立御馬二疋。此奉。已戸人夫并多氣郡司實上飼丁二仕奉。又三箭祭行事、他内人共仕奉。又三箭祭并年所幣帛御馬奉時、御馬口曳仕奉。又以二十箇月爲二番。宮守護宿直仕奉。

(外宮儀式帳)

行幸啓

總說

天皇御參拜 天皇の御參拜は往古其の例無く、明治二年三月十二日、明治天皇の御參拜を以て嚆矢となす。其の後、皇室令を制定せらるゝに及び、登極令には、即位の禮及大嘗祭訖りたるるとき、皇室親族令には、大婚の禮訖りたるるとき、天皇皇后と共に神宮に御親謁遊ばさるゝことに規定せらる。明治二年以降、同五年五月二十三日關西御巡幸の途次御參拜あらせられたるを始め、十三年七月八日北陸東海兩道御巡幸中御參拜を行はせられ、越えて三十八年十一月十六日、日露戰役平和克復奉告の爲め御參拜ありて御告文を奏せられたり。かく明治天皇の神宮御參拜は以上四回あらせられしが、大正の御世となりては、四年十一月即位の大禮を擧げさせられ、大嘗祭を訖らせ給へるを以て、登極令に本づき同月二十日豊受大神宮、二十一日皇大神宮に始めて御親謁遊ばされたり。當時皇后陛下には御懷妊に渡らせられたるを以て、北白川宮妃昌子内親王殿下を御名代として御參拜せしめられき。

皇后皇太后御参拜 皇后皇太后の御参拜も明治以後始めて行はせらる。即ち皇太后の御参拜は明治二十二年三月七日、英照皇太后の行啓を以て始とし、皇后の御参拜は同四十四年五月二十日、昭憲皇太后の未だ皇后に渡らせられし時の行啓を以て嚆矢となす。前述せる如く登極令には、即位禮及大嘗祭訖りたるとき天皇、皇后御親謁遊ばさるゝ御規定なるも、大正四年の御大禮には皇后御懷妊の爲め行幸あらせられざりしが、翌五年三月三十一日親しく御参拜あり、其の後大正十一年十一月五日再び御参拜遊ばされたり。

皇太子御参拜 皇太子の神宮御参拜は、延暦十年十月平城天皇未だ東宮に坐せし頃、御病氣平癒宿禰奉賽の爲め御参拜あらせられしこと續日本紀に見えたるも、其の後絶えて行はせられずして、明治に及べり。然るに明治二十四年八月六日、皇太子嘉仁親王殿下伊勢二見浦に行幸の砌、親しく兩宮に御参拜あり、尋で三十三年五月二十五日には御成婚御奉告の爲め妃殿下御同列にて御参拜あらせられ、更に三十八年十一月二十七日には豊受大神宮、二十八日には皇大神宮に御参拜あらせられたり。尋で大正の御世となりては、四年七月六日皇太子裕仁親王殿下始めて御参拜あり、五年十二月十日には立太子禮を行はせられたるを親しく御奉告あそばされ、八年五月二十

一日には、成年式御奉告の爲め御参拜あり、十年二月二十三日には海外御巡遊御奉告の爲め、同九月十一日には御歸朝御奉告のため、同十二月十三日には攝政御就任御奉告のため、御参拜遊ばされたり。大正十三年一月二十六日日出度御結婚の大禮を行はせられたるにより、皇室親族令第二十五條の御規定のまに、同二月二十四日妃殿下御同列にて御参拜あり、親しく御成婚を御奉告あらせられたり。御参拜に伴ふ祭儀 行幸啓には幣帛並に神饌料を供進あらせらるゝ御例なるに依り、當日御参拜に先ち皇大神宮、豊受大神宮に大御饌供進の儀を行ふ。其の式次第は大要、祈年祭式若くは新嘗祭式に准じて行はれ、時刻祭主以下参進して、禰宜神饌を供進し、大宮司祝詞を奏上して一同奉拜畢りて神饌を撤して退下す。大御饌供進の儀畢りて後、豫め幣帛を大御前に奉奠し、續いて御参拜の儀を行はせらる。其の御次第は詳しく後段の明治天皇御参拜記に述べたり。猶大正四年十一月大正天皇御親謁の御次第は大禮記録に詳述せられたれば之を省略せり。

凡王臣以下不得<sub>レ</sub>獻供大神幣帛。其三后皇太子若有<sub>レ</sub>獻供者、臨時奏聞。

(大神宮式)

## 明治天皇御參拜記

## 明治二年御參拜

## 前記

明治元年江戸を東京と改め永く帝都を此所に奠められ、同年一度東幸あらせられし際、神宮行幸の儀も起りしが中止となり、更に翌二年二月に至り京都より東京に行幸の御途次、陸路東海道を經て神宮に御參拜あらせらるゝ旨仰出され、尋で京都御發程を三月七日と御治定あらせられしを以て、廿四日兩宮禰宜請文を上る。此達によれば、三月十日外宮文殿へ御着輦、同十一日外宮御參拜の御模様なりしに、後度會府より七日御發輦、十日松阪御泊、十一日外宮文殿行在所御著、十二日外宮御參拜御晝飯、内宮御參拜、同日内宮文殿行在所へ御泊、十三日御發輦の事を達せらる。行幸に際して沿道の別宮竝に攝社へも幣帛供進せらるゝにより、宮社の現存荒廢又は行程の取調を命せられ之を上る。二月二十七日より一七日間行幸に際し玉體安穩御祈を命せられしにより、神宮一同丹誠を抽て奉禱をなし、三月三日勤行文竝に御祓長鮑を上れり。

度會府に於ては、命を受けて神領中行幸沿路の佛寺佛像を撤去し、又宇治山田の市店に於ても佛書佛具を霽くを禁制したり。兩宮とも文殿を行在所と定められたるを以て宸座、御車寄、鳳輦安置舎、御厨子所、御湯殿、御廁、御厩等の設備をなし、三月十一日度會府へ引渡せり。又御羽車は内宮は廳舎に、外宮は九丈殿に安置する用意をなせり。宮川の御修祓所は、大宮司に於て宮川東岸に拾六間四面の修祓所を設け、四方石を以て砌とし、幕二條を重ねて引廻らし、南方を手違に張りて口を開き、入御の御通路となし、又其の中央北寄に御駐輦所に充つる爲め二間四方の假屋を建て、清砂を盛り葉薦を敷き、其の東西北の三方を白布の幕にて圍ひ、更に白布を以て承塵となせり。修祓所内西寄の所に修祓の具を設け、西面流に向ひて祓を修する様設備せり。三月八日御東幸前驅德川三位中將徳成(尾張)及び少監察役參著し、尋で九日神祇官副知事龜井中將茲監到着、翌十日福羽五位美靜、戸田大和守忠主、營膳司知事廣瀬左衛門、藤波祭主二位教忠、橋本度會府知事實梁と共に兩宮行在所の設備を内見し、内院に進みて御濱床、御手水等の位置を定めらる。此際橋本龜井、戸田藤波の諸氏は衣冠、福羽廣瀬兩氏は直垂、一禰宜氏朝以下衣冠にて參會せり。同九日龜井中將は關宿より四日市迄沿道の諸社へ、北小路左京太夫は關宿より山田迄の沿道攝社へ奉幣して御代拜せらる。供御

の御水及内侍所の御水は、二宮朝夕御饌炊殿の水を用ゐらるゝ事と決定したるを以て、小内人二人をして之を監視せしむ。警衛に關しては、久居藩主藤堂佐渡守高邦藩士を率ゐて之に當り、其の番所を一鳥居口及北御門口に設置し、庶人の出入を禁制し、其施設嚴肅を極む。神官の出入も亦嚴重に取締をなし、名籍を度會府に送致し、一々照合して通行を許可せり。三月十一日、松阪御泊所を御板輿に召され、御發輦、度會郡小俣村に御小憩あらせられ、此の所より葱花輦に召代へさせられ、宮川の東岸なる修祓所に入御あらせらる。先是大宮司大中臣教長は曾て設けし祓所に於て祓を修し、御賢木を捧げて入御を待奉る。車駕祓所内の御假屋に入らせらるゝや、御前に咫尺し、御賢木を官人を経て獻進して修祓の儀を行ふ。此の儀畢りて外宮に向ひ御發輦遊ばされ、外宮文殿なる行在所に著御あらせらる。神宮よりは内宮權禰宜荒木田守賀、外宮權禰宜度會延世兩人共に衣冠を著し、御小憩所に伺候し、前駟奉仕の旨を伺ひしも、其儀に及ばずとて、賢所の前駟を奉仕し、宮崎文庫に至りて止む。車駕御安著により、恐悦之に過ぎるを以て、兩宮より御祓竝に生鮑三十貝づゝを献上せり。此の夜重代權禰宜物忌等も亦衣冠を著し、徹宵宿直をなせり。

## 當 日 記

三月十二日、此の日快晴春風飈蕩として萬象總て御參拜を祝するが如し。兩宮同時に大御饌を供進する事に決せるを以て、寅上刻、豐受大神宮一禰宜度會常庸、二禰宜度會貞董、三禰宜度會常伴、四禰宜度會朝彦、五禰宜度會偉彦、六禰宜度會貞賢、七禰宜度會朝昌、八禰宜度會貞吉、九禰宜度會常位、十禰宜度會美彦物忌父等各衣冠を著し、内院に進み神饌を供進し、一禰宜常庸祝詞を奏す。大御饌儀畢りて退下す。辰刻前より供奉の諸員宮中に參入、内人等御鹽湯、大麻を以て祓清めをなす。二鳥居内南方に案を置き、御鹽湯、大麻を辨備し、正殿を開き、御幣物を奠して、御參拜を待奉る。

辰上刻、御束帶黄櫛染葱花輦に召させられ、行在所を出御あらせらる。祭主大中臣教忠、宮司大中臣教長、一鳥居と二鳥居との間に奉迎し、夫より先陣に供奉す。二鳥居に於ける大麻、御鹽の儀、三禰宜常伴、四禰宜朝彦奉仕畢りて、五禰宜偉彦、六禰宜貞賢前駟を奉仕す。冠木鳥居外にて御下乗、玉歩を御内に進められて、内院御垣御門内軒下の御濱床に著かせられ、御參拜畢らせらる。御門御幌褰上、御手水、御木綿鬘は供奉員奉仕せり。御參拜の御次第は皇大神宮御參拜の條に掲ぐ。

祭主教忠、宮司教長、一禰宜常庸、二禰宜貞董、内院に祓

候奉仕す、所役以外の禰宜は中重東方に祇候し、權禰宜(老幼者)を除く玉串行事所に祇候共に通御に際して平伏奉拜をなす  
 御參拜後、行在所に於て御中飯を聞食し、更に御潔齋の上午の上刻皇大神宮に向ひ御發輦あらせらる。途上御滯あらせられず、内宮一鳥居内に於て御板輿に召代へさせられ、文殿なる行在所に著御あらせらる。此際禰宜束帶明衣木綿袴にて一鳥居外西方に於て奉迎す。外宮六禰宜貞賢、同八禰宜貞吉等外宮神官を代表して行在所に著御御祝詞を言上す。

皇大神宮に於ては、此の日寅一刻、一禰宜荒木田氏朝、二禰宜荒木田守重、三禰宜荒木田守堅、四禰宜荒木田守宣、五禰宜荒木田氏命、七禰宜荒木田泰綱、八禰宜荒木田氏意、九禰宜荒木田定潔、束帶を著し、物忌父等衣冠、内院に進み大御饌を供進し、一禰宜氏朝祝詞を奏す。大御饌供進の儀畢りて退下す。御拜に先ち、二鳥居内北方に高案を設け、大麻御鹽を安し、正殿を開き御幣物を奠し、御玉串竝に御濱床を瑞垣御門兩滴に設け、又御木綿鬘御手水具を内玉垣御門内東方に辨備し、御下乗所より内玉垣御門迄御道敷菴を敷設し、御參拜を待ち奉る。未刻過再び葱花輦に召させられ、行在所御出門、二鳥居に於て御輦を止めらるれば、五禰宜氏命大麻を、七禰宜泰綱御鹽を捧げ、輦前一間計の所に進み御祓清を奉仕す。別に又内人をして供奉の諸員の祓清をなさしむ。御

修祓の儀畢れば、氏命泰綱の外、八禰宜氏意、九禰宜定潔前駟を奉仕し御列を進む。板垣御門前石階下に於て御下乗、御菅蓋奉仕、蘭御草履を召させられ、御參進遊ばさる。内玉垣御門前に於て御杵を召させられ、同御門内に於て龜井中將御手水を奉仕し、中山儀同御木綿鬘を奉る。御手水の儀畢らせられ、瑞垣御門内の御濱床に著御御拜遊ばせらる。畢りて御列御參進の時の如く行在所に還御あらせらる。其の御次第左の如くなりき。祭主、教忠、宮司、教長、二禰宜守重、三禰宜守宣、内院に祇候奉仕す

御參宮儀式

廻限 出御頓宮

於一鳥居二鳥居間、祭主宮司奉迎、風輦先陣供奉、

但風輦進御之比、禰宜奉開正殿御戸、有御幣奉納之儀、

次於二鳥居禰宜二人執御鹽、大麻奉灑、揮風輦、禰宜先陣供奉、權禰宜等兼候、御輿宿西、平伏、○外宮ハ一本櫛邊、

次風輦到冠木鳥居外下御東、禰宜等於中重、平伏而止、

次宸儀御歩

次入御外玉垣御門、職事妻、御輦、玉串、番垣、瑞垣、御門同之、還御之時亦同之、

次經玉串御門、獻、木綿鬘、番垣御門、入御、瑞垣御門、

次著御濱床、

次玉串御奉納 宮司捧玉串、獻神祇官、神祇官獻之、宸儀令執給、  
次御拜

次還御、到冠木鳥居外、乘御風蓋、禰宜先陣供奉、到二鳥居止、○外宮ハ冠木鳥居、  
次禰宜等奉門正殿御戸、  
次還御于頓宮、

御幣物は皇大神宮・豐受大神宮は各御幣物黄金二枚・白絹十匹・真綿十把荒祭宮以下各  
別宮多賀宮以下各別宮は御幣物各金五兩づゝなりき。猶荒祭宮・風日祈宮には龜井  
中將御代拜ありたるを以て權禰宜竝に内人奉仕せり。

御道中御列

前駟 德川三位中將 前衛 彦根兵隊半大隊 井伊中將 騎馬 澤渡河内大尉  
新見内匠少尉  
綾小路少將 騎馬 六條少將 御灯唐櫃 馬大鳴左 御羽車 西池右兵衛大尉 倉橋大  
藏卿 交野左 御羽車 小野左兵衛少尉 白川三位 町尻少將 加藤能 御辛櫃 德岡  
京太夫 野代上 同人村田大舍 同奥田掃 同山名中務少丞 徳山口  
大進 御辛櫃 野代上 同人村田大舍 同奥田掃 同山名中務少丞 徳山口

内藏前守 御警衛 加藤能 人数 小野越後守 堀川大藏少丞 押小路大外記

幸徳筑 同陰陽助 内外印櫃 青木雅樂權助 入江大夫 騎馬 石野左衛門權佐

裏松中務權輔 東園侍從 間嶋萬次郎 騎馬 神山四位 阿野中納言 騎馬 池田

中納言 中御門大納言 中山儀同 三條右大臣 四辻宰相中將 藤井左兵衛少尉  
長野圖書少允

堀川新三位 土山長門介 葱花輦 萬里小路權右中辨 藤木肥後介 雨皮 吳  
高辻三位 水口彈正少忠

床 壬生左大史 安田三河椽 戸田左兵衛大尉 青木左兵衛權少尉 雨皮 内海  
左衛門少尉 御草鞋 山田中務 御鞍置 御馬口付 御鞭 諸使番 御用掛 御衣著 杏籠

御馬口付 御用掛 杏籠 御衣著 御馬口付 御用掛 杏籠 御馬具入辛櫃 戸田

備後守 騎馬 御用掛 御長棹 御馬醫樂籠 坊城右大辨宰相 騎馬 千種三位

中村幹之助 長松文輔 小牧善次郎 小橋恒藏 井上主膳 山本大助 市渡川  
北川徳之九 谷森眞男 武井逸之助 岡本市之進

大衛門監 御衣櫃山科出 同同前守 同粟津長 同神岡越 同時岡神 同佐々木  
 右衛門 御茶湯櫃非藏人 御水器 御藥櫃御醫 御膳辛櫃御厨子所 三條西大納言騎馬  
 飛鳥井前大納言 石山左兵衛督 高野少將 萩原右衛門佐 竹屋左衛門佐 中  
 御門皇后宮大進 石井民部大輔 藤嶋左衛門權大尉深尾内藏少九 後衛 加州  
 兵半大隊 前田宰相中將騎馬 御列外供奉 軍務官權判事木村三郎 右之外從者多シ

後記

御滞なく御參拜畢らせられしを以て、五禰宜氏命七禰宜泰綱を神宮代表とし、千種三位を経て御祝詞を言上し、又一萬度御祓及鯛鮑を献上す。十二日夜は内宮文殿なる行在所に御駐蹕あらせらるゝを以て、久居藩には番所を一鳥居口に設け諸人の參入を禁じ、警戒又は前夜と同じく嚴肅を極めたり。當日兩宮神官へ松魚節三百本、御酒料百兩づゝを下賜せられ、更に松魚節五十本、御酒料一萬匹を行在所御用精勤の外宮禰宜以下へ下賜せらる。

十三日寅上刻御機嫌麗しく御發輦遊ばさる。禰宜は衣冠を著し一鳥居内にて奉送をなせり。御途中外宮文殿なる行在所に於て御少憩あらせらる、内宮四禰宜守宣、五禰宜氏命、七禰宜泰綱、八禰宜氏意は宮川迄御奉送を申上げたり。

北小路左京權大夫を御代拜として別宮竝に攝社へ遣はされ、別宮及瀧祭神には金幣貳千匹づゝ、攝社には貳百匹づゝを奉奠し、又玉串を奉らせ給ふ。別宮瀧祭神にありては所屬の内人、攝社にありては祝部祭儀に奉仕せり。廿八日内宮權禰宜荒木田守賀、外宮權禰宜度會常緩を東京に派し、御參拜御禮として一萬度御祓大麻竝に熨斗五拾作拾把を献上せり。

明治五年御參拜

前記

明治五年五月二十三日、今度聖上陛下東京御發輦、大阪竝中國西國筋御巡幸仰出され、其の際神宮へも御參拜の事を決定せられたる旨發表せらる。又東京へ出張せる權主典東吉貞權禰宜柳尙簡よりも、御參拜に附ては諸事御簡便にして、小船にて神社港

又は二軒茶屋へ御上陸あらせられ、外宮參集所を以て行在所に當て御一泊あらせらるゝ趣を通知せり。是に先ち度會縣權參事より内協議ありたるに由り、五月二日、神宮司廳に於ては各係員を命じ分擔を定め、行幸事務の敏活を期せり。又海軍省より柳海軍大佐鳥羽に來著諸事打合せをなす。同二十日、式部寮より左の通知あり。



二軒茶屋御上陸地

- 一 兩宮共行在所ハ參集所御用候間、其心得可有之事、
- 一 兩宮共御奉納之御玉串竝案トモ用意之事、
- 一 御參拜ニ付別段神饌用意之事、
- 一 御料竝臣下御鹽大麻用意之事、
- 一 御艦御上り場ハ、司廳官員一名御出迎可申上事、

但御上り場ハ大湊二軒茶屋兩所之内ニ可相成候間、御治定之儀者、度會縣ニ可問合事、

一行在所竝内院御手水具設之事

一 外宮行在所ニ於テ御湯殿具設之事

但釜ハ鐵新調之事

一 兩宮共御參拜御座、去ル巳年之分御用ニ可相成事

一 外宮行在所御膳所雜具モ前同様可心得事

一 供奉之輩詰所茶煙草盆等用意之事

但兩宮共供奉名簿別紙之通

御巡幸供奉

西 郷 參 議

日 下 部 内 少 史

谷 森 權 少 外 史

橋 本 式 部 助

小 西 式 部 少 屬

飯 田 同 權 中 屬

等 外 一 等 出 仕 二 人

熊 谷 大 藏 少 丞

小 菅 大 藏 權 大 錄

飯 田 出 納 權 中 屬

中 西 驛 遞 少 屬

德 大 寺 宮 内 卿

河 瀬 侍 從 長

吉 井 宮 内 少 輔

兒 玉 宮 内 少 丞

宮 内 省 五 等 出 仕 加 藤 弘 之

醍 醐 侍 從 番 長

高 嶋 侍 從 番 長

堤 侍 從 番 長

堀 川 侍 從

伏 原 侍 從

西 四 辻 侍 從

東 園 侍 從

北 條 侍 從



米田侍從	重見宮内大監
片岡侍從	櫻井宮内權大錄
毛利侍從	九等出仕 長
太田侍從	同 堤龜慶
有地侍從	同 山川幸吉
高城侍從	同 藤井克俊
岩佐大侍醫	樹下雜掌
竹内權大侍醫	松尾雜掌
陸軍操練御用掛	松波雜掌
岡田陸軍少佐	宇喜多雜掌
同	目賀田大駟者
大河内陸軍少佐	宮下中駟者
櫻井内膳正	井關調度權中令史
池田宮内大錄	千賀内膳權大令史

三吉内膳少令史	十二等出仕
森	十四等出仕
元藤清	十五等出仕
同 金井維近	同 松本義路

膳部二人  
御馬貳匹  
別當四人  
西郷陸軍少輔  
河村陸軍少輔  
高屋海軍少丞  
近衛兵

五月二十二日東京出張員より、御參拜當日御裝束主上御直衣、勅任官は直垂、奏任官は今度新製之胡服用用之事を、式部寮の命を受けて通知せり。御玉串以下の諸用具又御湯殿御膳所雜具全部明治二年の通にて可然哉を式部寮の指揮を請ひ準備をなす。

二十日行在所たるべき外宮參集所修繕落成、下山度會縣權參事以下檢分、二十一日も同様内宮參集所修繕畢る。御警衛に關しては、御守衛陸軍兵は已に解兵の命に接したるを以て、神宮より縣を経て滞在を請ひしに、三木陸軍大尉は更に本營に指揮を請ひ、終に西郷陸軍大輔より、御參拜の節、宮中は近衛兵、御道筋は陸軍兵にて御警衛申上ぐべき命を受けたる旨參應回答をなす。二十四日北小路大宮司は鳥羽に出張し、同地滞在の式部寮と左の通打合せをなせり。

- 一 此度は御參拜之次御巡幸之御趣意に而、御巡幸に付御參拜には無之候事、
- 一 御參拜御幣物之外、別段新貨幣御奉納之事、
- 一 御參拜御裝束は御直衣之筈に候得共、臨期御束帶に可相成事、
- 一 宮中御乘馬も臨期御止に可相成事、
- 一 鳥羽港御入艦午後二字前に候は、二軒茶屋へ御回り、直に外宮行在所へ御著之事、

- 但二字後に候は、鳥羽御上陸御一泊之事、
- 一 別宮攝社には御幣物無之、荒祭宮高宮には臨期御幣物有之も難計との事、
- 一 臣下御鹽湯は一鳥居邊に而略儀に取行可申事、

一 御送迎其外儀式に關する節は、神宮官員直垂着用之事、  
一 服者は御參拜濟迄、可相憚事、

一行在所供奉官員詰所取極之事、

一 御木綿御玉串は去已年之通相設、式部へ可相渡事、

右打合相濟夜第十字權禰宜御巫清生鳥羽より歸廳之事、

この打合により最前發表せられたる事項に變更を生じたる所もありき。二十五日、  
度會縣より主上益御機嫌克御航海今第九字鳥羽へ著御あらせられたる通知を受く。  
御召艦は龍驤艦なり。鳥羽港よりは第一丁卯艦に御召代へ、更に端艇にて大湊口よ  
り勢田川を遡らせられ、二軒茶屋にて御上陸、それより御馬にて午後三時頃外宮參集  
所なる行在所に著御あらせらる。著御の後左之如く式部寮より發表せらる。

一 明二十六日第十時 豊受宮御參拜

一 明二十六日第一時 皇大神宮御參拜

一 内昇殿奉仕の禰宜、皇大神宮豊受宮にて各壹人齋服單著勤仕之事、冠はゴムを  
用る事、自餘直垂着用之事、

一 皇大神宮神饌供進次第、去已己年行幸の御節に准し奉仕の事、晚第三字供進之事、

一 神饌奉撤後、直様御座敷設等相設可申御手水其外不都合無之様可仕事、

一 皇大神宮御參拜御鹽大麻所役の禰宜、第十二字二鳥居江出張之事、

一 豊受宮御參拜御前駈の禰宜二人、朝第八時無遅々外宮行在所江出張之事、

一 御參拜中參詣人差停之事、行在所江御駐轡中ハ不及其儀、

一 正殿御階ノ上假屋根相構事御決定、

一 皇大神宮御參拜後外宮行在所江御再泊、

一 二十七日朝五字御發轅之事、

御參拜御列書、左の如く發表せらる。

神官	侍從	同御笏	侍從	侍從	侍從
神官	侍從	<sup>取者</sup> 御馬	侍從長	參議	侍從
		同御劔	侍從	侍從	侍從
				内史	外史
					式部寮

大藏省 海軍省 工部省 宮内省

二十六日午前三時兩宮同時に大御饌を奉奠す。其の次第由貴大御饌の儀によれり。外宮は禰宜松木偉彦世木親喜權禰宜佐八定潔久志本常幸井面守存中川長重以下奉仕し、禰宜松木偉彦大宮司に代りて祝詞を奏す。大御饌畢りて後、大宮司北小路隨光禰宜世木親喜は祭服、此外諸員は直垂にて參進、正殿を開き奉り、御幌を褰け、御幣案、御玉串案を殿内に、御帖を大床に置く。大宮司は橋本式部助より御幣物二品を受け、之を殿内案上に奉奠し、瑞垣御門内東方に候す。權禰宜佐八定潔、玉串御門内東方に御濱床竝に御手水具を設け、案上に御玉串御木綿鬘を安す。宿衛員は判任官は直垂、等外出仕は麻上下著用せり。又二鳥居内南方に高案を置き、御鹽、大麻を安す。近衛兵第一鳥居内に整列し、更に第二鳥居内左右に進みて整列、天皇旗を捧ぐ。八時前陛下には、御馬に召さるゝ御都合なりしに御馬を止めさせられ、御束帶黄體 乘御袍にて玉歩を運ばせらる。近衛兵二列縱隊にて前駟を奉仕し、參議以下諸員供奉す。禰宜檜垣貞吉、松木偉彦前駟奉仕に定められしに、近衛隊長の提議により後陣に供奉す。第二鳥居に於て、禰宜蘭田守宣、同澤田泰綱、御鹽湯、大麻を捧げて御祓清を奉仕す。

近衛兵は冠木鳥居前に整列す。第四御門、玉串御門を経て御手水の御濱床に著御、御手水を奉仕し、御木綿鬘を奉る。瑞垣御門より内院に御參入、直に御昇階、大床御半帖に著御、劍璽の所役は階の第四級に候す。橋本式部助御玉串を捧げ、御階を昇り、東方より獻上す。宸儀之を執らせられ、闕外より殿内の案上に奉奠遊ばされ、御拜二度拍手終らせられて還御あらせらる。御列御參進の時の如し。御門御幌御手水御木綿鬘は總て供奉員にて奉仕す。御滯あらせられず、行在所に入御あらせらる。程なく皇大神宮に向て御發轅遊ばさる。十時三十分、内宮行在所に著御、大宮司禰宜等は豊受大神宮御參拜奉仕、後直に内宮に先著し、一鳥居外に於て奉迎す。皇大神宮に於ては、午前三時、權禰宜蘭田守拙、蘭田守賀、松木治彦以下大御饌を奉奠し、權禰宜守拙、大宮司に代りて祝詞を奏上す。大御饌畢りて後、外宮と同様御參拜に先つて辨備を奉仕し、御時刻を待ち奉る。十二時行在所を出御、御參進あらせらる。第二鳥居に於て、禰宜檜垣貞吉、同松木偉彦、御鹽湯、大麻を奉仕し、禰宜蘭田守宣、同澤田泰綱前駟を奉仕す。外宮は後陣に供奉せしむ。當宮は近衛兵の先頭に前駟せり。内院に御參進、御手水御木綿鬘尋で大床の御半帖に著御、御拜あらせらる。式部寮發表の御次第左記の如し。

御參拜ノ次第

當日早朝宮中ノ御裝束ヲ奉仕ス司廳之先行在所參集所之ヲ掌ル御蒙寄ノ前ニ於テ御乘馬南門ヲ出御參詣以下  
諸省御後ニ供奉ス神官二人御前ニ供奉ス

次二ノ鳥居ノ外ニ於テ神官二人御鹽大廳ヲ奉仕ス此間宮司福宜等正殿ノ御戸ヲ開キ御帳ヲ襄ク

次第四御門外ニ於テ下御

次玉串御門内ニ於テ御手水ヲ供ス

是ヨリ先キ式部助御幣物ヲ大宮司ニ授ク大宮司之ヲ正殿ノ御戸内ノ案上ニ獻ス

次正殿ノ南階ヨリ御昇殿大床御座ニ著御御中帖司廳

次供奉ノ奏任官以上瑞垣御門ノ内ニ候ス

次式部助南階ヲ昇リ御玉串ヲ獻ス

次御玉串ヲ御戸内ノ案上ニ奉リ玉フ

次御拜

次初ノ所ニ於テ御乘馬行在所ニ還御

御列御參進の時の如く、内宮行在所に還御、大宮司以下御幣物、御玉串を奉納して正殿の御戸を閉奉る。御奉納物は紙幣貳拾五圓、新貨幣金貳拾圓、同拾圓、同五圓、同貳圓、同壹圓、銀壹圓、同五拾錢、同貳拾錢、同拾錢、同五錢、右各壹枚宛、豊受大神宮も御同様に御奉納あらせらる。内宮御參拜御滯りなく畢らせ給ひ、御小憩の後、外宮行在所に行幸の

らせられ、同夜御駐泊あらせらる。行在所に御駐輦中は、參拜人を停止せられず、御參拜中のみ衆庶の宮中に入るを禁止せられたり。

### 後記

兩宮大宮院百分一の木圖雛形を天覽に供せしに御満足に思召されし旨、宮内省より達せらる。又橋本式部助より、神宮諸員の盡力を嘉賞せられ、金二十四兩二分を賜る旨を達せらる。

二十七日午前五時、外宮行在所を御乘馬にて出御あらせらる。大宮司以下神宮司、應員は外宮一鳥居外に於て奉送す。二軒茶屋より端艇に召され、勢田川口より更に軍艦第一丁卯艦に乗御、七時三十分鳥羽港なる龍驤艦へ御移乗、正午御乘艦大阪天保山沖に向はせらる。少宮司藤堂高泰、禰宜檜垣貞董は二軒茶屋に奉送申上げたり。

### 明治十三年御參拜

#### 前記

當度の御參拜は、明治十一年八月三十日御發輦北陸・東海兩道御巡幸中、神宮御參拜を

仰せ出されたるに始まり。明治十一年八月二十一日岩村三重縣令より今般御巡幸中神宮へ御參拜仰出されたる旨移牒あり。御日取等も發表せられたるを以て神宮司廳に於ては御參拜御用係を命じ萬遺漏なきを期し、三重縣に於ても準備を進め、尋で林内務少輔等の實地檢分等のことありしに、折柄桑名驛に惡疫流行せるにより、三重縣への御巡幸を御中止あらせられ、德大寺宮内卿に御代拜を仰付けられしにより、德大寺宮内卿は十月二十日京都御出發御代拜勅使として參向せられたり。

越えて明治十三年四月に至り、改めて山梨縣三重縣京都府へ御巡幸仰せ出されたる旨三條太政大臣より達せられしを以て、神宮司廳に於ては前例により四月二十六日係員を命じ準備を開始せり。五月六日岩村三重縣令より六月十六日を以て御發轍あらせらるゝ旨仰出されしことを達せらる。五月三十日宮内大書記官山岡鐵太郎、内務少書記官西村捨三等先發官として出張、三重縣大書記官下山尙度會郡長日比重知以下之に従ひ、神宮司廳に登廳、諸事明治十一年の如く打合せ、兩宮參集所を檢分せり。六月一日御參拜の儀式に付き祭主宮殿下の御思召を伺ふために、主典龜田三衛を京都へ出張せしむ。又五月二十八日神宮々司より坊城式部頭へ御參拜の節心得方伺として左記の件を伺ひたるに、括弧内の通の回答を得たり。

一 御參拜御次第書御下付被爲在度候(御治定ノ上渡スヘキ事)

一 御參拜御列書御下付被爲在度候(御著輦ノ上同斷)

一 御參拜時間拜承仕置度候(同上)

一 御參拜ノ節明治五年度ハ行在所ヨリ御歩行被爲在候處、明治十一年度ハ行在所ヨリ御乘馬トノ御事ニ候、當度ハ如何被爲在候哉、

但自然雨儀ノ節如何被爲在候哉(行在所ヨリ御乘馬ノ事)

一 皇大神宮豐受宮別宮攝末社へ御獻納ノ御品ハ明治十一年御指令ノ通金幣神饌料等祈年新嘗ノ通ニテ候哉(兩宮竝別宮へ金幣神饌料等祈年新嘗ノ通)

一 御參拜之御時、大麻御鹽揮灑ノ義、明治五年度ハ皇大神宮豐受宮トモ第二鳥居内ニ於テ奉仕候處、近衛兵護衛有之ニ付、奉仕ノ官員進退自然輕忽ニ相成恐入候間、當度ハ外玉垣南御門外西方ニ祇候奉仕、自然雨儀ノ節ハ門下西方ニ於テ奉仕候様仕度候、

但隨從官員ノ大麻御鹽揮灑ハ該所東方ニ於テ修行ト相心得申度候(聖上ハ第二鳥居内、臣下ハ同鳥居外ニテ奉仕ノコト)

一 明治十一年伺ノ通御饌供撤ノ節ハ、神宮樂員ヲ以テ奏樂奉仕候儀ニテ候哉、

- 一 御參拜ノ御時、正殿扉開閉トモ前同様奏樂奉仕ノ儀、明治十一年度伺濟ノ通ニテ候哉、樂員祇候ハ同年度御指令ノ通差支ナキ場所ニ居ラシメ可申哉、
  - 一 御拜ノ御儀、明治十一年度御指令ノ通、正殿階下御立拜ニテ候哉、
  - 一 陛下御立拜ノ御時モ、明治十一年伺ノ通庭上へ御濱床設置可仕哉、
  - 一 御參拜ノ御時、重々御門御幌ノ儀、明治五年度ハ御隨從官員ニテ褰上ニ相成居候、當度モ御同様ニ可有之哉(神官ニテ奉仕ノコト)
  - 一 小俣御休轡所ヨリ山田行在所へ著御ハ御馬車御板輿何レニ被爲在候哉(今ヨリ定メカタシ)
  - 一 山田行在所ヨリ宇治行在所迄、御馬車御板輿何レニ被爲在候哉(同上)
  - 一 御隨從官員ノ内、勅奏任官ハ瑞垣御門内ニ祇候有之候、當度モ御同様ニ可有之候哉、且著服如何ニ有之候哉、
- 但判任官ハ内玉垣御門内狹隘ニ付、右御門外東西ニ祇候有之候ハ、御都合ニ而有之カ、且著服如何有之候哉(書面ノ通著服ハ供奉服ノコト)
- 一 山田行在所御著轡ノ御時、宮司送迎ハ明治十一年度伺濟ノ通、小俣御休轡所マテ、其餘ハ宮域外迄天機奉伺候様仕度候、

- 一 御隨從官員近衛兵等ノ名簿且兵隊員數書御下付被爲在度候(逐テ渡スヘキコト)
  - 一 御隨從官員手水ハ明治五年度ノ如ク第二鳥居内へ設置可申候
  - 一 津表行在所御發轡時間拜承仕度候(日々御發轡ハ毎朝第七時ト御豫定ナレトモ時ニ於テ伸縮有之、今日ヨリ定メカタシ)
  - 一 御參拜ノ節竝送迎其餘共、神宮官員ハ直垂着用、昇殿ノ輩ハ明衣着用可仕候、
  - 一 庶人參拜差留ノ義ハ、明治十一年伺御先發官ヨリ御指令ノ通、兩宮共御參拜中ノミ差止候義ニ候哉(本書簡條ノ中、先發官ヨリ差圖有之候廉ハ其通心得ヘシ、餘ハ逐テ差圖シ候次第書ニテ了知スヘキコト)
- 又大宮司より神宮御參拜ノ順序につき建議する處ありしに對し、六月十日付丸岡式部助より先例通り豊受宮を先にせらるべき旨通知あり、又行在所は龍大夫邸を用ゐられ、兩宮參集所を御休所に、且外宮參集所を以て非常御立退所に當てらるゝ旨發表、六月二十六日近藤内務省御用掛竝に柿原三重縣一等屬兩宮參集所を檢分せり。曩に御參拜之節心得方の伺を出せしも猶未定の箇所あるにより、落合禰宜・福村主典を名古屋へ出張せしめ、先發官につき七月一日更に左記伺書を出し、括弧内の如き指令を得たり。

一御獻納品ハ新年新嘗之通タルヘキ旨御指令ニ付テハ、兩祭之節ノ如ク別宮ノ中  
荒祭宮多賀宮ヘハ御當日御代拜ノ御使御參向可被爲在候哉、

但明治二年度ハ別宮攝末社共御代拜之御使御參向有之候(別宮御代拜ハ無之  
事)

一御著服ハ御束帶御正服何レニ被爲在候哉(御正服ノ事)

一兩儀ノ節御鹽大麻ノ奉仕ハ外玉垣御門下東方ニテ奉仕候方可然哉、但供奉員ノ  
分モ同所西方ニテ勤仕可申哉(書面ノ通)

一供奉官ノ手水ハ第二鳥居内ト御指令相成候處、同鳥居ハ大麻御鹽奉仕ノ御場所  
ニ付、手水具ハ外玉垣御門外西方ニ設置候方可然哉(書面ノ通)

別宮以下に御代拜は在らせられざるも、祭儀は新嘗祭祈年祭に准據する指令を得た  
るを以て、別宮攝末社等に大御饗幣帛奉奠の件を決定し、縣廳へ通知を發せり。七月  
七日午前七時十五分津行在所御發輦の旨三重縣より電報を受け、宮司は度會郡小俣  
村御小憩所に出頭奉迎をなし、禰宜藺田守賀同山本敬玄主典有馬百鞭同山内琴樹宮  
掌松木偉彦同尾崎繁常も之に従ひ、宮川迄神官を代表して奉迎せり。午後三時行在  
所たる龍重光方へ著御、宮司は更に山田行在所へ祇候、御祝詞を申し上げ拜謁を仰付

けられたり。

御著輦後、禰宜藺田守賀は行在所へ祇候、掌典小西有動に面會打合せをなす。午後六  
時九岡式部助小西掌典、藏田掌典補、外宮參集所に出頭、御參拜に關し實地内見禰宜藺  
田守賀主典龜田三衛主典福村正衡立會す。徳大寺宮内卿より左記之通發表せらる。

明八日神宮御參拜ニ付

一午前七時三十分行在所御出門

外宮御小休所ニ著御

一同八時御參拜畢テ御小休所ニ還御

一同九時三十分同所御出門

内宮御小休所へ著御

一同十一時三十分御參拜畢テ御小休所へ還御、後同所ニテ御晝餐畢テ行在所へ還  
御

### 當 日 記

七月八日午前第四時兩宮同時に大御饗奉奠の事に決定せしかば、三時三十分第三鼓

を報じ、内宮に在りては宮司田中頼庸禰宜落合直亮同神田息胤主典以下大御饌を奉奠し、田中宮司祝詞を奏し、外宮に於ては同時に禰宜園田守賀同中田正朔同山本敬玄主典以下大御饌を奉奠し、園田禰宜宮司に代りて祝詞を奏し、祭儀を畢れり。其式は祈年祭と同じ。内宮祭儀畢りて、田中宮司落合神田禰宜以下外宮に參集す。

午前六時式部助丸岡莞爾掌典小西有勳掌典補藏田秋輔は外宮參集所に出頭、兩宮竝に別宮十三所の幣帛料兩正宮百圓づゝ、別宮七圓五拾錢づゝ、神饌料兩正宮八圓づゝ、別宮六圓づゝを渡さる。それより内院其他の辨備を檢査、侍從二員も之に従へり。

畢りて侍從は參集所に、丸岡式部助は内玉垣御門外西方に、藏田掌典補は中重鳥居内西方に候して入御を待ち奉る。七時三十分頃車駕外宮御小休所に著せらる。禰宜以下一鳥居口橋外に奉迎せり。

是より先、田中宮司園田禰宜は正殿を開き奉り御幌を褰上す。此時樂を奏す。殿内に幣帛案御玉串案を設け、御幣帛を奉奠し、又階下には御座を設け、田中宮司園田禰宜は幄舎の西方東面に祇候し、内玉垣御門内西方に御玉串を、東方に御手水具竝に御座を設け、二鳥居内に大麻御鹽を用意し、落合禰宜神田禰宜此の所に、御小休所御門前には中田禰宜山本禰宜祇候す。又御下乗所より階下まで荒薦を敷き入御を待ち奉る。

八時行在所御車寄に於て御馬車に召されて御出門あらせられ、御門前より中田禰宜山本禰宜前行供奉す。二鳥居にて小時御馬車を止めさせらる。此の時大麻御鹽を奉仕す。畢りて主典宮掌二鳥居外に於て供奉諸員の大麻御鹽を行ふ。次に板垣御門外に於て御下乗、内院に進御あらせらる。前行の禰宜は内玉垣御門外に歩を止め東西に祇候す。御列左記の如し。

- |       |        |      |         |       |
|-------|--------|------|---------|-------|
| 神官 徒歩 | 近衛士官 同 | 侍從 同 | 上御馬車    | 侍從 同  |
| 神官 徒歩 | 掌典 徒歩  | 御旗 同 | 近衛士官 同  | 侍從 同  |
| 皇族    | 大臣     | 參議   | 勅奏任官 徒歩 | 雜掌 徒歩 |
|       |        |      | 雜掌 徒歩   |       |

通御の際、主典以下直垂を、常履出仕は白雜色を著し、五丈殿前に西上南面に、又祈禱所詰樂員以下は直垂又は雜色、舞女は紅袴を著し、祈禱所前西上北面に祇候して敬禮をなす。

外玉垣御門には主典檜垣常伯、内玉垣御門には主典植松有園、瑞垣御門には禰宜落合



直亮祇候して御幌を褰上す。内玉垣御門外より丸岡式部助御先導を奉仕し、同御門内に於て侍從御手水を奉る。階下に進御、御座に著かせられ、御帽を脱ぎ最敬禮の御姿勢にて御一拜あらせらる。此の時小西掌典内玉垣御門内に設けある御玉串を捧げ、御座後に進み丸岡式部助に進む。式部助之を奉る、更に御拜あらせられ、式部助に授け給ふ。田中宮司式部助より御玉串を拜受し、昇階殿内の案上に奉奠、直に降階して式部助に復命す。式部助より之を奏す。此の時供奉員拜禮をなせり。尋で御前を御退下あらせられて、板垣御門外に於て御乗車、外宮御小休所に還御あらせらる。御列御參進の時に同じ。

九時三十分外宮行在所御出門、内宮に向はせらる。主典以下一鳥居外中道口南側に於て西上北面して奉送をなす。十時三十分内宮行在所に著御あらせらる。主典以下一鳥居口橋外東側に於て北上西面して奉迎をなす。是より先田中宮司、藺田禰宜は内院に祇候し、正殿を開き、御幌を褰上し、御幣帛を奉奠し、御玉串案を設け、階下に御座及御玉串御手水具大麻御鹽等外宮の如く辨備、瑞垣御門には落合禰宜、蕃垣御門には神田禰宜共に大麻御鹽畢りて祇候す。内玉垣御門には主典有馬百鞭、外玉垣御門には主典二宮嚴櫃、又二鳥居には落合禰宜、神田禰宜祇候して御參進を待ち奉る。十

一時三十分内宮御小休所御車寄にて御乗車、中田禰宜、山本禰宜御門前より前行供奉す。二鳥居に於て大麻御鹽の儀あり、板垣御門前石階下にて御下乗、正殿階下の御座に進ませられ、左記御次第書の通り御拜あらせらる。

御參拜次第

本日早旦宮中御裝飾ヲ奉仕ス、司廳之ヲ掌ル

次御小休所參集所御鞆寄ノ前ニ於テ御乗馬、西門ヲ出御侍從劍璽ヲ奉シ、皇族大臣以下諸員御後ニ供奉ス、神官二人御前ニ供奉ス

次二ノ鳥居内ニ於テ神官二人御鹽大麻ヲ奉仕ス、此間宮司禰宜等正殿ノ御扉ヲ開キ御幌ヲ褰ク

次板垣御門外ニ於テ下御

次玉串御門内ニ於テ御手水ヲ進ル、侍從奉仕

是ヨリ先キ掌典御幣物ヲ宮司ニ授ク、宮司之ヲ正殿ノ御戸内ノ案上ニ獻ス

次正殿階下ノ御座ニ着御メ之ヲ設ク、御濱床司監豫

供奉ノ奏任官以上瑞垣御門ノ内ニ候ス

次掌典御玉串ヲ取り之ヲ進ル

次御玉串ヲ奉リ給ヒ、御拜畢テ掌典ニ授ケ玉フ、掌典祭主ハ候セサレニ授ケ、祭主之ヲ取テ南階ヨリ昇殿御戸内ノ案上ニ供シ、畢テ階ヲ降ル、此時供奉諸員拜禮

次還御、初ノ所ニ於テ御乗馬(本次第二ハ御乗馬トアルモ實際ニハ御馬車ナリシヨシナリ)御參拜御滯なく畢らせられ、内宮御小休所御出門、行在所に還御あらせらる。曩に發表せられたる次第によれば、御參拜後内宮御小休所に於て御晝餐の御事なりしも、その御事なく還御ありき。禰宜以下一鳥居口橋外東側に南上西面して奉送せり。

後記

御參拜畢らせられて後、神宮職員へ酒肴料御下賜あり。行在所に於て明九日午前六時三十分行在所御發轅還幸之旨仰出さる。此日御發轅に先ち田中宮司は行在所に祇候して御機嫌を奉伺し、禰宜以下を率ゐる宮川に奉送せり。

供奉人員

- 勅任 參議 寺嶋 宗則
- 勅任 太政大臣三條實美從者五人 小者五人
- 判任 二名
- 勅任 參議 山田 顯義
- 判任 三名
- 奏任 内閣大書記作間一介
- 判任 陸軍少佐 岡本兵次郎
- 同 大尉 岡崎生三
- 勅任 參議 伊藤 博文
- 判任 一名
- 勅任 參議 山田 顯義
- 判任 三名

- 大政官權 少書記官 伊東巳代治
- 判任 三名
- 内務卿 松方正義
- 奏任 内務權大書記官 櫻井能監
- 同御用掛 岩倉具定
- 同 遠藤 達
- 判任 三名
- 奏任 中警視 石井邦猷
- 小警視 三間正弘
- 判任 三名
- 奏任 二等警視補 高崎親章
- 判任 一名
- 勅任 陸軍中將 野津鎮雄
- 奏任 陸軍少佐 岡本兵次郎
- 同 大尉 岡崎生三
- 奏任 大藏少書記官 大谷 靖
- 判任 二名
- 近衛幕僚參謀
- 陸軍歩兵大尉 松永正極
- 同 歩兵中尉 山中廉一
- 同 少尉 内山滿之
- 同 大尉 町田實賢
- 同 中尉 福崎正名
- 同 同 野木精之
- 同 少尉 尾上貞固
- 近衛騎馬中隊
- 陸軍騎兵中尉 山岡光行
- 同 騎兵副官 南 房之助
- 近衛砲兵隊
- 陸軍砲兵大尉 九里孫二郎
- 同 工兵隊
- 陸軍工兵中尉 兒玉德太郎
- 御用掛
- 陸軍歩兵少佐 大迫尙義
- 陸軍歩兵少尉 志道保勝
- 陸軍々醫副 廣田靜一
- 同 馬醫補 柴嶋忠孝
- 會計軍吏副 横幕直好
- 勅任 宮内卿 徳大寺實則

勅任 宮内少輔 土方久元	侍從 西四辻公業	判任 二十五人 調度課
奏任 宮内大書記官 香川敬三	同 東園基愛	内匠課 十二人
同 權大書記官 兒玉愛二郎	同 北條氏恭	内廷課 上方三十七人判任
同 少書記官 足立正靜	同 片岡利和	興丁 十四人
庶務課	同 藤波言忠	同厩課 上下 十四人
判任 四名	同 萩 昌吉	文學御用掛
出納課	宮内省十等出仕 外一名	宮内省御用掛 池原香稱
判任 三名	勅任一等侍醫 伊東方成	御先發
奏任 式部助 丸岡莞爾	同 二等侍醫 岩佐 純	宮内大書記官 山岡鐵太郎
四等掌典 小西有勳	醫員 平野好徳	宮内省御用掛 淺田熙光
判任 五名	同 南部一政	文部省
奏任 侍從長 米田虎雄	同 丸茂文興	文部卿 河野敏謙
侍從長 山口正定	同 石井 裕	文部少書記官 宮崎田三郎
侍從 堀川康隆	侍醫附三等仕人二名	内務少書記官 西村捨三
同 富小路敬直	判任 十六名 内繕課	判任 七名

明治三十八年御參拜

前記

明治三十七年二月露西亞國と國交斷絶し爾後陸に海に砲火を交ゆる事一年八ヶ月、曠古の大勝を得て、明治三十八年九月平和條約の調印を了し、同十月平和克復の詔勅を發し給ひ親交舊に復せしを以て、茲に親しく大前に謁して、平和克復の御奉告あらせらるべき旨を明治三十八年十月十九日仰出さる。聖上陛下の御參拜は明治十三年以來あらせられざる御儀にして、時世も亦進展せし事なれば、神宮に於ても特に係員を任命して準備に盡瘁し、萬遺漏なきを期せり。御參拜準備に關し冷泉大宮司は松木權禰宜を帶同上京して當局に打合せをなし、又同二十二日栗原宮内書記官東京出發當地に急行し、兩宮城内竝に神宮司廳を檢分し大要左記の打合せをなす。

- 一 鹵簿ニ屬スル警部騎兵ハ第一鳥居外臣下下馬所ニ於テ御列ヲ脱スル事
- 一 供奉諸員ハ御休所迄乘馬車ノ儘供奉ノ事
- 一 御休所ヨリハ皇族以下總テ徒步供奉ノ事

- 一板垣御門外石階下ハニ於テ御下乗ノ事
- 一内玉垣御門内ニ於テ御手水ヲ進ル事
- 一板垣御門外ヨリ御拜所迄御庭道ヲ敷設ノ事、但御庭道ノ上ニ白布ヲ敷ク事
- 一雨儀ノ節ニ關スル件、御正装ノ節、劔璽侍從奉持ヘハ雜色ヲシテ御傘ヲ差上ル事、  
但雜色宮内省ヨリ人體ヲ派シ、著服ハ、神司廳ヨリ借用ノ事ニ協議濟、供奉ノ文官ハ手傘ヲ使用スル事、ソレハ調度局ニテ持越用意ノ事ニ協議、御洋服ノ時ハ總テ傘ヲ不要、
- 御束帶ノ節、御休所ヨリ板垣御門外マテ御乗物ハ御馬車、板垣御門外ヨリ御拜所マテ内舍人狩衣著用ヲシテ御傘ヲ差上ル事、御裾奉持ノ侍從ヘハ雜色ヲシテ手傘ヲ差サシメル事

一、御束帶ノ節、劔璽奉持ノ侍從及御裾奉持ノ侍從ハ齋服ヲ用キル事、  
越えて十一月六日、日野西侍從當地に出張實地を檢分す。十一月十三日神宮司廳を以て行在所に當てらるゝ旨、神社局長より通知あり、但し此事は既に當局と打合せ済みなりし爲、十一月一日より神宮司廳は祭主官舎の一部に移轉して執務することゝなり、御湯殿御廁御廊下其の他の増築を行ひ、又御參拜に關する用具調度品神饌竝に祭典用具等は準備せられ、内宮は板垣御門前石階東方に、外宮は板垣御門前參道の南

方に御休所を設け、御下乗所より内院握舎に接續せる雨儀廊下を建設す。十一月十二日栗原宮内書記官より十四日午前十時十分御發轍、同午後三時四十五分静岡御著、同十五日午前七時三十分静岡御用邸御出門、同午後四時四十五分山田停車場御著車仰出されたる旨竝に供奉人員を通知せらる。  
十五日御豫定の如く行在所に御安著遊ばさる。神宮職員は山田停車場前に、又有資格者は停車場構内に奉迎せり。著御後、宮内書記官より御參拜次第を發表せられ、又宮内大臣より十六日午前十時三十分行在所御出門、同十一時豊受大神宮御參拜仰出されし旨通達せらる。又木村禰宜松木權禰宜行在所に出頭し、左記幣帛料竝に神饌料を受領せり。

皇大神宮	同別宮九所
幣帛料 金百圓	幣帛料 金九拾圓
神饌料 金拾圓	神饌料 金七拾貳圓
豊受大神宮	同別宮四所
幣帛料 金百圓	幣帛料 金四拾圓
神饌料 金拾圓	神饌料 金參拾貳圓

續きて豊受大神宮へ御奉納御太刀壹振箱袋及を帝室寶器主管股野琢宮内書記官栗原廣太より引渡さる。皇大神宮へ御奉納の御太刀貳振箱袋及は翌十七日木村禰宜澤田權禰宜行在所に出頭受領せり。神宮職員一同より交魚壹折を献上し、又神宮大宮司よりは左記諸表を天覽に供す。

神宮參拜員累年比較線圖表 壹通 神宮參拜員累月比較線圖表自明治三十六年  
參通 林崎文庫圖書線表 壹通 宮地及附屬地反別比較表 壹通 兩宮  
及別宮攝社末社城内立木比較線圖表 壹通  
又神部署長よりは大宮司を経て左記諸表を天覽に供せり。  
神宮參拜人員年別表 神宮神樂殿御神樂及御儀奉納人員國別表 神宮大麻及曆頒布表

當日記

十一月十六日晴早曉より豊受大神宮大御儀供進辨備に著手、午前六時第三鼓を報じ、祭主邦憲王大宮司冷泉爲紀少宮司桑原芳樹禰宜木野戸勝隆同山田岩次郎同江見清風同木村春太郎以下權禰宜宮掌參進、豫て定められたる如く新嘗祭式によりて神儀

を奉奠し、大宮司祝詞を奏し、大御儀儀畢りて退下す。

御參拜の時刻に先ち、祭主邦憲王大宮司冷泉爲紀少宮司桑原芳樹禰宜木野戸勝隆御奉納の御太刀竝に御幣帛の御辛櫃を奉昇せしめ參進、第二鳥居に於て禰宜熊谷小太郎同江見清風大麻御鹽を奉仕し、祭庭係の權禰宜宮掌之に従ひ、内院に參進し、大宮司少宮司正殿御扉を開き御幌を褰け、禰宜木野戸勝隆殿内に祇候し、禰宜矢野萬太郎同木村春太郎葉薦幣帛案玉串案を設け、大宮司御幣帛御太刀を奉奠し降階、祭主大宮司少宮司禰宜木野戸勝隆帷舎西方に候す、又御庭道御手水具御玉串御拜帖等は所定の如く設備し、禰宜熊谷小太郎同江見清風は大麻御鹽奉仕の爲外玉垣御門前に、禰宜置鹽藤四郎同山田岩次郎は御先行奉仕の爲城内行在所御門前に、禰宜矢野萬太郎は瑞垣御門に候し、祭庭係は内院竝に内玉垣御門内東方外玉垣御門内東方板垣御門内東方同御門外西方板垣外東南隅に祇候し、御參拜を待奉る。是より先、陸軍儀仗兵は古殿地の西南隅を起點として參道南側に北面、海軍儀仗兵は同所北側に南面に整列して御參拜を待奉る。神宮職員は第一鳥居前に整列奉迎をなす。  
御豫定の如く午前十時三十分行在所御出門、豊受大神宮城内行在所に著御、御小憩の後、大元帥の御正装にて再び御馬車に召され御出門、禰宜置鹽藤四郎同山田岩次郎御

先行鹵簿肅々として進まれ、板垣御門前に於て御下乗、假御休所に入御、御旗は此所に止められて、更に同所を出御、外玉垣御門外に於て禰宜熊谷小太郎の奉仕する大麻、禰宜江見清風の奉仕する御鹽を御受けあらせられて進御、内玉垣御門内なる御手水の御座に著かせ給ふ。此の所迄侍従御先導をなす。供奉の貞愛親王は瑞垣御門外に、親任官勅任官は内玉垣御門外西方に東面、奏任官は中重鳥居外東方に西面し祇候す。此の所にて侍従の奉る御手水を受けさせられ、これより掌典宮地殿夫御先導を奉仕、内院に進御、御拜座に著かせ給ふ。侍従長徳大寺實則は御後に、先行禰宜は瑞垣御門内東西に候す。次に御拜あらせられ御告文を奏し給ふ。供奉員一同敬禮、陸海軍儀仗兵一齊に捧銃敬禮喇叭を奏す。大宮司掌典を経て御玉串を進れば、宸儀之を執らせ給ひて、更に御拜あらせらる。供奉員一同敬禮す、御玉串を掌典に給ふ、掌典之を祭主に傳ふ。祭主昇階殿内の案上に奉奠し、階下に於て復命す。畢りて還御、鹵簿御參進の時の如く、板垣御門外に於て御馬車に乗御、城内行在所に入御あらせらる。祭主以下神官は御太刀御幣帛御玉串を奉納し、御幌を整理し、御扉を閉ぢ退下す。やがて行在所に還御あらせらる。第一鳥居前に於て神宮職員奉送をなす。其の儀奉迎の時の如し。還御後明十七日午前十時三十分行在所御出門、同十一時皇大神宮御參拜

を仰出されし旨宮内大臣より通達せらる。

十七日清雨瀟々、早曉より皇大神宮大御僕供進辨備に著手、午前六時祭主邦憲王、大宮司冷泉爲紀、少宮司桑原芳樹、禰宜檜垣貞吉、同置鹽藤四郎、同熊谷小太郎、同矢野萬太郎以下參進奉仕す。祭儀畢りて退下、更に參進して御太刀、御幣帛奉奠、正殿其の他庭上の辨備前日の如く奉仕す。祭主大宮司、少宮司、禰宜木野戸勝隆は内院に、禰宜檜垣貞吉、同置鹽藤四郎は御先行奉仕の爲、城内行在所御門前に、禰宜山田岩次郎、同熊谷小太郎は大麻、御鹽奉仕の爲、外玉垣御門前に、禰宜矢野萬太郎は瑞垣御門に、同木村春太郎は内玉垣御門に、同田中秀善は外玉垣御門に、各御幌奉仕の爲に祇候す。陸軍儀仗兵は御敷地西南隅より西へ參道南側に北面、海軍儀仗兵は荒祭宮遙拜所の前參道北側に南面に整列し御參拜を待ち奉る。御幣物奉奠奉納次第左記の如し。

御幣物奉納次第

著御前御幣帛辛櫃ヲ第二鳥居内正中ニ昇立ツ祭庭付屬ノ出祭庭係ノ權禰宜宮掌相副テ進列ス  
 次祭主大宮司少宮司禰宜同鳥居外ニ進列ス禰宜以上木禰宜ヲ附ク但參集所出門ノ際祭庭係ノ宮掌御鹽ヲ瀝ク  
 次禰宜一員進ニ大麻ヲ揮リ御幣物ヲ清ム  
 次禰宜一員進ニ御鹽ヲ瀝ク次第大麻ノ如シ

先是禰宜第一鳥居内祓所ニ於テ修祓ノ後、所役ノ禰宜相共ニ大麻御鹽ヲ取り、豫第二鳥居内ニ候ス  
 次御幣物辛櫃ニ隨ヒ祭主以下參進  
 次禰宜重々御門ヲ開キ御幌ヲ巻ク、豫進參御幌ヲ懸設ケ同候ス  
 次御幣物辛櫃ヲ正殿階下東方ニ安ス、豫葉薦ヲ敷ク  
 次祭主以下内院糶舎ノ西方ニ候ス、躰踏  
 次祭庭係ノ宮掌御鑰ヲ大宮司ニ進ム、豫御鑰櫃ヲ正殿階下西方ニ安ス、葉薦ヲ敷ク  
 次大少宮司階ヲ昇リ御扉ヲ開キ御幌ヲ巻上シ殿内ニ候ス、此間諸員俯伏  
 次禰宜一員階ヲ昇リ殿内ニ候ス  
 次禰宜二員階ノ第一級ニ候ス、祭庭係ノ權禰宜葉薦幣案御玉串案ヲ傳フ、禰宜之ヲ殿内伺候ノ禰宜ニ傳フ  
 次殿内伺候ノ禰宜之ヲ御前ニ設ク  
 次禰宜二員階ヲ降り其ノ第一級ニ候ス、祭庭係ノ權禰宜御太刀御幣帛ヲ傳フ、禰宜之ヲ捧ケテ殿内伺候ノ禰宜ニ傳ヘ階ヲ降り版ニ復ス  
 次殿内伺候ノ禰宜御太刀御幣帛ヲ少宮司ニ傳フ、少宮司之ヲ大宮司ニ傳フ、大宮司之ヲ案上ニ奉奠ス  
 次大少宮司禰宜階ヲ降り版ニ復シ御參入ヲ待奉ル、躰踏  
 次御拜別紙御參拜式ノ通り  
 次御退下  
 次祭主大少宮司禰宜一員階ヲ昇リ殿内ニ候ス

次大宮司御太刀御幣帛御玉串ヲ撤シ殿内例所ニ奉納ス  
 次禰宜二員階ヲ昇リ大床ニ候ス  
 次殿内伺候ノ禰宜案薦ヲ撤シ禰宜ニ傳フ、禰宜之ヲ階下ノ權禰宜ニ傳ヘ畢テ階ヲ降り版ニ復ス  
 次禰宜殿内ヲ出テ階ヲ降り版ニ復ス  
 次祭主殿内ヲ出テ階ヲ降り版ニ復ス  
 次大少宮司御幌ヲ整理シ殿内ヲ出テ御扉ヲ闔ツ、此間諸員俯伏  
 次大少宮司階ヲ降り版ニ復シ躰踏、大宮司御鑰ヲ宮掌ニ授ク  
 次祭主以下一拜退下  
 次禰宜重々御門ヲ闔ツ

十時三十分行在所御出門、城内行在所に著御あらせらる。神宮職員第一鳥居前奉迎前日の如し。十一時御豫定の如く城内行在所を出御、禰宜槍垣貞吉・同置鹽藤四郎御先行を奉仕す。御出門時刻前より雨霽る。御參拜鹵簿竝に御參拜次第左の如し。

御參拜鹵簿ノ一 (行在所ヨリ宮城  
内行在所マデ)

警部騎馬 騎兵 宮内書記官馬車 宮内大臣馬車 御旗下士 騎兵 近衛將校騎馬  
 警部騎馬 騎兵 騎兵 近衛將校騎馬

御馬車 侍從長陪乘 近衛將校騎馬 侍從馬車 侍從武官長 侍從武官 馬車 伏

總理大臣 侍醫局長 三重縣知事 騎兵 警部騎馬 見宮馬車 內務大臣 內大臣秘書官 騎兵 警部騎馬

近衛騎兵一小隊供奉ノ事 騎兵及警察官ハ下馬所ニ於テ御列ヲ脱スル事、御參拜鹵簿ノ二(宮城内行在所ヨリ假御休所迄)

禰宜 徒歩 舍人 徒歩 御旗下士 徒歩 近衛將校 徒歩 同 近衛將校 徒歩

上 御馬車 侍從 徒歩 侍從武官長 徒歩 伏見宮 徒歩 總理大臣 徒歩 侍從長陪乘 侍從 徒歩 侍從武官 徒歩 內務大臣 徒歩

侍從 局長 徒歩 內大臣秘書官 徒歩 三重縣知事 徒歩 舍人 徒歩 宮內大臣秘書官 徒歩 車馬 監 徒歩 舍人 徒歩

一板垣御門外ニテ御下乗ノ事 一近衛將校及御旗ハ板垣御門外假御休所ニ停メラル、事

皇大神宮御參拜次第

當日早旦宮中ノ御裝飾ヲ奉仕ス

時刻宮城内行在所御出門禰宜二員御先導

先是祭主大宮司少宮司禰宜一員內院ニ參進大少宮司正殿ノ御扉ヲ開キ御幌ヲ褰ケ階下ニ蹲踞ス

次板垣御門外ニ於テ御下乗假御休所ニ入御 次出御御參進

內玉垣御門内迄侍從御先導

次外玉垣御門外ニ於テ禰宜二員大麻御鹽ヲ奉仕ス

次禰宜重々御門ヲ開キ御幌ヲ褰ク

次內玉垣御門内ニ於テ御手水ヲ進ル 侍從 掌典瑞垣御門外ニ於テ奉迎御先導

次正殿階下ノ御座ニ著御

扈從ノ侍從長ハ瑞垣御門内ニ貞愛親王ハ瑞垣御門外ニ參謀總長內閣總理大臣宮內大臣海軍大臣內務大臣陸軍大臣遞信大臣海軍々令部長侍從武官長海軍々令部次長第二艦隊司令官參謀本部次長ハ內玉垣御



門外ニ其他奏任官以上ハ外玉垣御門内ニ候ス

次御拜御告文ヲ奏シ給フ

此間供奉ノ諸員一同敬禮

次大宮司案上ノ御玉串ヲ取り掌典ニ傳フ

次掌典御玉串ヲ進ル

御幣帛ハ豫メ大宮司正殿御戸内ノ案上ニ奉奠ス

次御拜

此間供奉ノ諸員一同敬禮

次御玉串ヲ掌典ニ授ケ給フ

掌典之ヲ祭主ニ傳フ

次祭主御玉串ヲ捧ケテ昇階正殿御戸内ノ案上ニ奉奠シ畢テ降階西方男柱ノ下ニ於テ針ニ宸儀ニ向ヒ奉リ

瞻踞一拜本座ニ復ス

次御退下

凡て御次第書の如く御滞りなく御参拜の御儀を済ませられ御退下後内宮参集所に於て祭主大宮司少宮司禰宜に各單獨拜謁を仰付けられやがて行在所に還幸あらせらる。神宮職員第一鳥居前に於て奉送す。

後記

還幸後大宮司以下職員へ金品御下賜あり尋で左之通還幸の日時を仰出さる。

十一月十八日

午前八時二十分 宇治山田行在所御出門

同 九時 山田停車場御發車

午後五時四十五分 静岡停車場御著車

御 泊 静岡御用邸

同 十九日

午前十時二十分 静岡御用邸御出門

同 十時三十分 静岡停車場御發車

午後三時四十五分 新橋停車場御著車

還 幸

十月十八日車駕御豫定の如く行在所を御發車あらせらる。神宮職員は奉迎時の如く山田停車場内又は停車場前に参集奉送す。又少宮司桑原芳樹神部署長置鹽藤四

郎は静岡迄御奉送申上げたり。兩宮各別宮に幣帛神饌料御供進あらせられたるに  
より十一月二十日荒祭宮多賀宮を始めとし、月讀宮以下各別宮攝社末社所管社に臨  
時祭を奉仕せり。祭式は新嘗祭に准せしも、恆例新嘗祭及び東宮殿下の御参拜日切  
迫せしため奉幣の儀と大御饌供進の儀とを同時に執行することとし、一日を以て諸  
宮社の祭儀を滞りなく奉仕したり。廿九日少宮司桑原芳樹上京、宮内省に就き、御参  
拜御滞なく済ませられし御祝詞を奏上せり。十二月一日付を以て今回行幸に關  
し行在所又宮域内に増設せし建物を下附せられしにより、之を神宮司廳に領收せり。

供奉人名

- 皇族  
貞愛親王殿下  
皇族武官 三原三郎  
外判任官 二名  
本省  
宮内大臣子爵 田中光顯  
宮内大臣秘書官 長崎省吾  
宮内書記官 栗原廣太  
外判任官 四名  
侍從職  
侍從長 侯爵 德大寺實則  
侍從 男爵 米田虎雄  
侍從 子爵 北條氏恭  
侍從 子爵 綾子路有良  
侍從 日野西資博  
次侍從 男爵 澤 宣元  
次侍從 慈光寺仲敏  
外判任官 四名

- 内藏寮  
内藏寮主事 坂本俊健  
外判任官 二名  
大膳職  
膳部長 久米井隆吉  
外判任官 十二名  
主殿寮  
判任官 十九名  
内匠寮  
判任官 三名  
主馬寮  
主馬助 菊地末太郎  
車馬監 根村當守  
外判任官 二十五名  
侍醫局  
侍醫局長 醫學博士 岡 玄卿  
侍醫 森永友健  
藥劑師長 山田 董  
侍醫補 鈴木金之助  
外判任官 三名  
調度局  
判任官 三名  
内大臣府  
内大臣秘書官 野崎來藏  
外判任官 二名  
式部職  
掌典 宮地嚴夫  
外判任官 一名  
侍從武官  
侍從武官長 男爵 岡澤 精  
侍從武官  
侍從武官 大城源三郎  
侍從武官 伊藤瀬平  
侍從武官 公爵 鷹司熙通  
外判任官 四名  
近衛將校  
陸軍歩兵少佐 村田信乃  
同 大尉 田村 豊  
同 鹿村英賀  
同 水足準喜  
同 蒲生知七郎  
同 山本松雄  
同一等主計 大橋次郎太  
内閣總理大臣伯爵 桂 太郎  
内務大臣 男爵 清浦奎吾

## 職制

### 職制の沿革

#### 總説

神宮奉祀の職掌として、古來最高の位置にあるものは即ち齋王なり。神宮皇居の分離以來、歴世皇女を立て、皇大神に奉侍せしめ給ふ。

奈良朝以來、齋王に關する制度次第に整備し、之に附屬する官銜を齋宮寮と云ひ、延喜式に於ては主神司以下の十三司を管し、式條又百を數へて其の一卷を成す。然れども齋王は所謂御杖代ミツサシに坐し、祭時に臨み親しく皇大神に近侍し給ふの外、一切事務には關からせ給はず。かくて神宮日常の守護、恆例臨時の祭祀竝にその經營に方る職掌としては大神宮司、禰宜、内人物忌等あり。宮司は神宮の祭祀竝に政務を管理し、その政廳を御厨と稱し、國司と同じく任期六年を以て交替し、京官より之を任命せらる。禰宜以下の職掌人は凡て皇大神宮、豐受大神宮の兩宮に分屬し、神宮の守護、祭祀に奉仕す。而して凡て鎮座地たる度會郡の人を任用し、且世襲終身の職なりとす。この

外に京官に於て神宮の事を視るものに祭主あり、主として祭使を奉仕し、大神宮司の上カミに立ちて、神宮行政を監理したり。中世以後に於ては神宮上卿と稱し、公卿をして神宮に關する廷議を專管せしめられたることもありき。齋王は既に鎌倉時代の末より廢絶し、宮司の政務亦振はず、神宮の經營は殆ど神宮家即ち兩宮禰宜の職掌に歸し、その上首たる一禰宜が所謂長官として神宮一切の事務を奉行し、その政廳を宮中の文殿に設け、政所、公文所、家司、宮奉行等の被官を置きて宮務を掌理したり。又古くより祭主以下の官職、各世襲となり、祭主は大中臣姓たる藤波家、宮司は中臣姓たる河邊家、皇大神宮禰宜は荒木田姓の七氏、豐受大神宮禰宜は度會姓の六氏より任用せらるることとなり、以て明治に及べり。

#### 齋王

概説 齋王は又御杖代と申し上げ、皇大神に近侍して神宮祭祀に奉仕し給ふ皇女若くは女王を申し上ぐ。内親王の場合には齋内親王と申す。其の起源極めて古く、崇神天皇の時、皇女豐鍬入姫命をして、皇大神を倭の笠縫の邑に祀らしめ給へるに始る。爾來時に中絶せることありしも、天武天皇以後は其の制漸く確立して、歴世之を立て

られざるこそ稀なり。後醍醐天皇以後戦亂の爲に廢絶して復再興を見るに至らず。文久三年津藩主藤堂高猷之が再興を請ひ、山田の勤王家山田大路親彦も亦熱心に之を主張したれども、終に當路の容るゝ所とならざりき。

齋王は天皇御即位の始めに當り、皇女の未だ嫁せざる者を卜定して之に充てらる。若し卜食せざるか、皇女無き時は世次に依りて女王中より簡定せらる。齋王卜定當時の御年齢は必ずしも一樣ならず。識子、雅子、媞子、功子、潔子、昱子の諸内親王、悦子、恭子、二女王の十歳以内なるが如き、規子、利子、非子、諸内親王の廿歳を越え給へるが如き是なり。中に就て功子内親王の安元三年纔に二歳を以て卜定せられ給へるを、最も御幼少の例とす。之に反して利子内親王の二十八歳にして卜定せられ給へるを、最長年拜任の例とす。卜定訖れば勅使を其第に遣はされて事の由を告げられ、又神祇祐己上一人下僚を率ゐて之に隨行し、解除の式を行ひ、木綿つけたる賢木を殿の四面及び内外門に立て、齋居の標示とす。後日時を擇びて百官朱雀門に大祓を行ひ、勅使を神宮に遣はして幣帛を奉り卜定の狀を告げしめ給ふ。尋で宮城内の便處を卜して、齋王を入らしめ奉る。之を初齋院シヨサイケンと稱す。初齋院の位置は一定せず、或は雅樂寮を以て之に充てられ、或は主殿寮主水司宮内省右兵衛府左近衛府右近衛府大膳職

侍從厨家等を以て、之に充てられしことあり。初齋院に入らるゝの時期に就ては、特に之を規定せるものなしと雖も、之を實例に徴するに、卜定九月以後なれば、明年八九月の交、三四月頃なれば、同年八九月頃に入院せらるゝを普通となせしが如し。やがて城外の齋宮野宮成りて之に移らせらる。此の日齋王輿に駕し、初齋院を出で河頭に臨みて祓を受け、野宮に入らせ給ふ。勅使大納言中納言各一人、參議二人、四位五位各四人供奉す。御襖は平安奠都以後は、葛野川（桂川）若くは鴨河に於て行はせらる。

齋王は毎月朔日、木綿鬘をつけ齋館に參入して神宮を遙拜し給ふ。外に神事としては、初齋院にありては毎月朔日に庭火祭、晦日に解除を行はれ、野宮に於ては更に祈年月次、鎮火、道饗、新嘗等の祭の外に、六月十二月の大祓を行はるゝなど、愈嚴かに潔齋精進の生活を營ませらる。

野宮ノミヤの起源は今之を明かにする能はざるも、日本書紀に天武天皇二年夏四月、大來皇女オホキミを神宮に侍せしめんとして、泊瀬ツクセの齋宮に居らしむとあるは、史上に現るゝ最初にして、平安朝以後は洛西嵯峨の地に之を置かるゝの例となれり。野宮の潔齋御生活滿一年、卜定後三年目の九月に野宮を出で、河水に祓禊して京に入り、天皇に別を告